

令和元年度

第3次 東大阪市男女共同参画推進計画 みらい 翔（はばたき）プラン 施策評価

東大阪市 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課

### 第3次 東大阪市男女共同参画推進計画 みらい 翔（はばたき）プラン 評価方法について以下に示す。

【担当所属（室・課）が、施策内容に関する事業を実施したかどうかについて】

○施策内容に関して事業を実施した場合

→ 「事業実施」欄に「実施」と記入。

●男女共同参画の視点をもって事業を実施できた場合

→ 「男女視点」欄に「有」

■どの程度男女共同参画の視点をもって事業を実施できたかを★3段階で評価

→ 「R1進捗度」欄に3段階で★を記入

<事業所管課から見た事業の進捗度>

[ ★★★ ] 目標どおり～目標を超えて男女共同参画の視点をもって実施した。

[ ★★ ] 目標には達していないが、男女共同参画の視点をもって実施した。

[ ★ ] 目標に達せず、あまり男女共同参画の視点をもって実施できなかった。

●男女共同参画の視点をもって事業を実施できなかった場合

→ 「男女視点」欄に「無」

■「R1進捗度」欄について以下のとおり。

→ 「R1進捗度」欄に「－」を記入

<事業所管課から見た事業の進捗度>

[ － ] 男女共同参画の視点をもって実施できなかった。

○事業を実施していない場合

→ 「事業実施」欄に「未実施」と記入

→ 「男女視点」欄に「－」と記入

→ 「R1進捗度」欄に「評価なし」と記入

※平成30年度中に終了している事業については、評価の対象外とする。

みらい翔プラン(改訂版)施策体系別事業管理シート

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                         | 内容  | R1目標                           | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                          | 部局          | 令和2年度室課       |
|--------|---|----|-----------------------------|---|--------------------------------|--|------|------|-------|---------------------------------------|-------------|---------------|
| 1      | 自治会などと連携して、研修会やタウンミーティングを開催します  |    | 出前講座                        | 自治会や関係機関などと連携し、広く男女共同参画を推進する場と機会を提供する。  | 年1回以上開催                        | 教員初任者研修出前講座を開催し、男女共同参画を啓発することができた。   | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、年1回以上開催                          | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 2      | 「男女共同参画週間」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」など、あらゆる機会をとらえて男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施します | ○  | 男女共同参画に関する月間・週間における啓発事業     | 6月「男女共同参画週間記念のつどい」開催。11月「女性に対する暴力をなくすつどい」を開催。市政だよりにおいて特集記事を掲載(6月:男女共同参画週間、10月:仕事と生活の調和～ワーク・ライフ・バランス～、11月:女性に対する暴力根絶)。 | 啓発事業におけるアンケートの満足度75パーセント以上     | 啓発事業におけるアンケートの満足度は80パーセント以上を達成している。男女共同参画週間記念のつどい:令和元年度179名の来場があり男女共同参画推進の理解と浸透を図る機会となった。女性に対する暴力をなくす運動のつどい:21名の参加があった。市政だよりに年3回特集記事を掲載した。 | 実施   | 有    | ★★★★  | 引き続き、啓発事業におけるアンケートの満足度75パーセント以上をめざす。  | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   | ○  | ヒューマンライツカレンダーの発行            | 市内学校園の児童生徒の人権作品及び人権課題を掲載。市内学校園や公共施設へ配布する。   | 男女共同参画のテーマを入れる。                | 45,500部を作成し、6月に『性別で役割をきめていませんか』というタイトルで男女共同参画について掲載。カレンダーは、市内学校園や公共施設へ配布した。  | 実施   | 有    | ★★★★  | 引き続き、カレンダーに男女共同参画のテーマをとりあげる。          | 人権文化部       | 人権啓発課         |
|        |   | ○  | 労政ニュースの発行                   | 都市魅力産業スポーツ部が発行する「労政ニュース」に男女共同参画に関する啓発記事を掲載し、市内事業所にFAX配信を行う。   | 男女共同に関する情報を労政ニュースで配信。          | 女性を積極的に活用している企業の事例を紹介するセミナーを周知した。  | 実施   | 有    | ★★    | 情報収集し、啓発回数を増やす。                       | 都市魅力産業スポーツ部 | 労働雇用政策室       |
| 3      | 市などの主催する講演会や社会教育、生涯学習のセミナーなど多様な機会を活用して広報・啓発を行います                                |    | 男女共同参画センター講座                | 多くの人々に男女共同参画の理解を深めていただくため、男女共同参画センター・イコラームでは「固定的な性別役割分担」「ワーク・ライフ・バランス」「DV防止」など、さまざまな分野における講座を年間約40コマ実施している。           | アンケートの満足度75パーセント以上             | アンケートの満足度75パーセント以上達成。講座内容は、男女共同参画入門から、女性のチャレンジ支援やエンパワメント、男性のための男女共同参画の講座など社会情勢や市民のニーズに応じたものを実施できた。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 引き続き、啓発事業におけるアンケートの満足度75パーセント以上をめざす。  | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | 市民人権講座                      | 人権啓発事業の一環として、身近な人権問題を取り上げ、広く市民の人権意識の高揚を図る。  | 人権啓発イベント等を男女共同参画のテーマで実施する。     | 令和2年2月21日にジェンダー・セクシュアリティについての講座開催を予定していたが、新型コロナウイルスの影響を鑑み中止としたため実施できず。   | 未実施  | 有    | 評価なし  | 他の人権課題とのバランスをとりながら、女性の人権についても取り組んでいく。 | 人権文化部       | 人権啓発課         |
|        |   |    | NPOや市民活動に関わる講演・講座等における広報・啓発 | NPO等活動基盤強化事業における講座の開催時に広報・啓発を行う。  | 事業の実施に伴い、男女問わず参加できる環境づくりを心がける。 | 「NPO等活動基盤強化事業」においては、NPOや市民活動に関心のある市民を対象に計5回の講座を開催し、市政だより・ホームページ等を活用して広報・啓発を実施し、男女を問わず多くの方々に参加していただいた。                                      | 実施   | 有    | ★★★★  | 継続                                    | 市民生活部       | 地域活動支援室       |
|        |   |    | 労政ニュースの発行                   | 労政ニュースに男女共同参画に関する啓発記事を掲載し、市内事業所にFAX配信を行うもの。   | 男女共同に関する情報を労政ニュースで配信。          | 女性を積極的に活用している企業の事例を紹介するセミナーを周知した。  | 実施   | 有    | ★★    | 情報収集し、啓発回数を増やす。                       | 都市魅力産業スポーツ部 | 労働雇用政策室       |
|        |   |    | 東大阪市民生委員児童委員研修会             | 毎年度1回民生委員・児童委員に対し、東大阪市文化創造館で全体研修を行っている。福祉に精通している専門家を招聘し講義をしている。ただし、内容については毎年変更している。                                   | 男女共同参画についての研修実施                | 目標とする研修テーマで実施できなかった。今年度実施の研修テーマが「児童虐待への対応」であったため。  | 実施   | 無    | -     | より男女共同参画に係る内容のテーマを選定できるように努める。        | 生活支援部       | 生活支援課         |

| 施策内容No | 施策内容 | 重点 | 事業名                                   | 内容  | R1目標   | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局            | 令和2年度室課         |
|--------|------|----|---------------------------------------|---|--|---|------|------|-------|--|---------------|-----------------|
|        |      |    | 就業支援講習会において、男女共同参画をめざす情報誌「HOW」を配布します。 | 子ども家庭課では母子家庭等就業・自立支援センター事業として、母子家庭の母等の自立促進と生活の安定を図るために、就職に役立つ知識・技能の習得を目的とした就業支援講習会を開催しているが、その機会を活用して、参加者に男女共同参画をめざす情報誌「HOW」を配布する。   | 就業支援講習会において、情報誌「HOW」を配布する                      | 就業支援講習会修了者に就業調査票を送付する際、情報誌「HOW」を同封し、男女共同参画について啓発を行った。   | 実施   | 有    | ★★★   | 配布対象者、配布場所等を工夫することにより引き続き、男女平等・男女共同参画推進のための啓発を行う。                  | 子どもすこやか部      | 子ども家庭課          |
|        |      |    | 児童虐待防止事業                              | 要保護児童対策地域協議会では、構成機関の連携強化を図るため、代表者会議(年1回)や調整会議(年4回)、地区会議(各地区年3回)、実務者会議(各地区年15回)を定期的に開催している。また、状況に応じて随時個別ケース検討会議を開き、ケース対応における検討・情報共有を行っている。その他、研修会や事例検討会を開催して児童虐待への理解を深める取り組みを行っている。<br>市民に向けては11月の児童虐待防止推進月間に街頭キャンペーンやオレンジリボンウォーキングを行い、啓発チラシやグッズなどを配布して児童虐待の防止を広く訴え、また子育てに関する講演会も行っている。平成17年12月に「東大阪市子どもを虐待から守る条例」を制定し、条例啓発を目指す。 | 子育て講演会等に、男性もともに育児に参加することを意識づけるような内容を組み込むよう努める。 | 子育て講演会では母親(女性)だけでなく父親(男性)の参加があり、父母ともに協力して子育てをする意識付けができたと感じる。<br>11月の児童虐待防止推進月間に開催した子育て講演会参加人数:63人 | 実施   | 有    | ★★★   | 子育て講演会等に、男性もともに育児に参加することを意識づけるような内容を組み込むよう努める。                     | 子どもすこやか部      | 子ども相談課<br>地域支援課 |
|        |      |    | アクアセミナー                               | 上下水道局の広報活動の一環として地域のリージョンセンターに出向き、上下水道について、夏休みを利用し、大人と子供が一緒に学べるような学習の機会を提供している。  | 事業未実施につき設定なし                                   | 前年度に引き続き事業内容の見直しを検討したが、従来のメニューからより充実した内容にいたっていないことから今年度は予算化はしていない。                                | 未実施  | -    | 評価なし  | 内容の見直しも行うが、他の広報事業も検討する。  | 上下水道局水道総務部    | (水道)総務課         |
|        |      |    | 人権研修                                  | 市立学校園のPTA・市内在住、在学在勤の方を対象にした一般人権研修の実施(テーマ「豊かな人権感覚を養うために」など)  | 人権研修の実施  | 学校園・家庭・地域社会における人権啓発を行うことを目的に、市立学校園のPTA・市内在住、在学在勤の方を対象にした一般人権研修を実施した。                              | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も、学校園・家庭・地域社会における人権啓発を目的とした人権研修を行う。                              | 教育委員会事務局      | 人権教育室           |
|        |      |    | 国際識字デー・市民のつどい                         | 国際識字デーの日(9/8)に、講演会や演奏会を実施する。識字展では、よみかきに不自由されている方々の日々の学習成果の作品展を開催する。   | 男女共同参画に関するチラシをイベント時に掲示・配布を行う等、広報・啓発を行う。        | 「国際識字デー・市民のつどい」を男女共同参画センター(イコーラム)で開催し、間接的に男女共同参画についての広報・啓発を図った。また、男女共同参画に関するチラシをイベント時に掲示・配布を行った。  | 実施   | 有    | ★★★   | 男女共同参画に関するチラシをイベント時に掲示・配布を行う等、広報・啓発を行う。                            | 教育委員会事務局社会教育部 | 社会教育課           |
|        |      |    | 埋蔵文化財センター歴史講演会事業                      | 埋蔵文化財センターにて年に6回、多様なテーマで開催している。  | 講演会をとおして、引き続き、男女共同参画推進のため努力していきたい。             | 新型コロナウイルス感染症の影響で年4回の開催となったが、開催を日曜の昼からの開催時間とし、男女ともに参加しやすいものとした。                                    | 実施   | 有    | ★★    | 文化財行政の枠の中ではあるが、参加対象を広く募った講演会等を開催することで、男女共同参画への取り組みとその意識を一層高めていきたい。 | 人権文化部         | 文化財課            |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                                  | 内容  | R1目標   | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局    | 令和2年度室課       |
|--------|---|----|--------------------------------------|---|--|---|------|------|-------|--|-------|---------------|
| 4      | 市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます |    | 東大阪市総合防災訓練にかかるポスターおよびチラシの作成          | 総合防災訓練は、行政、防災関係機関、自主防災会などが共同し実動訓練と防災フェアで構成されており、その内容についてポスターおよびチラシにて周知を図る。  | 偏った表現のないポスター、チラシを作成する。   | 本年度、総合防災訓練は実施していない。   | 未実施  | -    | 評価なし  | ポスター、チラシの作成時には、性別による固定観念にとらわれない表現に努める。                       | -     | 危機管理室         |
|        |   |    | 市政だより発行業務                            | 市政情報、まちの話題などを記事内容とし、毎月2回(1月のみ1回)各世帯へ配布している  | 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組みを推進する  | 性別などによる固定観念にとらわれないように留意して紙面づくりを行った。   | 実施   | 有    | ★★    | 次年度も継続して男女共同参画の視点をもって事業をすすめたい。                               | 市長公室  | 広報課           |
|        |   |    | 研修事業                                 | 当課で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現になるよう配慮する。   | 当課で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現になるよう配慮する。                    | 概ね実施できた。当課で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現に配慮し、作成できた。                                      | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、性別による固定観念にとらわれない表現に配慮し、研修資料等を作成する。                      | 行政管理部 | 人事課           |
|        |   |    | 男女共同参画センター講座・男女共同参画啓発事業              | 多くの人々に男女共同参画の理解を深めて頂くため、男女共同参画センターでは「固定的な性別役割分担」「ワーク・ライフ・バランス」「DV防止」など様々な分野における講座を年間約40コマ実施している。また、男女共同参画を広く市民に啓発するため男女共同参画課では、年間を通じて様々な印刷物を発行している。 | 全ての媒体で性別による固定観念にとらわれない表現をなくす                                       | 作成する全ての情報紙、啓発紙、講座のポスター・チラシ等については固定的な性別役割に捉われないよう表現、文言、色等に考慮した。また、他課からの依頼に応じ、表現のチェックなども実施している。 | 実施   | 有    | ★★★★  | 引き続き、性別による固定観念にとらわれないよう努める。                                  | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | 人権啓発冊子等発行・事業周知用チラシ・ポスター              | 人権啓発冊子・各事業等の広報媒体に掲載するイラストはできるだけ男女均等にし、男性のみ、女性のみに偏った表現をしない。文言についても固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努める。  | 啓発冊子・人権啓発事業のポスター、チラシに掲載するイラストや文言について、固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努める。 | 人権啓発冊子「ハーモニー」、及び人権啓発事業のポスター、チラシについては固定的な性別役割分担に基づいた表現に偏らないように努め、他部署からの表現についての確認の依頼に応じた。       | 実施   | 有    | ★★★★  | 引き続き、人権啓発課の発行物に掲載するイラストや文言について、固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努める。 | 人権文化部 | 人権啓発課         |
|        |   |    | NPOや市民活動に関わる講座等におけるチラシ等の広報物の作成       | NPO等活動基盤強化事業における講座等のチラシ等における写真やイラストについて、男女の偏りがないように注意している。  | 事業の実施に伴い、広報・啓発については、男女問わず参加できるような表現を心がける。                          | NPO等活動基盤強化事業における講座等のチラシ等における写真やイラストについて、男女の偏りがないように心掛けた。                                      | 実施   | 有    | ★★★★  | 継続   | 市民生活部 | 地域活動支援室       |
|        |   |    | 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に関するパンフレット、チラシの作製 | 後期高齢者医療保険料のパンフレット(年1回)や保険料納付方法等に関するチラシ(随時)を作成している。  | 男女の固定観念にとらわれない表現のパンフレット、チラシを作成する。                                  | パンフレット及びチラシを作成する際には、性別に関して偏っていると考えられる表現とならないよう配慮した。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 男女共同参画の視点を持ち、発行物作成の際には性別による偏りのない表現方法を採用する。                   | 市民生活部 | 医療保険室 保険料課    |

| 施策内容No | 施策内容 | 重点 | 事業名                       | 内容  | R1目標  | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                             | 部局          | 令和2年度室課     |
|--------|------|----|---------------------------|---|---|---|------|------|-------|--|-------------|-------------|
|        |      |    | 国民健康保険被保険者に対する各種パンフレットの発行 | 窓口配布及び保険証同封用に年1回作成  | 年間1回  | 年間1回実施。どのパンフレットにもイラストを掲載しているが、固定的な性別役割分担意識に捉われた表現とならないように配慮している。                                | 実施   | 有    | ★★    | 継続                                       | 市民生活部       | 医療保険室 保険管理課 |
|        |      |    | 商業振興事業 PR事業               | 商業振興事業に係る事業紹介や、経営セミナーのPRチラシ等の制作を行っている。  | 男女共同参画の視点を持って実施する。                              | 令和元年度については空き店舗活用促進補助金のチラシや事業者向け経営セミナー（東大阪あきんど塾）での受講生募集チラシを制作した。各制作物については性別による固定観念にとらわれない表現に努めた。 | 実施   | 有    | ★★★★  | 継続                                       | 都市魅力産業スポーツ部 | 商業課         |
|        |      |    | 労政ニュースの発行                 | 労政ニュースに男女平等に関する啓発記事を掲載し、市内事業所にFAX配信を行うもの。   | 男女平等に関する情報を労政ニュースで配信。                           | 女性を積極的に活用している企業の事例を紹介するセミナーを周知した。   | 実施   | 有    | ★★    | 情報収集し、啓発回数を増やす。                          | 都市魅力産業スポーツ部 | 労働雇用政策室     |
|        |      |    | リーフレット「ファームマイレージ運動」       | 地元野菜を食べる・消費することで、生産者の栽培意欲の向上・農地保全への相乗効果をはかる取組みへの周知。   | 男女共同参画の視点を持って周知する。                              | 男女共同参画の視点をもって、イラスト等の表現に留意した。  | 実施   | 有    | ★★★★  | 継続                                       | 都市魅力産業スポーツ部 | 農政課         |
|        |      |    | 地域子育て支援センター事業             | 旭町・楠根・布施(H29.5開所)子育て支援センターにおいて、地域の親子が集まって互いに交流を深めることのできる場所を提供し、また子育てに関する情報を発信したり子育ての悩みや不安を持つ親からの相談を受けたりといった事業を行う。 | 子育て支援情報誌などの発行物において、男性も育児に参加することを意識づけるような表現に努める。 | 子育て支援センターのウェブサイト及び月間行事予定のおたよりで、子育て支援センターでの自由来館事業「パパもほっと広場」等の情報配信をおこない、男性の育児参加を意識づける表現に努めた。      | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していく。             | 子どもすこやか部    | 施設給付課 保育課   |
|        |      |    | 広報事業                      | 市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます   | 適正な表現でポスター等を作製した。                               | 性別による固定観念にとらわれない表現にすることができた。  | 実施   | 有    | ★★★★  | 継続                                       | 子どもすこやか部    | 保育課         |
|        |      |    | 救急医療パンフレットの発行             | 上記、目的を一覧にしたパンフレットを発行し、配布している。   | 男女の固定観念にとらわれず、救急医療の重要性を十分に踏まえながら事業を行う。          | 救急医療パンフレット発行のイラスト内容においては、男女の固定観念にとらわれず、救急医療の重要性を十分に踏まえながら事業を行った。                                | 実施   | 有    | ★★★★  | 引き続き、パンフレットの発行について、男女の固定観念にとらわれないように努める。 | 健康部         | 地域健康企画課     |
|        |      |    | 食品衛生普及啓発事業                | 食品衛生の普及啓発のために消費者・事業者向けにチラシ・パンフレット・ポスター等を作成し配布している。  | 消費者・事業者に配布                                      | 従前より、食品衛生の普及啓発は男女共通に普及するべきことであるから、イラストや写真についても偏りなく作成している。                                       | 実施   | 有    | ★★★★  | 今後も継続する。                                 | 健康部         | 食品衛生課       |
|        |      |    | 啓発事業 おくすり教室の実施            | 小学校5・6年生を対象とした薬健康教育を実施している  | 性別や固定観念にとらわれない表現に努める。                           | 薬健康教育を実施し、リーフレットを配布することができた。リーフレットのイラスト、説明の内容においては、男女の固定観念や民族などにとらわれず、薬健康教育の実施を行うことができた。        | 実施   | 有    | ★★★★  | 今後も継続する。                                 | 健康部         | 環境薬務課       |
|        |      |    | 健康づくり事業                   | 市民の健康に寄与する啓発物の配布や広報を行っている。  | 性別や固定観念にとらわれない表現に努める。                           | 性別や固定観念にとらわれない表現をすることができた。  | 実施   | 有    | ★★    | 今後もこの方向性で継続していく。                         | 健康部         | 健康づくり課      |

| 施策内容No | 施策内容 | 重点 | 事業名   | 内容   | R1目標   | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局            | 令和2年度室課   |
|--------|------|----|---|--|--|---|------|------|-------|---|---------------|-----------|
|        |      |    | 母子保健及び感染症事業   | 母子保健及び感染症予防に関する啓発物の配布や広報を行っている。  | 性別や固定観念にとらわれない表現に努める。                            | 性別や固定観念にとらわれない表現をすることができた。  | 実施   | 有    | ★★    | 今後もこの方向性で継続していく。  | 健康部           | 母子保健・感染症課 |
|        |      |    | 上下水道局広報紙「水さき案内」の発行                                  | 上下水道に関する各種情報及びお知らせ等  | 内容に留意して作成する                                      | 充実した内容で作成できた。イラスト、文書表現において、男女による区別がないように配慮する。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 同方針を継続していく。   | 上下水道局水道総務部    | (水道)総務課   |
|        |      |    | 消防吏員採用試験実施時の募集要項作成事業                                | 採用予定者人員に男女別による差異を記入せず、試験内容、評価及び採用後の処遇等についても一貫して男女別等は記載しない。   | 男女別に関わらず、優秀な人材を競争試験による成績で公正に評価し、性別に依ることなく広く採用する。 | 男女別に関わらず、優秀な人材を競争試験による成績で公正に評価する。消防吏員採用試験募集要項を作成し、性別に依ることなく採用試験を実施した。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 次年度以降も同目的及び方針の下、継続実施していく。   | 消防局           | 人事教養課     |
|        |      |    | いじめ防止対策推進事業など                                       | 人権教育研究会全体会におけるポスター、いじめ防止対策推進事業におけるリーフレット・ポスターについて、性別による固定観念にとらわれない表現に努める。  | ポスター、リーフレットの配布                                   | 人権教育研究会全体会におけるポスター、いじめ防止対策推進事業におけるリーフレット・ポスターについて、性別による固定観念にとらわれない表現に努め、ポスターやリーフレットを作成し、市内学校園、各施設に配布することができた。 | 実施   | 有    | ★★★★  | 今後も、リーフレット・ポスターについて、性別による固定観念にとらわれない表現の工夫を行っていく。                      | 教育委員会事務局      | 人権教育室     |
|        |      |    | 学校給食予定献立表の配布  | 毎月1回(8月を除く)、小学校給食の予定献立表を児童、保護者へ配布する。   | 性別による固定観念にとらわれない表現に努める                           | 概ね性別による固定観念にとらわれない表現に取り組むことができた   | 実施   | 有    | ★★★★  | 性別による固定観念にとらわれない表現に努める  | 教育委員会事務局学校教育部 | 学校給食課     |
|        |      |    | ①生涯学習情報誌「まなびにトライ！」及び②おおさかふみんネット「生涯学習中河内ブロックにゆーす」の発行 | ①市民の誰もが必要に応じて、いつでも、どこでも自主的に学習に取り組むことができるよう、市主催の生涯学習関連の講座やイベント、図書館イベント、大学の公開講座等の生涯学習情報誌を年2回発行し、市内の主な公共施設に設置するとともに全戸回覧を行う。②中河内3市の生涯学習情報誌を発行する。 | 性別の固定観念にとらわれない表現の情報誌作成                           | ①全戸回覧実施。②中河内3市及び府を通じて各市町村へ配布を実施。性別による固定観念にとらわれない表現の情報誌を作成できたため、目標は達成できた。                                      | 実施   | 有    | ★★★★  | 今後も、男女共同参画の視点に基づいた表現の情報誌作成に努める。                                       | 教育委員会事務局社会教育部 | 社会教育課     |
|        |      |    | 青少年育成推進事業(家庭教育手帳)                                   | 家庭のあり方や子どもの生活リズム・しつけ・非行等家庭での教育やしつけについての内容である。  | 内容の見直しや更新を通して興味をもってもらいやすくすることで、子育ての参考にしてもらう。     | 内容の見直しや更新を通して、より見やすく、読みやすいように改定できた。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 内容の見直し、使用データの更新などを通して、日頃から子育ての参考にしたり子育てで悩んだときに手に取ったりしてもらえるようなものにしていく。 | 教育委員会事務局社会教育部 | 青少年教育課    |
|        |      |    | 図書館ホームページによる図書館情報の提供(図書館運営)                         | インターネットを活用した図書館に関する情報の発信、提供を行い、利用者が身近に感じ、利用しやすい図書館になるよう広報に努める。   | 図書館ホームページの更新                                     | 月に1度ホームページ担当者会議を行い、誰でも図書館を利用しやすいホームページの更新に努め、内容の充実を図った。   | 実施   | 有    | ★★★★  | より一層図書館ホームページの更新を図る   | 教育委員会事務局社会教育部 | 社会教育課     |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                       | 内容  | R1目標   | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局    | 令和2年度室課       |
|--------|--|----|---------------------------|---|--|--|------|------|-------|---|-------|---------------|
| 5      | 男女共同参画に関する市民意識・実態調査を定期的実施します                               |    | 男女共同参画に関する市民意識調査          | 男女共同参画に関する市民意識調査  | 市民意識調査を実施し、いかに男女共同参画の意識が市民に浸透しているかを調査すること                        | 平成30年度に市民意識調査を実施した(実績:平成21年度、平成26年度)。また平成24年度に、市政世論調査を実施した。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も機会あるごとに市政世論調査、市民意識調査を実施していく。                                       | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 6      | 男女共同参画に関する国、大阪府などの他自治体、海外の情報、図書、資料の収集と、わかりやすく利用しやすい提供に努めます |    | 男女共同参画センター情報資料室整備・管理事業    | 国・大阪府・各地方自治体からの提供資料及び必要に応じて購入した書籍・資料を男女共同参画センター情報資料室で保管するとともに、市民や関係者に閲覧・貸出し、誰もが男女共同参画に関する情報を取得できる環境を整備している。 | 年間貸出冊数700冊以上   | 令和元年度年間貸出冊数839冊。男女共同参画センターにある情報資料室としての特質を考慮し、他の図書館等では閲覧・貸出していないような専門的な書籍なども購入した。また開催しているイベントや講座に関係する書籍や人気ランキング上位を情報資料室に配置するなど、利用しやすい環境づくりに努めた。 | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、情報資料室の周知を図り、年間貸出冊数700冊以上を継続する。                                   | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 7      | 必要に応じて男女別のデータ収集に努めます                                       |    | 男女別のデータ収集に努める事業           | -   | 検討中  | 本年度、男女別のデータを収集するような事業はなかった。  | 未実施  | -    | 評価なし  | 今後、データ収集の際には男女別のデータ収集について考慮する。  | -     | 危機管理室         |
|        |  |    | 研修事業                      | 研修、特に男女共同参画社会をテーマとした職員研修の一部で、アンケート集計にあたって、男女別の理解度、満足度等のデータを収集する。  | 研修、特に男女共同参画社会をテーマとした職員研修の一部で、アンケート集計にあたって、男女別の理解度、満足度等のデータを収集する。 | 男女別のデータの収集を実現できた。研修、特に男女共同参画社会をテーマとした職員研修の一部で、アンケート集計にあたって、男女別の理解度、満足度等のデータを収集できた。   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、研修、特に男女共同参画社会をテーマとした職員研修の一部で、アンケート集計にあたって、男女別の理解度、満足度等のデータを収集する。 | 行政管理部 | 人事課           |
|        |  |    | 男女共同参画に関する市民意識調査や講座アンケート等 | 市民の男女共同参画社会に関する意識と実態を調査することにより、社会情勢の変化対応し地域に根ざした男女共同参画推進計画策定の基礎資料とするとともに、より市民のニーズに応じた男女共同参画推進事業を実施するもの。     | (男女共同参画を推進するための)有効な男女別データの収集                                     | 各種講座等男女共同参画課の実施事業のアンケートでは必ず有効な男女別データを収集し、その結果を各事業に反映させて活用している。   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、有効な男女別データの収集に努める。  | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |  |    | 人権啓発事業のアンケート欄             | 各人権啓発事業のアンケート欄に性別記載欄を設け、男女別のデータ収集を行う。   | 各人権啓発事業でのアンケートについて性別記載欄を設ける。                                     | 各人権啓発事業でのアンケートについて性別記載欄を設け、男女別のデータ収集を行った。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、各人権啓発事業でのアンケートについて性別記載欄を設ける。                                     | 人権文化部 | 人権啓発課         |
|        |  |    | セミナーの開催                   | 身近なテーマを選択しセミナーを開催。受講者に対してアンケート調査を行い、男女別の集計を実施。  | アンケート調査において、男女別集計を実施する。  | 目標どおりアンケート調査において、男女別集計を実施した。   | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も引き続き実施する。  | 市民生活部 | 消費生活センター      |
|        |  |    | 特定健康診査                    | メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査を実施している   | 男女別、年齢別の受診傾向を分析し、それぞれにあった取り組みを実施する。                              | 男女それぞれが、等しく特定健康診査を受診できるよう、市政だよりや回覧等で啓発を行った。また、男女別・年齢別で、受診データを集計することにより、傾向を分析し、それぞれに合った取り組みを実施した。   | 実施   | 有    | ★★    | 継続(女性より男性の受診率が低いいため、男性の受診率向上を目指す。)                                    | 市民生活部 | 医療保険室 保険管理課   |

| 施策内容No | 施策内容                        | 重点 | 事業名                     | 内容  | R1目標   | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局                | 令和2年度室課      |
|--------|-----------------------------|----|-------------------------|---|--|---|------|------|-------|--|-------------------|--------------|
|        |                             |    | モノづくり若年者等就業支援事業         | 就職説明会や人材育成塾を通じて、市内企業への雇用を促進する。  | 男女ともに市内モノづくり企業への就職を支援する。   | 男女ともに市内モノづくり企業への就職を支援した。  | 実施   | 有    | ★★    | 今後も企業と求職者とのマッチングを図る。   | 都市魅力産業スポーツ部       | 労働雇用政策室      |
|        |                             |    | 健康づくり事業                 | 健康増進事業、公害健康被害予防事業などにおける男女別のデータ把握  | 男女別データの把握  | データの把握についておおむね把握することができた  | 実施   | 有    | ★★    | 今後もこの方向性を継続していく。   | 健康部               | 健康づくり課       |
|        |                             |    | エイズ等対策事業                | エイズ等検査の男女別、年齢別検査率から、効果的な受診啓発を考えます。  | 男女別データの把握  | データの把握についておおむね把握することができた  | 実施   | 有    | ★★    | 今後もこの方向性を継続していく。   | 健康部               | 母子保健・感染症課    |
|        |                             |    | 男女別や年齢層別、役職別等の基礎的データの整備 | 各種データを活用した偏向の無い人事異動、かつ将来形成を踏まえた計画的な各種研修派遣を実施する。   | 適材適所の人事異動や昇任、昇格、計画的な各種研修派遣を行う。   | 各種データを活用した偏向の無い人事異動、かつ将来形成を踏まえた計画的な各種研修派遣を実施し、適材適所の人事異動や昇任、昇格、計画的な各種研修派遣を行うことができた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後、更なる採用が予想される女性職員が活躍できる場を構築するために、引き続きデータの活用を図ります。   | 消防局               | 人事教養課        |
|        |                             |    | 人権研修                    | 研修受講対象者のデータを整備し、研修企画や研修実施に際して活用している。  | 研修企画や研修実施に際しての活用   | 研修対象受講者のデータを整備し、研修企画や研修実施に際して活用できた。   | 実施   | 有    | ★     | 過去のデータを分析し、研修企画や研修実施に際してより効果的に活用していく。  | 教育委員会事務局          | 人権教育室        |
|        |                             |    | 学校基本調査                  | 男女別のデータ収集を行う。   | 正確な数値の把握を行う。   | 正確な数値の把握をしている。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き正確な数値の把握を行う。   | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学事課          |
|        |                             |    | 教職員研修事業                 | 1、教職員研修／2、校園内における指導助言   | 男女別のデータ収集を行う。  | 教職員研修においては、男女別データを収集する必要性はないと考えるためデータ収集は行っていない。   | 未実施  | -    | 評価なし  | データを収集する予定はない。   | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教育センター       |
|        |                             |    | 公平委員会業務                 | 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員の不利益処分に対する審査請求の審査、職員からの苦情相談に関することなど。  | 必要に応じて、人事課等からデータ収集する。  | 本年度、男女別のデータを収集するような事業はなかった。   | 未実施  | -    | 評価なし  | 必要に応じて、人事課等からデータ収集する。  | -                 | 公平委員会事務局     |
| 8      | 保護者に対する男女共同参画に関する啓発活動を充実します | ○  | 地域子育て支援センター事業           | 旭町・楠根・布施(H29.5開所)子育て支援センターにおいて、地域の親子が集まって互いに交流を深めることのできる場所を提供し、また子育てに関する情報を発信したり子育ての悩みや不安を持つ親からの相談を受けたりといった事業を行う。 | 子育て支援情報誌などの発行物において、男性も育児に参加することを意識づけるような表現に努めるとともに、子育て支援センターにおいても、男女が共に子育てにかかわるよう啓発していく。 | 子育て支援情報誌発行物において男性の育児参加を意識づける表現を行うとともに、子育て支援センター業務において、男性の育児への参加を促すような内容を取り組んだ。(土曜日の自由来館は「パパもおいでよ」「パパもホッと広場」等のタイトルを付け来やすい雰囲気づくりをおこなう)更に、妊娠期からの支援をめざし、布施子育て支援センターにおいて「プレママプレパパ講座」を企画実施した。 | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していくとともに、子育て支援センター業務においても、男性の育児参加を促すような講座等を取り組む。他の支援センターでも「プレママプレパパ講座」を企画する。 | 子どもすこやか部          | 施設給付課<br>保育課 |
|        |                             | ○  | 人権研修                    | 学校園・家庭・地域社会における人権啓発を行うことを目的に、市立学校園のPTAを対象に人権研修の実施   | 人権研修の実施  | 学校園・家庭・地域社会における人権啓発を行うことを目的に、市立学校園のPTAを対象にした人権研修を実施した。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も、保護者への人権啓発を目的として人権研修を行う。  | 教育委員会事務局          | 人権教育室        |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                     | 内容  | R1目標                       | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                            | 部局                | 令和2年度室課       |
|--------|--|----|-------------------------|---|----------------------------|---|------|------|-------|---|-------------------|---------------|
|        |  |    | ○啓発冊子の配付・講演会の実施         | 学校の講演会などに男女共同参画の視点に立ったテーマを取り入れる。学校や地域、家庭などあらゆる場で「性」について学習できるよう、啓発冊子の配付や講演会を開催する。                    | 人権教育リーフレット4の小・中学校での活用      | 人権教育リーフレット4等の資料を活用した。   | 実施   | 有    | ★★    | 継続                                      | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室       |
| 9      | 女性教職員の管理職登用や学校運営への積極的参画を進め、全ての教育活動・校務分掌を男女の教職員が平等に担う体制をつくります |    | 学校・園運営における男女共同参画の推進     | 管理職としての適格者を選任し、大阪府教育委員会へ推薦する。   | 女性教職員の管理職への登用状況の把握。        | 女性教職員の管理職への登用状況を把握し、各学校園長へ女性教職員の積極的な推薦について配慮するように依頼した。  | 実施   | 有    | ★★★   | 継続                                      | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教職員課          |
| 10     | 教職員の男女平等教育担担者を中心に、男女平等教育を進めるための研修や情報交換、交流を行います               |    | 人権研修                    | 人権教育推進のための研修を実施した。校園長人権教育研修、教頭・主任人権教育研修「子どもの人権を中心に捉えた学校づくり」など                                       | 人権教育研修の実施                  | 人権教育推進のため、校園長人権教育研修、教頭・主任人権教育研修を実施した。   | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も、人権教育推進のために人権教育研修を実施していく。            | 教育委員会事務局          | 人権教育室         |
|        |  |    | 男女平等教育推進のための研修の実施       | 教育に関わるすべての関係者に対して、男女平等に関する研修を実施する。幼稚園・こども園、小学校、中学校の男女平等教育担担者を中心に男女平等教育を進めるための情報交換や交流を行う。            | 男女平等教育推進のための校内研修の実施率100%   | 男女平等教育推進のための校内研修が実施した。  | 実施   | 有    | ★★    | 継続                                      | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室       |
|        |  |    | 教職員研修事業                 | 1、教職員研修／2、校園内における指導助言   | 教職員研修において、男女平等について研修を実施する。 | 初任者研修において男女平等について研修を実施することができた。受講者自身が自分自身の意識について気づくとともに、各校において男女平等教育をどのように進めていけばよいか考えることができたと思われる。3年目人権教育研修、中堅教諭等資質向上研修において、これまでの人権教育の取組を振り返って、情報交流し、人権が尊重される学校園づくりを考える研修を実施することができた。 | 実施   | 有    | ★★★   | 初任者研修、そのた経験者研修において、引き続き男女平等について研修を実施する。 | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教育センター        |
| 11     | 子どもたち一人ひとりが性別にとらわれることなく、個性を育むことができるよう、保育士の研修や情報交換等を行います      |    | 保育所研修事業                 | 保育の根底に男女平等があり、とりたててそれに焦点をあてた研修ではなく、研修内容に「子どもたち1人ひとりが性別にとらわれることなく、個性を育むことができるよう」な内容を含む研修を実施、および参加する。 | 研修の実施および参加                 | 全国人権保育研究集会、大阪保育子育て人権研究集会等の研修事業を行った。   | 実施   | 有    | ★★★   | 継続                                      | 子どもすこやか部          | 保育課           |
| 12     | 男女平等教育を推進するための教材や啓発資料の充実を図ります                                |    | 男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」の発行 | 男女共同参画社会をめざす情報紙HOWを作成し市内全戸に配布。  | 情報紙HOWの発行                  | 男女共同参画社会をめざす情報紙HOW51号(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)及び52号(DV)を作成し、市内全戸配布した。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き情報紙HOWを発行                           | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |  |    | 各学校での男女平等教育の推進          | 全小中学校で、男女平等教育を推進するための担担者を位置づけ、研修等を実施する  | 男女平等教育推進のための校内研修の実施率100%   | 男女平等教育推進のための校内研修が実施した。  | 実施   | 有    | ★★    | 継続                                      | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室       |
| 13     | 教育相談において、男女平等、人権尊重の視点に立った援助、助言を行います                          |    | 教育・発達相談事業               | 1、来所相談<br>2、相談員派遣事業<br>3、電話相談<br>4、適応指導教室   | 男女平等、人権尊重の視点に立った援助を行う。     | DVや虐待などの話にくい内容についても、相談できる雰囲気づくりに努めた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も継続的に相談員に対する意識づけを行っていく。               | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教育センター        |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                                       | 内容   | R1目標                                | R1実績   | 事業実施          | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                         | 部局                | 令和2年度室課           |
|--------|--|----|---|--|-------------------------------------|--|---------------|------|-------|--------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 14     | 子どもたちが正しい知識を持ち、互いの性を理解するための啓発をするとともに、性に関する悩みも含めた多様な悩みを相談しやすい環境づくりに取り組みます           |    | いじめ防止対策推進事業                               | いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。     | 研修会の実施                              | リーフレットの作成、全中学校区での合同研修会、及びすべての学校で児童・生徒対象の研修を実施した。               | 実施            | 有    | ★★★   | 今後も啓発活動とともに研修の実施をしていく。               | 教育委員会事務局          | 人権教育室             |
|        |  |    | 副読本や指導教材の作成・指導者の養成・環境づくり                  | 男女平等教育を推進するための副読本や指導教材などの活用を促進する。子どもたちが、性について正しい知識を持ち、自他の性を尊重する適切な選択と行動ができるように啓発する。学校園における性教育の研究や研修への支援を進め、指導者の養成を図る。東大阪市人権学習プログラム「であい ふれあい そして人権」の内容の充実と活用の推進を図る。 | 人権教育リーフレット4の小・中学校での活用               | 人権教育リーフレット4等の資料を活用した。  | 実施            | 有    | ★★    | 継続                                   | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室           |
| 15     | インターネット上で人権侵害(リベンジポルノなど)が発生している事実を踏まえ、ネット上での情報のやりとりにおいて責任ある行動と、適切な判断ができる力の育成を推進します | ◎  | ネット上での情報のやりとりについての啓発                      | ネット上での情報のやりとりに関する講座開催や啓発の実施  | ネット上での情報のやりとりについての啓発                | 男女共同参画センターイコーラムの女性応援セミナーで「ネットトラブルから子どもを守る」をテーマの講座を開催した。        | 実施            | 有    | ★★★   | 引き続きネット上での情報のやりとりについての啓発を実施する。       | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課     |
|        |  |    | ◎   | 教職員研修の充実   | 教職員対象の情報モラル研修を実施し、学校での情報モラル教育推進を図る。 | 研修を実施する  | 教職員向け研修を実施した。 | 実施   | 有     | ★★                                   | 継続                | 教育委員会事務局<br>学校教育部 |
| 16     | 教職員に対して幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を充実します                                     |    | 人権研修                                      | 学校教育推進室等関係各部署と連携のもと、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」などの資料を使い、研修を実施する。  | 相談窓口の充実                             | 相談を受ける担当でないことで、取組みを行っていない。                                     | 未実施           | 有    | 評価なし  | 充実を図るために、他課との連携を密にする。                | 教育委員会事務局          | 人権教育室             |
|        |  |    | 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための研修と啓発資料の配付 | 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための研修と啓発資料の配付を行う。  | セクハラ相談窓口の周知100%                     | 全ての学校でセクハラ相談窓口の周知が行われた。  | 実施            | 有    | ★★    | 継続                                   | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教職員課              |
|        |  |    | 教職員研修事業                                   | 1、教職員研修／2、校園内における指導助言  | 教職員研修において、セクハラ防止についての研修を実施する。       | 初任者研修等をはじめとする経験者研修でサービスをテーマに研修を行った際に、セクハラ防止についての研修を実施することができた。 | 実施            | 有    | ★★★   | セクハラ防止もため、今後とも、経験者研修において研修の内容に含めていく。 | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教育センター            |
| 17     | スクール・セクシュアル・ハラスメント相談窓口の充実を図ります   |    | 人権啓発                                      | 学校教育推進室等の関係各部署と連携して、その充実を図る。   | 相談窓口の充実                             | 学校教育推進室等の関係各課と連携することで、取組みを進めた。                                 | 実施            | 有    | ★★★   | 今後も、関係各部署と連携して取組みを進めていく。             | 教育委員会事務局          | 人権教育室             |

| 施策内容No | 施策内容                                       | 重点 | 事業名                  | 内容  | R1目標   | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局                | 令和2年度室課 |
|--------|--|----|----------------------|---|--|---|------|------|-------|---|-------------------|---------|
|        |  |    | 相談窓口の設置及び相談機能の充実     | スクール・セクシャル・ハラスメント相談窓口を整備し、相談機能の充実を図る。   | セクシャル・ハラスメント相談窓口の設置100%                            | セクシャル・ハラスメント相談窓口の設置率は、小・中学校とも100%である。   | 実施   | 有    | ★★    | 継続  | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教職員課    |
|        |  |    | 教育・発達相談事業            | 1、来所相談<br>2、相談員派遣事業<br>3、電話相談<br>4、適応指導教室   | 男女平等、人権尊重の視点に立った援助を行う。                             | スクールセクシャルハラスメントなどの話しにくい内容についても、相談できる雰囲気作りに努めた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も継続的に相談員に対する意識づけを行っていく。   | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教育センター  |
| 18     | 子どもの人権意識の醸成とエンパワメント支援を進めます                 |    | 親子支援プログラム事業          | 子育て支援に関わる職員を対象に、親子支援プログラムを実践するためのファンリテーターを養成し、子ども、保護者それぞれを対象としたプログラムを実施する。<br>子どもを対象として、情緒的、社会的な発達を促し、問題を解決する力を育て、自己肯定感を高めるためのファンフレンドプログラムを実施。<br>保護者を対象として、発達に課題のある子どもを育てるスキルを学ぶためのペアレントトレーニング、前向きに楽しく子育てをするスキルを学ぶためのコミュニケーショントレーニングを実施した。 | プログラムを通して、子どもの自己肯定感を高め問題行動を軽減し、より深刻な状態になるのを防ぐ。     | 両教室の参加者に教室の参加前と参加後にアンケートを取った結果、参加者からは「子育ての方法が変わりイライラする事が減った」「怒鳴る事が減った」等の感想が確認でき、効果がみられた。<br>【受講人数】<br>ペアレント・トレーニング:6名<br>コミュニケーショントレーニング:6名<br>ファンフレンドプログラム:20名 | 実施   | 有    | ★★★   | プログラムを通じて、子どもの自己肯定感を高め問題行動を軽減すること、親支援として子育てスキルを学ぶ機会を作るなど、子育て上の問題が深刻な状態にならないよう支援に努め、多くの子育てをしている家庭に参加してもらえるよう、広報等の工夫が必要である。 | 子どもすやか部           | 地域支援課   |
|        |  |    | 人権研修                 | 人権尊重の精神の涵養のため、全学校で児童生徒対象の学習会を実施し、教育・啓発活動を一層充実する。  | 人権研修の実施  | 児童生徒対象に人権教育研修を実施した。   | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も人権研修を実施していく。   | 教育委員会事務局          | 人権教育室   |
|        |  |    | 各学校での男女平等教育の推進       | 全小・中学校で、男女平等教育を推進するための担当者を位置づけ、研修等を実施する。  | 男女平等教育推進のための校内研修の実施率100%                           | 男女平等教育推進のための校内研修が実施した。  | 実施   | 有    | ★★    | 継続  | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室 |
| 19     | 将来の職業生活についてイメージできるよう、職場体験学習の推進を図ります        | ○  | キャリア教育の視点を持った職場体験の推進 | 幼小中連携したキャリア教育の視点を持った職場体験を推進する。  | 職場体験の推進  | 幼小中連携したキャリア教育の視点を持った職場体験を25中学校すべてで実施した。   | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、キャリア教育の視点を持った職場体験を実施する。  | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室 |
| 20     | 性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導について教職員に対する研修を実施します | ○  | 職員研修の充実              | 教職員対象のキャリア教育研修を実施し、中学校区で幼小中と連携したキャリア教育推進を行う。  | 研修を実施する  | 幼小中高の教職員向け研修を実施した。  | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、キャリア教育に関する研修を実施する。   | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室 |
|        |  | ○  | 教職員研修事業              | 1、教職員研修／2、校園内における指導助言   | 教職員研修において、性別に固定的な考え方にとらわれない進路指導について教職員に対する研修を実施する。 | 進路指導に特化してはいないが、3年目人権教育研修、中堅教諭等資質向上研修において、これまでの人権教育の取組を振り返って、情報交流し、人権が尊重される学校園づくりを考える研修を実施することができた。  | 実施   | 有    | ★★    | 今後も継続的に実施していく。  | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教育センター  |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                     | 内容  | R1目標                                   | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                          | 部局          | 令和2年度室課       |
|--------|--|----|-------------------------|---|--|---|------|------|-------|---------------------------------------|-------------|---------------|
| 21     | 近隣の大学と連携し、女子中・高生が進路の幅を広げるための学習機会を提供します                   |    | 男女共同参画センター事業            | 近隣の大学と連携し、女子中・高生が進路の幅を広げるための学習機会を提供する。  | あらゆる機会を利用して若い世代に進路の幅を広げるきっかけを作る場を提供する。 | 各大学や小中高あてに、男女共同参画社会に向けてひとことメッセージを募集して、女性の進路について考える機会とした。  | 実施   | 有    | ★★    | あらゆる機会を利用して若い世代に進路の幅を広げるきっかけを作る場を提供する | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 22     | 女性が発言し行動するための知識や力が身につく実践的な講座を提供します                       | ○  | 男女共同参画センター講座            | 多くの人々に男女共同参画の理解を深めていただくため、男女共同参画センター・イコーラムでは「固定的な性別役割分担」「ワーク・ライフ・バランス」「DV防止」など、さまざまな分野における講座を年間約40コマ実施している。 | 主に女性がエンパワメントされる実践的講座を実施。               | 男女共同参画センターでは女性のエンパワメントやアサーション(自分の思いを発信する)の必要性やその方法を考えたり、地域で実践的な活動をするための知識を身につける、イコーラムカレッジ・女性応援セミナー・地域女性リーダー養成講座「翔(はばたき)塾」・文化・表現講座・こころとからだ講座などを実施した。 | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、女性がエンパワメントできる実践的な講座を実施する。        | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 23     | セミナーやイベントの企画・運営などの実践的な活動を通して、経験の蓄積と女性のネットワークを支援します       |    | 男女共同参画センター講座            | 多くの人々に男女共同参画の理解を深めていただくため、男女共同参画センター・イコーラムでは「固定的な性別役割分担」「ワーク・ライフ・バランス」「DV防止」など、さまざまな分野における講座を年間約40コマ実施している。 | イコーラム登録団体数の増加                          | 令和元年度新規登録団体2件。男女共同参画センターで実施した講座(自主事業)で終了後には必要に応じて参加者がネットワークづくりに取り組みやすいよう、グループ立ち上げに関する情報提供やアドバイスを実施した。   | 実施   | 有    | ★     | 引き続きイコーラム登録団体数の増加をめざす                 | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 24     | 男女共同参画センターの講座などを通じてロールモデルとなる人材の育成に努めます                   |    | 男女共同参画センター講座            | 女性の社会参画や働き方などについての講座を実施する。  | 男女共同参画センターにて当該講座を実施する。                 | 「翔塾」(女性のための起業入門セミナー)にて、女性の創業支援につながる講座を開催できた。また、「支援職が元気になる講座」では支援職としてのあり方について考える機会を提供できた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、男女共同参画センターにて当該講座を実施する            | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 25     | 働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通じて情報提供をします |    | 男女共同参画センター講座            | 女性と仕事について考え、働き方やチャレンジの方法を探る講座を実施し、交流の機会や情報について提供する  | 男女共同参画センターにて当該講座を実施する。                 | 「翔塾(前期)女性のための起業入門セミナー」「翔塾(後期)人を巻き込むヒトになる!～多様な個性を活かせる「場」を作ろう～」と題し、女性の創業支援につながる講座を開催できた。また、「支援職が元気になる講座」では支援職としてのあり方について考える機会を提供できた。                  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、男女共同参画センターにて当該講座を実施する            | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 26     | 科学分野など従来女性が少なかった分野で活躍する女性の好事例を紹介するなど、女性のチャレンジ意識の高揚を促します  | ○  | 啓発紙の発行や、男女共同参画センターの講座など | 多くの人に男女共同参画についての理解を深めていただくため、男女共同参画センターにおいて、さまざまな切り口の講座、催事を開催し、リーフレットの配架等による情報提供も含め、広く市民に周知を図る。             | 男女共同参画センターの講座や催事を利用してさまざまな事例を紹介する。     | 男女共同参画センター講座「翔塾(前期)女性のための起業入門セミナー」「翔塾(後期)さまざまな社会貢献のスタイル～わたしも何かできる!～」 「支援職が元気になる講座」等で、好事例を紹介する機会を作れた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き男女共同参画センターの講座や催事を利用してさまざまな事例を紹介する | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 27     | 働く女性のための講座や、再就職を希望する女性のための講座などを開催します                     |    | 男女共同参画センター講座            | 多くの人々に男女共同参画の理解を深めていただくため、男女共同参画センター・イコーラムでは「固定的な性別役割分担」「ワーク・ライフ・バランス」「DV防止」など、さまざまな分野における講座を年間40コマ実施している。  | 男女共同参画センターにて当該講座を実施する。                 | 男女共同参画センター・イコーラムにおいて「女性応援セミナー」「支援職が元気になる講座」「翔塾」など、働く女性や再就職を希望する女性に向けた講座を開催した。   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き男女共同参画センターにて当該講座を実施する             | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |  |    | 就労支援のセミナー等の開催           | 就活ファクトリー東大阪において、39歳以下の若者及び女性(年齢不問)を対象とした就労支援のセミナーを実施する。   | 女性向けの就労支援のセミナーの開催に務める。                 | 復職及び再就職を目指す女性対象の就労支援のセミナーを実施できた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も継続的に実施していきたい。                      | 都市魅力産業スポーツ部 | 労働雇用政策室       |
|        |  |    | 該当する事業なし                | -   | -                                      | -   | -    | 未実施  | -     | 評価なし                                  | 今後も予定なし     | 子どもすこやか部      |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                | 内容  | R1目標  | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局    | 令和2年度室課       |
|--------|---|----|--------------------|---|---|--|------|------|-------|---|-------|---------------|
| 28     | 相談や支援に関わる人が学習する機会を充実します   |    | 男女共同参画センター講座       | 男女共同参画センターにて相談や支援に関わる人に向けた講座を実施。また第3回ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議において、支援者に向けた研修を実施。                         | 男女共同参画センターにて当該講座を実施する。                              | 男女共同参画センターにて「支援職が元気になる講座」を実施した。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き男女共同参画センターにて当該講座を実施する                           | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 29     | 地域団体や関係団体の代表者などに対して男女共同参画に関する研修を行います  |    | 男女共同参画研修事業(出前講座)   | 男女共同参画研修事業(出張講座)を実施する   | 地域団体や関係団体の代表者に対して男女共同参画の視点を持って団体の事業に従事できるよう研修を実施する。 | 平成24年度に、「夫婦のあり方とその家族への影響」と題して、民生委員児童委員に対して研修を実施している。また、同じく平成24年度に、「私たちみんなの幸せのための、男女共同参画社会」と題した研修を男女共同参画地域推進員に対して実施しているが、平成25年度以降については実施できていない。 | 未実施  | -    | 評価なし  | 地域団体や関係団体の代表者に対して男女共同参画の視点を持って団体の事業に従事できるよう研修を実施する。 | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 30     | 生涯学習の講座を企画・運営する担当者が男女共同参画の視点を持てるよう、研修を行います  |    | 男女共同参画啓発業務         | 生涯学習の講座を企画・運営する担当者が男女共同参画についての理解を深めるため、男女共同参画センターにおいて、様々な切り口の講座、催事を実施し、リーフレットの配架等による情報提供も含め広く周知を図る。 | 年1回実施する   | 今年度は啓発の機会である男女共同参画施策推進本部会議が実施できなかった。   | 未実施  | 無    | 評価なし  | 男女共同参画施策推進本部会議を開催し、当該事業に関する啓発をはかる。                  | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 31     | 市民の学習意欲の多様化、高度化に対応できるよう、男女共同参画センター・イコラムなどを利用しながら、地域の活動拠点のネットワーク化を図り、情報交換や共催事業を実施します |    | 男女共同参画センター講座やイベント等 | くすのきプラザ企画運営委員会、男女共同参画センターと東歯科医師会、中保健センター(希来里ビル2～6階)が共催し、希来里ファミリーまつりを実施する。参加者約1000名                  | 希来里ファミリーまつりの共催実施                                    | くすのきプラザ企画運営委員、男女共同参画センターと東医師会、中保健センター(希来里ビル2階～6階)が共催し、希来里ファミリーまつりを実施した。参加者1035名  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き男女共同参画センターの事業を他施設に広く周知するよう努める。                  | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | リージョンセンター管理事業      | 貸し館業務   | 他部署との連携   | 市民プラザの貸し館業務と、NPO・市民活動支援課の公民協働事業で連携を図りながら、男女共同参画を推進する多様な学習機会を提供した。  | 実施   | 有    | ★★    | 継続  | 市民生活部 | 地域活動支援室       |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名               | 内容  | R1目標  | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局            | 令和2年度室課       |
|--------|--|----|-------------------|---|---|--|------|------|-------|---|---------------|---------------|
|        |  |    | 東大阪市民講座           | ●募集定員を下回る講座はほとんどなく、応募数が定員を大きく上回る講座も珍しくはありません。市民ニーズに出来るだけ応えるため、同一年度内で同一講座を、前・後期と分け、2回実施することもあります。また、世代間の断絶が憂慮されている中、親子で楽しく参加してもらえる特別企画を、学校の夏季休業期間中に組むこともあります。講座数については、社会教育センター傘下の東公民館(平成27年9月閉館)も含めて、前・後期・夏休み企画を合わせて、30(平成27年度実績)の講座を組んでいます。 | 引き続き男女参加できる市民講座を企画・開催する。                          | 実施した講座数には、前・後期・夏休み企画を合わせて、26の講座(見込み)に及んだ。  | 実施   | 有    | ★★★   | ●平成20年9月に出された中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～(答申)」においては、『持続可能な社会では、各個人が社会構成員として、人間・社会・環境・経済の再生を目指し、生産・消費や創造・活用のバランス感覚を持ちながら、それぞれが社会で責任を果たし、社会全体の活力を持続させようとする「循環型社会」への転換が求められ、したがって、各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」を構築することは、持続可能な社会の基盤となり、その構築にも貢献するものと考えられる』とある。●社会教育センターとして引き続き、生涯学習、社会教育(市民の自覚と自発性による組織的かつ意図的な学習)の一環としての市民講座企画・開催を实践することで、男女参加企画へ向けた取り組み意識をよりいっそう高めてまいりたい。 | 教育委員会事務局社会教育部 | 社会教育センター      |
| 32     | 子育て中の男女や若者、働く人などが参加しやすいように講座に一時保育を実施し、開催日時・場所、方法などを工夫します |    | 研修事業              | 職員研修を企画、検討する際、研修の目的、実施日時等を総合的に判断して、一時保育の必要性を判断する。   | 職員研修を企画、検討する際、研修の目的、実施日時等を総合的に判断して、一時保育の必要性を判断する。 | 子育て期間中の職員を主な対象者とした研修において、育児休業中の職員が参加できるように、勤務時間中の職員研修で一時保育を実施する旨通知した。しかし、育児休業中の職員で当該研修の受講希望者がいなかったため、結果的に一時保育は実施していない。 | 実施   | 有    | ★★    | 職員研修を企画、検討する際、一時保育の必要性を判断する。  | 行政管理部         | 人事課           |
|        |  |    | 男女共同参画センター 一時保育事業 | 男女共同参画センターでは、NPO法人に一時保育を委託している。火・木・土に研修室や、情報資料室を利用する場合は、一時保育が可能となっている。(2時間まで200円、以後、30分毎に100円追加※最長3時間まで)また、市民が参加しやすいように、講座の内容に応じて曜日などを工夫している。   | 男女共同参画センターで実施する全ての講座に一時保育をつけて実施する                 | NPO法人に一時保育を委託しており、火・木・土に研修室や情報資料室を利用する場合は一時保育が可能である。また、市民が参加しやすいように講座の内容によって曜日などを工夫した。                                 | 実施   | 有    | ★★★   | 男女共同参画センターで実施する全ての講座に一時保育をつけて実施する。  | 人権文化部         | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |  |    | 人権啓発事業での一時保育      | 人権啓発事業で一時保育を実施する。   | 各人権啓発事業・平和事業での一時保育を実施する。                          | 人権啓発事業及び平和事業において、子育て中の世代の参加を促すことができた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、人権啓発事業・平和事業での一時保育を実施し、子育て世代の参加を促す。   | 人権文化部         | 人権啓発課         |
|        |  |    | NPO等活動基盤強化事業      | 多くの方々が参加できるよう、講座の実施は休日に実施している。  | 多くの方々が参加できるよう、講座の実施は休日に実施するよう心がける。                | 男女や若者、働く人など年齢や性別を問わず、多くの方々が受講できるよう、講座の実施は休日および平日に実施した。   | 実施   | 有    | ★★★   | 継続  | 市民生活部         | 地域活動支援室       |

| 施策内容No | 施策内容 | 重点 | 事業名                | 内容  | R1目標                                      | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局         | 令和2年度室課         |
|--------|------|----|--------------------|---|---|---|------|------|-------|--|------------|-----------------|
|        |      |    | 東大阪市民生委員児童委員研修会    | 毎年度1回民生委員・児童委員に対し、東大阪市文化創造館で全体研修を行っている。福祉に精通している専門家を招聘し講義をしている。ただし、内容については毎年変更している。   | 男女共同参画についての研修実施                           | 目標とする研修テーマで実施できなかった。今年度実施の研修テーマが「児童虐待への対応」であったため。                                     | 実施   | 無    | -     | より男女共同参画に係る内容のテーマを選定できるように努める。                                 | 生活支援部      | 生活支援課           |
|        |      |    | 就業支援講習会における一時保育の実施 | 子ども家庭課では母子家庭等就業・自立支援センター事業として、母子家庭の母等の自立促進と生活の安定を図るために、就職に役立つ知識・技能の習得を目的とした就業支援講習会を開催しているが、講習会に母子家庭の母等が参加しやすいように、一時保育を実施し、開催日時・場所、方法などを工夫します。   | 就業支援講習会において、一時保育を実施する                     | 令和元年度においても就業支援講習会で一時保育を実施し、開催日時や場所についても母子家庭の母等が参加しやすいよう配慮できていた。                       | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、就業支援講習会で一時保育を実施し、開催日時や場所についてもひとり親家庭の方が参加しやすいように工夫していく。    | 子どもすこやか部   | 子ども家庭課          |
|        |      |    | 児童虐待防止事業           | 要保護児童対策地域協議会では、構成機関の連携強化を図るため、代表者会議(年1回)や調整会議(年4回)、地区会議(各地区年3回)、実務者会議(各地区年15回)を定期的に開催している。また、状況に応じて随時個別ケース検討会議を開き、ケース対応における検討・情報共有を行っている。その他、研修会や事例検討会を開催して児童虐待への理解を深める取り組みを行っている。<br>市民に向けては11月の児童虐待防止推進月間に街頭キャンペーンやオレンジボンウオーキングを行い、啓発チラシやグッズなどを配布して児童虐待の防止を広く訴え、また子育てに関する講演会も行っている。平成17年12月に「東大阪子どもを虐待から守る条例」を制定し、条例啓発を目指す。 | 事業において行う講演会では一時保育を行い、子育て中の親が参加しやすいよう配慮する。 | 11月の児童虐待防止推進月間における子育て講演会の際には、30人定員で一時保育を用意し好評を得られた。                                   | 実施   | 有    | ★★★   | 事業において行う講演会では一時保育や過去の講演会の開催状況を参考に開催日時を検討し、子育て中の親が参加しやすいよう配慮する。 | 子どもすこやか部   | 子ども相談課<br>地域支援課 |
|        |      |    | 小児慢性特定疾病医療費助成制度    | 治療が長期間に渡り、医療費の負担も高額となり、これを放置することは、児童の健全育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾病の患者とその家族の医療費の負担軽減を図る。支給決定は主に医師で構成される審査会の審査を経て決定される。   | 講座、講演にて一時保育場所の設置                          | 小児慢性特定疾病の講演会にて母親が参加しやすいよう一時保育場所を設置し、講演中は保育士がお子さんを預かる方式で実施している。今後もこのような形式で各種講演等を実施したい。 | 実施   | 有    | ★★    | 支援体制の構築・充実   | 健康部        | 母子保健・感染症課       |
|        |      |    | アクアセミナー            | 上下水道局の広報活動の一環として地域のリージョンセンターに出向き、上下水道について、夏休みを利用し、大人と子供と一緒に学べるような学習の機会を提供している。  | 事業未実施につき設定なし                              | 前年度に引き続き事業内容の見直しを検討したが、従来のメニューからより充実した内容にいたっていないことから今年度は予算化はしていない。                    | 未実施  | -    | 評価なし  | 内容の見直しも行うが、他の広報事業も検討する。  | 上下水道局水道総務部 | (水道)総務課         |
|        |      |    | 東大阪市人権教育研究集会       | 東大阪市人権教育研究集会 全体会「子どもの今と未来を考える集い」において、3才～小学3年生の子どもの一時保育を実施する   | 一時保育の実施                                   | 対象を小学校3年生まで広げ、一時保育の体制をつくった。   | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も、一時保育を実施していく。   | 教育委員会事務局   | 人権教育室           |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名   | 内容   | R1目標                                     | R1実績   | 事業実施 | 男女視点       | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局                | 令和2年度室課                   |       |               |
|--------|---|----|---|--|--|--|------|------------|-------|--|-------------------|---------------------------|-------|---------------|
|        |   |    | 教育講演会   | (1)公開保育(保育の見学)(2)子育て講演会  | 幼い子どもがいる市民にも参加を促すため、一時保育を施す。             | 教育センター職員及び協力員により、幼児を預かり、安心して教育講演会に参加いただいた。会場の協力も得て、実施することができた。 | 実施   | 有          | ★★★   | 今後も継続的に実施していく。   | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教育センター                    |       |               |
|        |   |    | 国際識字デー・市民のつどい   | 国際識字デーの日(9/8)に、講演会や演奏会を実施する。   | 一時保育の実施、開催方法の工夫を検討する。                    | 子どもも同室できる「家族室」のあるイコーラムホールにて実施                                  | 実施   | 有          | ★★★   | 一時保育の実施、開催方法の工夫を検討する。  | 教育委員会事務局<br>社会教育部 | 社会教育課                     |       |               |
|        |   |    | 子育て中の男女や若者、働く人などが参加しやすいように講座に一時保育を実施し、開催日時・場所・方法などを工夫する事業 | -  | 令和元年度の開催はなし                              | 令和元年度は該当事業がありません。  | 未実施  | -          | 評価なし  | 検討   | 教育委員会事務局<br>社会教育部 | 青少年教育課                    |       |               |
|        |   |    | 郷土博物館・鴻池新田会所・埋蔵文化財センター・旧河澄家体験学習・展示等活動                     | 埋蔵文化財センターでは、勾玉づくりや土器づくりなどの体験学習を実施、他の施設においても、それぞれの施設にあった展示や体験事業を開催している。 | 文化財4施設の事業を通じて、引き続き、男女共同参画推進のための努力していきたい。 | 事業開催日を土曜日、日曜日に多く設定することで、成人男女、児童男女がかわらず参加しやすいものとしている。           | 実施   | 有          | ★★    | 文化財行政の枠の中ではあるが、参加対象を広く募った展示会、各種体験学習を開催することで、男女共同参画への取り組みとその意識を一層高めていきたい。 | 人権文化部             | 文化財課                      |       |               |
| 33     | 委員が一方の性別に偏った審議会などを解消し、一方の性別の委員が40%以上の比率を占めるよう、選考基準の見直しを行い改選の際に少ない方の性別の委員を登用するよう努めます | ◎  | 審議会   | 審議会  | 審議会                                      | 審議会  | 40%  | 令和元年度31.0% | 実施    | 有  | ★★                | 引き続き40%を目指して全庁的な取り組みを促進する | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 34     | 地域やさまざまな分野で活躍する女性が参画しやすいように公募委員を増やします   | ○  | 地域やさまざまな分野で活躍する女性が参画しやすいように公募委員を増やす事業                     | -  | 検討中                                      | 本年度、該当する事業なし。  | 未実施  | -          | 評価なし  | 法令等に基づく委員以外では公募委員を増やせるように検討していく必要がある。                                    | -                 | 危機管理室                     |       |               |
|        |   | ○  | 東大阪市文化芸術審議会   | 東大阪市文化芸術審議会委員公募要項に基づき公募委員を登用している。(要項第2条より定数は2名)                        | 1人                                       | 平成30年11月の委員改選時に公募委員(女性1名)を登用した。                                | 実施   | 有          | ★★★   | 今後も引き続き、男女共同参画の視点をもって公募委員を登用する。  | 人権文化部             | 文化室<br>文化のまち推進課           |       |               |

| 施策内容No | 施策内容 | 重点 | 事業名                         | 内容  | R1目標                                      | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局             | 令和2年度室課       |
|--------|------|----|-----------------------------|---|---|---|------|------|-------|---|----------------|---------------|
|        |      | ○  | 男女共同参画審議会・男女共同参画センター事業推進委員会 | 男女共同参画審議会：男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画について審議する。・男女共同参画センター事業推進委員会：住民参加による委員会を組織し、円滑かつ効率的に事業に取り組むための意見を求める。 | 公募の必要がある場合は適正な比率を維持できるように公募する。            | 適正な比率を維持する様努めた。   | 実施   | 有    | ★★★   | 公募の必要がある場合は適正な比率を維持できるように公募する。  | 人権文化部          | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |      | ○  | 地域まちづくり活動助成金                | 市民が自ら企画・提案・実施する事業に助成金を交付し、地域のまちづくり活動を支援する。  | 目標設定なし                                    | 地域まちづくり活動助成金審査会規則第2条 審査会は、委員9人以内で組織する。2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。(1)市民活動又はまちづくりに関し優れた見識を有するもの(2)本市の職員(3)その他市長が適当と認める者となり、一般の公募委員は事業の性質上審査にそぐわないため。                      | 未実施  | -    | 評価なし  | 継続  | 市民生活部          | 地域活動支援室       |
|        |      | ○  | 東大阪市国民健康保険運営協議会             | 被保険者、保険医・保険薬剤師、公益、被用者保険等それぞれを代表する20人の委員により構成されている。委員の任期は3年。現在の委員の任期は令和元年11月15日から令和4年11月14日まで                  | 公募を実施する                                   | 現在、当協議会で委員の公募は行っていない。国民健康保険運営協議会委員の公募は、他市でも既に取り組んでいるところがあり、本市においても実施は不可能ではない。しかし、当協議会は、住民各側の代表が、それぞれの利害を調整して国民健康保険事業運営を円滑に進めるために設立されており、現状の構成団体を変更することについては、慎重に検討されるべきと考える。 | 実施   | 有    | ★★    | 継続(柔軟に対応できる余地のある被保険者代表や被用者保険代表機関には、女性の適任者を推薦してもらおうよう、引き続き協力を求める。)             | 市民生活部          | 医療保険室 保険管理課   |
|        |      | ○  | 東大阪市民健康づくり推進協議会             | 委員は現在27名で、保健医療関係者・学識経験者・地域各種団体関係者および公募委員(2名)から構成される。  | 公募委員の女性の比率50%                             | 公募委員委嘱2名の内女性委員は1名。定員2名の公募委員の募集に対し、男性1名女性1名の応募であった。  | 実施   | 有    | ★★★   | 様々な市民の声を反映するため、公募委員の参画は重要であり、次期改選においても、女性の公募委員が参画しやすい取り組みを引き続き行つ。             | 健康部            | 健康づくり課        |
|        |      | ○  | 東大阪市環境審議会                   | -   | 女性委員40%以上確保                               | 平成30年度改選の委員について、24名中9名を女性委員とすることができた。   | 実施   | 有    | ★★    | 女性委員40%以上確保   | 環境部            | 環境企画課         |
|        |      | ○  | 女性消防団員による広報活動等              | 女性消防団員による火災予防のための広報や、応急手当普及啓発活動を実施する。   | 女性団員の本市消防団員の約3%を維持する。                     | 市民に対して防災フェアーでの広報活動、応急手当普及啓発等を実施するとともに、女性消防団員の入団促進を図った。令和元年度は2名の女性消防団員が入団したが、目標とする本市消防団員の約3%を達成することができなかった。  | 実施   | 有    | ★★    | 本市消防団員中の女性消防団員の割合が約3%となるよう、市民への広報活動や応急手当普及啓発活動を実施する。                          | 消防局            | (消防)総務課       |
|        |      | ○  |                             |   |   | 「生涯学習市民推進会議」は、R1.9.1より体制強化や充実を目的として「東大阪市社会教育委員の会議」へ統合された。また、社会教育委員については委嘱基準に公募委員がない。  |      | 無    | 評価なし  |   | 教育委員会事務局 社会教育部 | 社会教育課         |
|        |      | ○  | スポーツ推進委員経費(東大阪市スポーツ推進委員)    | 地域でのスポーツ活動を促し、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむ機会を提供している。   | 委嘱された委員が、地元や市の事業に参加しあらゆる分野で活躍できる環境づくりの推進。 | 令和元年度は前年度委嘱された推進委員が引き続き各地域で活動を推進し、女性の活動も多くなりました。  | 実施   | 有    | ★★★★  | 委嘱数が定員数に満たない団体もあるが、地域における青少年の健全育成、スポーツ・レクリエーションの普及を図るために各委員が協力して活動に取り組んでいただく。 | 都市魅力産業スポーツ部    | 市民スポーツ支援課     |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名   | 内容   | R1目標                                      | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局                | 令和2年度室課       |
|--------|---|----|---|--|---|---|------|------|-------|---|-------------------|---------------|
|        |   |    | ○ ●地区青少年指導員活動事業(東大阪市青少年指導員協議会)※抜粋 ●地区少年補導員活動事業※抜粋 | 青少年の非行防止のための相談活動や青少年健全育成の啓発活動等を行っている。  | 委嘱された委員が、地域や市の事業に参加しあらゆる分野で活躍できる環境づくりの推進。 | より多くの女性委員の参画を進め活動団体同士の情報交換、資質の向上に向けて青少年関係団体の活動促進が図れた。   | 実施   | 有    | ★★★   | 委嘱数が定員数に満たない団体もあるが、地域における青少年の健全育成、非行化防止の普及を図るために各委員が協力して活動に取り組んでいただく。 | 教育委員会事務局<br>社会教育部 | 青少年教育課        |
|        |   |    | ○ 東大阪市文化財保護審議会                                    | 東大阪市文化財保護条例第19条に基づき、現在7名の委員で上記職務を遂行している。   | 公募できる事業ではない。                              | 東大阪市文化財保護審議会は、3名の女性委員で職務を遂行した。  | 実施   | 有    | 評価なし  | 今後もみらいはばたきプランの趣旨に沿って優先して女性委員の参画を実施していきたい。                             | 人権文化部             | 文化財課          |
| 35     | 委員が一方の性別に偏った審議会等の解消に向け、少ない方の性別の委員が増えるよう参画を促進します                                     |    | ○ 長瀬人権文化センター運営委員会の設置                              | 女性委員が"0"の審議会などを解消し、女性委員が40%の比率を占めるよう、選考基準の見直しを行い改選の際に女性を登用するよう努める  | 40%                                       | 運営委員数12名の内、女性委員が5名。女性委員参画率は41.67%。  | 実施   | 有    | ★★★   | 継続  | 人権文化部             | 長瀬人権文化センター    |
|        |   |    | ○ 男女共同参画審議会・男女共同参画センター事業推進委員会                     | 男女共同参画審議会:男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画について審議する。・男女共同参画センター事業推進委員会:住民参加による委員会を組織し、円滑かつ効率的に事業に取り組むための意見を求める。                                | 女性委員の参画率40パーセント以上を維持する                    | 適正な比率を維持する様努めた。   | 実施   | 有    | ★★★   | 女性委員の参画率40パーセント以上を維持する  | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 36     | 地域活動などのリーダーとしての役割を担う女性の人材を養成する機会を設けます   |    | ○ 男女共同参画センター事業                                    | 男女共同参画センターでは、女性がエンパワメントする講座を実施する。今年度は「起業」をテーマ女性のエンパワメントの一助となる講座を展開する。講座終了後には必要に応じて、参加者がネットワークづくりに取り組みやすいよう、グループ立ち上げに関する情報提供や、アドバイスを積極的に実施する。 | 講座の実施                                     | 女性のための起業入門セミナーを実施したところ、平均20名の申込みがあった。   | 実施   | 有    | ★★★   | 次年度も継続して企業入門に係る講座を実施する。   | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 37     | 近隣の大学と連携し、学生に向けた男女共同参画の講座を企画し、将来的に審議会等の委員として参加できる人材の育成を図ります                         |    | ○ 男女共同参画センター講座                                    | 学生に向けた講座の実施  | 講座の実施                                     | 近隣の大学とは「男女共同参画社会に向けてひとことメッセージ」の募集や男女共同参画記念のつどい、イコラームフェスタ等のイベント等を通じて連携しているが、学生に向けた講座の実施には至らなかった。 | 未実施  | -    | 評価なし  | 今後講座の開催に向けて検討する   | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 38     | 民間企業や団体に向けて、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)について情報提供や研修会の実施などを通して周知するとともに、女性の登用や人材活用が進むよう働きかけます |    | ○ 民間企業や団体向けの啓発冊子掲載                                | 経済部が企業向けに作成する啓発冊子に、職場での男女共同参画に関する記事を掲載   | 啓発記事の掲載                                   | 経済部が冊子の発行をとりやめたため代替の手段を模索している。  | 未実施  | 無    | 評価なし  | ポジティブ・アクション等啓発する機会を設ける。   | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                                     | 内容   | R1目標                                  | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局                | 令和2年度室課       |
|--------|---|----|---|--|---------------------------------------|---|------|------|-------|---|-------------------|---------------|
| 39     | 女性管理職比率の目標数値を設定し、計画的に登用の促進を図ります   |    | 女性職員への管理職への登用                           | 男女共同参画社会の推進に向け、女性職員の管理職への登用を図る。  | 16.0%                                 | 平成20年4月1日時点では7.0%であった女性管理職(課長職以上)の割合が、令和2年3月1日現在で12.3%となっている。令和元年度は、女性活躍推進法に関する特定事業主行動計画の見直しのため、職員アンケートの実施やワーキンググループによる検討を行い、女性職員の管理職への登用の目標・取組みを再設定した。 | 実施   | 有    | ★★    | 課長職に昇任するための前提として先ず総括主幹職の女性割合を向上させる必要があり、今後、総括主幹職以上に占める女性職員の割合(平成31年4月21.4%)の向上を目標に取組を進める。令和2年度は22%を目標とする。 | 行政管理部             | 人事課           |
| 40     | 市立学校園の管理職選考への女性の受験促進を図ります   |    | 市立学校園の管理職選考への女性の受験促進                    | 管理職選考について各学校園長へ受験者の推薦を依頼。  |                                       | 女性教職員の管理職への登用状況の把握。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 継続  | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教職員課          |
| 41     | 職場や職種などにおいて男女の比率が大きく偏らないような配置、職域拡大を進めます                                 |    | 職場や職種などにおいて男女の比率が大きく偏らないような配置、職域拡大を進める。 | 男女共同参画社会の推進に向け、職場や職種などにおいて男女の比率が大きく偏らないような配置、職域拡大を進める。                   |                                       | 人事異動での配置について一定の配慮をする  | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、個々の能力と適性を十分に見極めながら、職場や職種などにおいて男女の比率が大きく偏らないような配置、職域拡大を進める。   | 行政管理部             | 人事課           |
| 42     | 女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するために、助言・支援の仕組みをつくります                                |    | 研修事業                                    | 女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修を実施する。   | 女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修を実施する。      | 男女共同参画の視点から、女性職員、男性職員の自己啓発、キャリア形成を支援するための研修を実施できた。また、女性職員の自己啓発、キャリア形成を支援するため、他団体主催の講座への派遣研修を実施した。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 引き続き、研修内容として取り入れるようにする。   | 行政管理部             | 人事課           |
|        |   |    | 情報提供                                    | 市の内外を問わず、関係する講座等を積極的に情報提供していく  | 人事課へ情報提供を実施                           | 情報提供していない   | 未実施  | -    | 評価なし  | 当該施策について、人事課等へ積極的に講座等の情報を提供していく。  | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 43     | 職場における男女平等を図るため、改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法、「一般事業主行動計画」の策定等の情報提供や啓発を行います |    | 男女平等を目的とする関係法令の情報提供                     | 大阪府等の関係機関との連携により、改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報を収集し、事業所へ労政ニュースにより情報提供する。 | 職場における男女平等を図るための関係法令に関する情報を労政ニュースで配信。 | 労政ニュースへの掲載はできなかったが、大阪府等の関係機関からの依頼に応じて、ちらしを配置し周知した。また、労働相談では、労働基準法をはじめとする労働者保護法関係を情報提供した。  | 実施   | 有    | ★★    | 職場の男女平等促進のための情報を収集し、周知啓発に努める。   | 都市魅力産業スポーツ部       | 労働雇用政策室       |
| 44     | 男女共同参画センター・イコラムの労働相談を充実します  |    | 男女共同参画センター相談事業(労働相談)                    | 女性社会保険労務士による労働相談   | 広報の実施                                 | チラシや市政だより、ウェブサイト、男女共同参画をめざす情報紙「HOW」等にて広報した。   | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き広報を実施   | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 45     | ハローワークとの連携による就職支援ワンストップ窓口の設置を検討します                                      |    | 就活ファクトリー東大阪                             | 39歳以下の若者及び女性(年齢不問)を対象とした就労支援を行うため、ヴェル・ノール布施4階に就活ファクトリー東大阪を開設する。          | 窓口開設                                  | 就活ファクトリー東大阪は平成29年度に開設済みである。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 就活ファクトリー東大阪は平成29年度に開設済みである。   | 都市魅力産業スポーツ部       | 労働雇用政策室       |
| 47     | メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます                    |    | 男女共同参画センター相談事業(労働相談)                    | 女性社会保険労務士による労働相談   | 広報の実施                                 | チラシや市政だより、ウェブサイト、男女共同参画をめざす情報紙「HOW」等にて広報した。   | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き広報を実施   | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | 従業員のメンタルヘルス問題の広報                        | 労政ニュースなどで、メンタルヘルスに関する研修や相談会などの広報を行うもの。                                   | 従業員のメンタルヘルスに関する広報を実施。                 | メンタルヘルスに関する広報が少なかった。  | 実施   | 有    | ★     | メンタルヘルスに関する情報収集を行い、広報に努める。  | 都市魅力産業スポーツ部       | 労働雇用政策室       |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                  | 内容  | R1目標  | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局   | 令和2年度室課       |               |
|--------|--|----|----------------------|---|---|---|------|------|-------|---|--|---------------|---------------|
| 48     | 男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします                  |    | 男女共同参画センター相談業務(労働相談) | 女性社会保険労務士による労働相談  | 広報の実施   | チラシや市政だより、ウェブサイト、男女共同参画をめざす情報紙「HOW」等にて広報した。   | 実施   | 有    | ★★    | 庁内も含め、より一層の広報を展開する。                                     | 人権文化部  | 多文化共生・男女共同参画課 |               |
|        |  |    | 男女平等を目的とする関係法令の情報提供  | 大阪府等の関係機関との連携により、改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報を収集し、当室のホームページ及び労政ニュースにより情報提供している。                                     | 男女雇用機会均等法等に関する広報を実施。                                      | 労政ニュースへの掲載はできなかったが、大阪府等の関係機関からの依頼に応じて、ちらしを配置し周知した。<br>また、労働相談では、労働基準法をはじめとする労働者保護法関係を情報提供した。  | 実施   | 有    | ★★    | 改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報収集を行い、周知に努める。             | 都市魅力産業スポーツ部  | 労働雇用政策室       |               |
|        |  |    | 母子保健事業               | 働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために母性保護に関する法律・制度のパンフレットを設置して、啓発に努めている。また母子健康手帳に、働く女性男性のための出産育児に関する制度を掲載し、母性健康管理指導事項連絡カードのページを設けている。 | 制度の周知   | 東大阪市妊娠期からの子育てガイドすくすく☆トライにて広報活動を実施中。その他、厚生労働省、女性労働協会より配布された「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のポスターを保健センターに掲示、カードの設置を行っている。また、働く女性を含めたすべての女性の出産に対して健康管理・健康支援の強化につながる産婦健康診査事業を実施し、産後うつ予防に努めている。 | 実施   | 有    | ★★    | 今度も広報活動を重視していく。   | 健康部  | 母子保健・感染症課     |               |
| 49     | 就労の場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるため、啓発、学習活動を行います                                       |    | 研修事業                 | 新規採用職員研修においてセクシュアル・ハラスメント防止の研修を実施する。  | セクシュアル・ハラスメントの発生の防止を図るため新規採用職員研修でセクシュアル・ハラスメント防止の研修を実施する。 | 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの発生の防止と、発生した場合の対応の方法についての知識の習得につながる研修を実施することができた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続きセクシュアル・ハラスメントの防止、発生した場合の対応方法についての知識の習得につながる研修を実施する。 | 行政管理部  | 人事課           |               |
|        |  |    | 講師紹介                 | 職場研修など状況に応じて各課に講師を紹介する  | 依頼があった場合、講師を紹介する  | セクシャルハラスメント関係では紹介依頼がなかった  |      | 未実施  | -     | 評価なし  | 依頼があった場合、講師を紹介する。必要に応じて男女共同参画センターの講座や事業においてセクシュアル・ハラスメントについて取り上げていく。 | 人権文化部         | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |  |    | 人権啓発ビデオ・DVDの貸し出し     | 教育機関や企業内での研修のため、セクシュアル・ハラスメントに関するビデオ・DVDの貸し出しを行う。   | 年間利用件数4件  | 利用件数4件  |      | 実施   | 有     | ★★  | 人権啓発課及び男女共同参画課と連携のうえ、積極的に貸し出す。                                       | 都市魅力産業スポーツ部   | 労働雇用政策室       |
| 50     | 就労の場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供します  |    | セクシャル・ハラスメント防止の働きかけ  | セクシャル・ハラスメント防止の働きかけや相談窓口の情報提供を実施。   | セクシャル・ハラスメント防止に関する広報を実施。                                  | セクシャル・ハラスメント防止への働きかけに関する広報ができた。   | 実施   | 有    | ★★    | セクシャル・ハラスメントに関する広報を積極的にする。                              | 都市魅力産業スポーツ部  | 労働雇用政策室       |               |
| 51     | 各関係機関と連携を図りながら、国等の支援策についての情報提供や相談などを行うとともに、起業支援や女性起業家のネットワーク支援を通して、女性の活躍機会の拡大を図ります |    | 男女共同参画センター講座         | 男女共同参画センター・イコラームにおいて女性の起業に関する講座を実施する。   | 講座の実施   | 「翔塾～女性起業入門セミナー」など、女性の起業を支援する講座を実施した。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き講座を実施する   | 人権文化部  | 多文化共生・男女共同参画課 |               |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名   | 内容   | R1目標  | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                          | 部局          | 令和2年度室課       |
|--------|--|----|---|--|---|--|------|------|-------|---------------------------------------|-------------|---------------|
|        |  |    | 東大阪市創業支援等事業計画   | 市と創業支援等事業に実績のある東大阪商工会議所、日本政策金融公庫東大阪支店をはじめ、公益財団法人東大阪市産業創造労働者支援機構などの認定連携創業支援等事業者と協働し、創業相談窓口や創業セミナーの開催などを実施するもの | 女性のための起業支援や活躍機会の拡充                                | 認定連携創業支援等事業者と協働し、女性向け創業塾(セミナー)や翔塾(女性向け創業入門セミナー)を開催した。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も女性向け創業塾などを開催し、女性起業家の輩出、活躍機会の拡充を図る。 | 都市魅力産業スポーツ部 | 産業総務課         |
|        |  |    | 東大阪市商業者向け人材育成事業   | 市内の小売業・サービス業を営む商業者や将来開業を予定している市民を対象としてセミナー研修を実施している。   | 性別に関わりなく、意欲のある小売、サービス事業者を対象としている。                 | 令和元年度については、本セミナーに15人中3人の女性が参加され女性の割合が前年度を下回ったが、女性講師を引き続きオブザーバーとして招聘し、セミナーの中で女性の視点が活かされる場面が多くあった。 | 実施   | 有    | ★★    | 今後も、更に男女共同参画の視点をもって取り組んでまいりたい。        | 都市魅力産業スポーツ部 | 商業課           |
| 52     | 自営業などに従事する女性の労働条件の向上をめざし、啓発を行います                                     |    | 男女共同参画センター講座  | 女性と仕事について考え、働き方やチャレンジの方法を探る講座を実施する。  | 受講生の満足度75パーセント以上                                  | 受講生の満足度75パーセント以上達成「女性応援セミナー」「翔塾」など女性の働き方やチャレンジの方法を探る講座を実施した。                                     | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、啓発事業におけるアンケートの満足度75パーセント以上をめざす。  | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |  |    | 自営業などに従事する女性の労働条件の向上をめざし、啓発を行う事業                        | -  | 男女共同参画の視点を持って実施する。                                | 取り組み機会がなかった  | 未実施  | -    | 評価なし  | 機会を捉えて啓発に努めます。                        | 都市魅力産業スポーツ部 | 商業課           |
|        |  |    | 労政ニュースの発行   | 女性を含めた労働者の労働条件の向上を図るため、労政ニュースにより啓発する。  | 女性を含めた労働者の労働条件の向上に関する情報を労政ニュースで配信。                | 女性を積極的に活用している企業の事例を紹介するセミナーを周知した。  | 実施   | 無    | ★★    | 情報収集し、啓発回数を増やす。                       | 都市魅力産業スポーツ部 | 労働雇用政策室       |
| 53     | 事業所に対して「一般事業主行動計画」策定や女性の積極的な採用、管理職への登用、女性の職域拡大などを推進することの意義について働きかけます |    | 事業所に対して女性の積極的な採用や管理職への登用、女性の職域拡大などを推進することの意義について働きかける事業 | 女性の積極的な採用、管理職への登用、女性の職域拡大などを推進するため、労政ニュースにより啓発する。  | 女性の積極的な採用、管理職への登用、女性の職域拡大などを推進するため、労政ニュースにより啓発する。 | 女性を積極的に活用している企業の事例を紹介するセミナーを周知した。  | 実施   | 有    | ★★    | 情報収集し、啓発に努める。                         | 都市魅力産業スポーツ部 | 労働雇用政策室       |
| 54     | 事業所が行う研修に対し、講師の紹介や啓発ビデオなど機材の貸し出しを実施します                               |    | 人権啓発ビデオ・DVDの貸し出し  | 教育機関や企業内での研修のため、ポジティブ・アクションに関するビデオ・DVDの貸し出しを行う。  | 年間利用件数4件  | 利用件数4件   | 実施   | 有    | ★★    | 人権啓発課及び男女共同参画課と連携のうえ、積極的に貸し出す。        | 都市魅力産業スポーツ部 | 労働雇用政策室       |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点                                  | 事業名   | 内容                                  | R1目標  | R1実績                            | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度                                | 今後の進め方と次年度目標 | 部局            | 令和2年度室課       |
|--------|---|-------------------------------------|---|-------------------------------------|---|---------------------------------|------|------|--------------------------------------|--------------|---------------|---------------|
| 55     | 女性の活躍推進に積極的に取り組む一般事業主に対して、公共調達における公正性及び経済性を確保しつつ、受注機会増大につながる手段を検討します。 |                                     | 女性の活躍推進に積極的に取り組む一般事業主に対して、公共調達における公正性及び経済性を確保しつつ、受注機会増大につながる手段を検討する事業             | -                                   | -   |                                 | 未実施  | -    | 評価なし                                 | 検討中          | 行政管理部         | 契約課           |
| 56     | 市内企業に対してダイバーシティを推進するよう啓発します   | 男女共同参画センター講座                        | ダイバーシティ推進に関する講座を開催する。   | 講座の実施                               | 講座の実施   | 直接的ではないが、女性活躍に関する講座(企業など)を実施した。 | 実施   | 有    | ★★                                   | 引き続き講座を実施する  | 人権文化部         | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   | 労政ニュースの発行                           | 市内企業に対してダイバーシティを推進するよう啓発する。   | 労政ニュースにて、市内企業に対してダイバーシティの推進を啓発する。   | ダイバーシティ経営促進セミナーを周知した。   | 実施                              | 有    | ★★   | 情報収集し、啓発に努める。                        | 都市魅力産業スポーツ部  | 労働雇用政策室       |               |
| 57     | 雇用の安定を図るために、試用雇用(トライアル雇用)助成金などの雇用対策に関する情報を積極的に提供します                   | 試用雇用(トライアル雇用)助成金やキャリア形成促進助成金などの情報提供 | 試用雇用(トライアル雇用)助成金やキャリア形成促進助成金などの国及び市の奨励金に関する情報を、当室のホームページ及び事業所への労政ニュースにより提供している。   | 国及び市の助成金・奨励金に関する情報提供。               | 試用雇用(トライアル雇用)助成金やキャリア形成促進助成金などの国及び市の助成金・奨励金に関する情報は、随時当室のホームページ及び事業所への労政ニュースにより提供した。 | 実施                              | 有    | ★★★  | 今後も随時情報提供をする。                        | 都市魅力産業スポーツ部  | 労働雇用政策室       |               |
| 58     | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性について市民や事業所に広報・啓発します                         | ◎ 市政だより啓発記事(市政だより)                  | 毎年10月1日の市政だより「ワーク・ライフ・バランス」に関する特集記事を掲載  | 1回/年 市政だより等へ掲載                      | ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりに啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。                               | 実施                              | 有    | ★★★  | 引き続き市政だよりに限らずあらゆる媒体を利用して広報していく。      | 人権文化部        | 多文化共生・男女共同参画課 |               |
|        |   | ◎ 企業啓発冊子「企業はいま・・・」の発行、配布            | 企業啓発冊子「企業はいま・・・」を発行し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布し、ワーク・ライフ・バランスの重要性について啓発するもの。 | 「企業はいま・・・」を配布し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知。 | 企業啓発冊子については、見直しを検討中。  | 未実施                             | -    | 評価なし | ワーク・ライフ・バランスの周知についてはより効果的な方法を検討していく。 | 都市魅力産業スポーツ部  | 労働雇用政策室       |               |
| 59     | ダイバーシティの重要性を認識し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に取り組む事業者を顕彰します                  | 東大阪CSR経営表彰制度(経済部経済総務課)              | CSR(企業の社会的責任)活動を表彰する。   | 担当課との調整                             | 平成24年度より経済総務課で実施済   | 未実施                             | -    | 評価なし | 経済総務課で実施済                            | 人権文化部        | 多文化共生・男女共同参画課 |               |
|        |   | 東大阪市CSR経営表彰                         | ワークライフバランスに配慮した制度を推進する事業所を表彰するもの  | ワーク・ライフ・バランスでのCSR経営表彰の受賞            | ワーク・ライフ・バランス関連で優秀賞1社、奨励賞1社の計2社が受賞した。  | 実施                              | 有    | ★★★  | 今後もワーク・ライフ・バランスでの応募があるように、積極的に広報する。  | 都市魅力産業スポーツ部  | 産業総務課         |               |

| 施策内容No | 施策内容                                     | 重点 | 事業名                                 | 内容   | R1目標                  | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                                   | 部局            | 令和2年度室課       |
|--------|--|----|-------------------------------------|--|-----------------------|---|------|------|-------|--|---------------|---------------|
| 60     | 育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発に努めます   | ◎  | 男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発 | 男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発に努める。   | 育児休業を取得しやすい環境づくりに努める。 | 勤勉手当における勤務期間の算定について、平成28年6月支給分より育児休業の取得期間が1ヶ月以下である場合、その期間は除算しないよう改正し周知を行った(期末手当は平成23年12月支給分より同内容で実施済み)。また男性職員についても1～2週間の比較的短期の育児休業を活用するなど、積極的に育児参加することについて特定事業主行動計画検討委員会(事務局)より周知を行った。                | 実施   | 有    | ★★    | 男性が育児休業を取得しやすい環境づくりおよび制度の周知に努める。               | 行政管理部         | 人事課           |
|        |  | ◎  | 市政だより啓発記事(市政だより)                    | 毎年10月1日号の市政だよりに「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事を掲載   | 1回/年 市政だより等へ掲載        | ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりに啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き市政だよりに限らずあらゆる媒体を利用して広報していく。                | 人権文化部         | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |  | ◎  | 育児・介護休業制度についての周知                    | 当室のホームページ及び労政ニュースにより、育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知に努めるもの。   | 育児・介護休業制度に関する情報を提供する。 | 育児・介護休業制度に関する広報ができなかった。   | 実施   | 有    | ★     | 育児・介護休業制度に関する情報収集を行い、広報に努める。                   | 都市魅力産業スポーツ部   | 労働雇用政策室       |
| 61     | 仕事と家庭生活の両立に向けて「第2次東大阪市次世代育成支援行動計画」を推進します |    | 東大阪市次世代育成支援行動計画の推進                  | 平成26年度に策定した東大阪市次世代育成支援行動計画(前期)において、「すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪」を基本理念とし、地域の子育て支援や教育環境の充実を図り、子どものすこやかな成長と発達支援、子育て家庭の生活環境の整備を施策の基本方向とし、平成27年度から平成31年度において本計画に関わる事業の実施を推し進めるもの。 | 社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催する | ・令和元年度は児童福祉専門分科会を1回開催した。<br>・東大阪市次世代育成支援行動計画を総合的に推進するため、各年度ごとに事業の実施状況を把握し、社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会において、計画進行の確認や課題の検討などを行い、それらをもとに関係各課や関係機関に働きかけていくことで、次世代育成支援施策を総合的に推進することを図っている。                           | 実施   | 有    | ★★★★  | 「第2次東大阪市次世代育成支援行動計画」は平成31年度で終了した。              | 子どもすこやか部      | 子ども家庭課        |
| 62     | 民間保育施設の整備により、待機児童の解消を図ります                |    | 待機児童解消事業(令和元年度までは施設指導課より回答)         | 幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行および小規模保育施設の開設により、早期の待機児童解消を目指す。  | 8438人                 | 8,459人(平成31年4月1日現在)<br>令和元年度は幼稚園から幼保連携型認定こども園へ1園が移行した。また、民間保育施設の整備に取り組んでいるが、2か年事業であるため平成31年4月1日での受け皿の拡充はなかった。そのため平成31年4月1日現在の待機児童数は57人増加し、137人となった。令和2年度には保育園4園(定員300名)及び小規模保育施設5園(定員95名)の定員拡充が見込まれる。 | 実施   | 有    | ★★★★  | 第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に沿って、早期に待機児童解消を目指したい。      | 子どもすこやか部      | 子ども家庭課        |
| 63     | 留守家庭児童育成事業を充実します                         |    | 留守家庭児童育成事業                          | 放課後、就労等で昼間家庭にいない保護者を持つ児童をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図る。   | 放課後児童支援員の研修の実施        | 職員総合研修を実施し、職員の経験年数や課題に応じて専門研修、初任者研修、中級者研修、上級者研修、全体研修を行った。また、巡回派遣研修としてクラブごとの配慮を必要とする児童の課題に合わせた研修を実施した。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 児童の支援にあたる放課後児童支援員への研修を行い、支援員の質の向上と事業の充実を図っていく。 | 教育委員会事務局社会教育部 | 青少年教育課        |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                         | 内容   | R1目標                            | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局          | 令和2年度室課         |
|--------|--|----|-----------------------------|--|---------------------------------|---|------|------|-------|--|-------------|-----------------|
| 64     | ファミリーサポートセンター事業を充実します                                |    | ファミリーサポートセンター事業             | 育児の援助を行いたい者を援助会員、受けたい者を依頼会員としての会員の募集・登録を行い、組織化された相互援助活動を行う事業。  | 登録会員数の増加                        | 令和元年度末時点の登録会員数は、依頼会員347人・援助会員137人・両方会員14人であった。女性の社会参加や就労率の上昇により、依頼会員は多く、援助会員を含めた全体的な会員数は、援助会員を含めた全体的な会員数も昨年度に比べて増加している。また、援助会員を養成するための講座を積極的に行うなど、新規会員の確保に努めた。  | 実施   | 有    | ★★    | より広く周知できるよう広報に努めていく。   | 子どもすこやか部    | 施設給付課           |
| 65     | 次世代育成支援対策推進法の周知と、中小企業における「一般事業主行動計画」策定に向けての情報提供に努めます |    | 市政だより啓発記事(市政だより)            | 毎年10月1日号の市政だより「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事を掲載  | 1回/年 市政だより等へ掲載                  | ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりに啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。   | 実施   | 有    | ★★    | 市政だよりに限らず、あらゆる媒体を対象を啓発の対象としながら、広報を実施   | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課   |
|        |  |    | 次世代育成支援対策推進法・一般事業主行動計画の情報提供 | 大阪労働局より次世代育成支援対策推進法や一般事業主行動計画に関する情報を収集し、当室が発行する労働ニュースなどを活用して市内事業所へ周知に努めるもの。                                  | 次世代育成支援対策推進法・一般事業主行動計画の情報を提供する。 | 情報に関する周知ができなかった。  | 実施   | 有    | ★     | 大阪労働局等関係機関との協力により、情報収集に努める。  | 都市魅力産業スポーツ部 | 労働雇用政策室         |
| 66     | 「東大阪市特定事業主行動計画」を推進します                                |    | 特定事業主行動計画の推進                | 次世代育成支援対策推進法第19条の規定に基づき、職員の仕事と家庭の両立等に関する目標及び目標達成のために講じる措置の内容等を記載した特定事業主行動計画を推進していくもの。                        | 東大阪市特定事業主行動計画の推進                | 職員の子育てと仕事の両立を支援し、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざす第2次東大阪市特定事業主行動計画(前期計画)に基づき、令和元年度においては、子育て支援にかかる休暇制度について、5月及び10月に、全所属へ通知を行った。また、令和2年度から5年間を計画期間とする、第2次東大阪市特定事業主行動計画(後期計画)を新たに策定した。後期計画の概要として、前期計画に引き続き、次世代育成支援対策法に基づく子育てと仕事の両立を支援する環境整備、ワーク・ライフ・バランスの実現、地域における子育て支援を掲げる。なお、後期計画には、「女性活躍推進法にかかる東大阪市特定事業主行動計画」の内容を盛り込み、女性職員の活躍推進も同計画の柱の一つと位置付けた。 | 実施   | 有    | ★★    | 令和2年3月に策定した第2次特定事業主行動計画(後期計画)を推進し、職員が仕事と家庭を両立させやすい職場環境整備に努める。また引き続き制度の周知を図る。 | 行政管理部       | 職員課             |
| 67     | 介護保険制度の適切な利用を促進し、高齢者を介護する家族への支援を実施します                | ○  | 家族介護教室の開催・介護リフレッシュ事業        | 家族介護教室:高齢者等の介護に携わっている家族の介護負担の軽減等を目的に地域包括支援センターで実施<br>介護者リフレッシュ事業:認知症高齢者等の介護者を対象に、介護技術や支援サービス等の情報提供や介護疲れを癒すもの | 教室等の開催                          | 開催できた。当日参加者間での交流を持つことが出来、同じ立場の者同士で話す機会を得て参加者の満足度は高かった。  | 実施   | 有    | ★★    | より多くの参加者が得られるよう、また必要とされている人が参加できるように介護支援専門員をはじめ介護事業所からの呼びかけなど周知の工夫を行う。       | 福祉部         | 高齢介護室 地域包括ケア推進課 |
| 68     | 男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施します                       | ◎  | 男女共同参画センター講座                | 男性を対象とした固定的な性別役割分担意識を改革する内容の講座を実施  | 男性を対象とした講座を開催                   | 男性が「男らしさ」から解放されることで、自分を振り返り今後の生き方を考え、家庭や地域社会等で生き生きと生活していくことを目的とした講座を実施した。   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、男性が性別役割分担意識に捉われないことを目的とする講座を実施  | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課   |
|        |  | ◎  | 男の食と健康講座                    | 食育の一環として、食の基礎知識と調理を習得し、食の自立を目指す。そして、地域で健康づくりを広める仲間づくりを行う。  |                                 | 3講座延べ11回88人   | 実施   | 有    | ★★    | 今後もこの方向性でより多くの男性に食育に関心を持ってもらう。   | 健康部         | 健康づくり課          |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                      | 内容   | R1目標  | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局                | 令和2年度室課       |
|--------|--|----|--------------------------|--|---|--|------|------|-------|--|-------------------|---------------|
|        |  |    | ◎ 母子保健事業、介護予防事業          | 男性が家事や育児を楽しみつつ積極的に行動できるような市民向け講座の実施。(両親学級(プレマブレパパ教室)、男の食と健康講座)                           | 育児に参画する人の増加                                   | 母子健康手帳や妊娠期からの子育てガイド「すくすく☆トライ」の中に父親参画の視点を盛り込み、啓発を行っている。また平成25年度より「父子健康手帳」を配布しており、ウェブサイトや市政だより、妊娠届出時に積極的に広報している。                     | 実施   | 有    | ★★★   | 啓発の充実と拡充   | 健康部               | 母子保健・感染症課     |
| 69     | 男性が、家事・育児・介護に参画する重要性を広め、理解を促すための啓発資料を作成します                 |    | 男女共同参画啓発事業               | 男性が家事・育児・介護に参画する重要性を広め、理解を促すための啓発資料を作成する   | 広報紙等への掲載                                      | 市政だよりに「ワーク・ライフ・バランス」について特集記事を掲載し、男性のみならず広く市民に対して固定的性別役割分担意識の解消をも視野に入れた啓発活動を展開したが、男性が家事、育児、介護に参画する重要性を深め、理解を促すための啓発資料の作成までには至らなかった。 | 実施   | 有    | ★     | 資料の作成も視野に入れながらあらゆる啓発媒体を対象として、市民に当該意義の周知を図っていく。         | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 70     | 学校行事などを、保護者が男女ともに参加しやすい時間や内容で行い、PTA活動への男女共同参画を支援します        |    | 男女共同参画センター講座(出前事業)       | 要望に応じて、PTAを対象とした男女共同参画に関する出前講座を実施する  | 講座のアンケート満足度75パーセント以上                          | 開催要望はなかった。   | 未実施  | -    | 評価なし  | 講座のアンケート満足度75パーセント以上                                   | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |  |    | PTA活動への男女共同参画を推進する。      | 保育所・幼稚園において、男性の子育て参加への啓発や地域の乳幼児の子育て相談を実施する。学校行事などを就労者も参加しやすい時間や内容で行い、PTA活動への男女共同参画を推進する。 | 土・日または特定の日時を限定しない参観・学校行事の実施100%               | 全学校園において、土・日の授業参観・学校行事、特定の日時を限定しないオープンスクール等を実施し、就労者が参加しやすいように工夫した。   | 実施   | 有    | ★★    | 継続   | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室       |
| 71     | 男性の地域への参加・参画を促進するため、男性のネットワークづくりを支援します                     |    | 男女共同参画センター講座「男性のための講座」開催 | 男性が固定的な性別役割分担意識を改革する一助となる講座  | 講座のアンケート満足度75パーセント以上                          | 講座のアンケート満足度75パーセント以上達成<br>講座そのものの満足度は目標以上であり、男性講座受講者によるネットワーク作りのサポートについても実施している。   | 実施   | 有    | ★★    | ネットワークづくりのサポートや、ネットワークづくりを視野に入れた男性講座の開催について、引き続き実施していく | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 72     | 男性が抵抗なく悩みを打ち明けることができるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図ります |    | ○ 男性相談                   | 男性相談の実施  | 男性相談の実施                                       | 男性相談を実施した。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 引き続き実施   | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |  |    | ○ 窓口における相談事業周知           | 男性が抵抗なく悩みを打ち明けることができるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図ります                               | 育児に参画する男性が増える                                 | 妊娠届出時に父子手帳の配布を行い、男性の育児に関する知識の啓発を行っている。また、育児の相談窓口は保健センターであることを周知している。   | 実施   | 有    | ★★    | 周知の充実  | 健康部               | 母子保健・感染症課     |
| 73     | 男女双方の視点に配慮した防災・災害復興を進めるため、男女共同参画の視点に立って「地域防災計画」を遂行します      |    | ○ 「地域防災計画」の推進            | 男女共同参画の視点に立って「地域防災計画」を推進する。  | 地域防災計画に基づき、防災訓練、講演会等で男女共同参画の視点にたった防災意識の啓発を行う。 | 本年度も各地域や団体を対象に多数の防災訓練、講演会を実施し、啓発活動を行うことができた。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 今後も男女共同参画の視点に立ち、防災計画の推進に取り組む。                          | -                 | 危機管理室         |
| 74     | 男女共同参画の視点に立った防災や危機管理の各種対応マニュアル等の作成を促進します                   |    | 各種対応マニュアルの作成・修正          | 男女共同参画の視点に立った防災や危機管理の各種対応マニュアルの作成を推進します。   | 検討中   | 男女共同参画の視点を持たせた地域版の避難所運営マニュアルの手引き作成に取り組んでいる。  | 実施   | 有    | ★★    | マニュアル・手引きの作成、変更時には男女共同参画の視点に立って行うように啓発を行う。             | -                 | 危機管理室         |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                            | 内容   | R1目標                                      | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度  | 今後の進め方と次年度目標   | 部局            | 令和2年度室課       |
|--------|--|----|--------------------------------|--|---|---|------|------|--|--|---------------|---------------|
|        |  |    | 男女共同参画の視点にたった防災、危機管理マニュアル作成の促進 | 危機管理・各種マニュアルは、有事の際、また復興の際に、女性のニーズや子育てのニーズを踏まえ避難所で提供する物資、避難所の設計や運営、女性に対する暴力防止等についてとりまとめ、関係機関へ働きかけ、相談窓口の設置、周知を図ることを目的としたマニュアル作成を働きかけるもの。 | 関係機関へ働きかけ                                 | 男女共同参画の視点での防災を学び、市民の防災意識を高める講座を実施したが、マニュアルの作成には至っていない。今後は危機管理室と連携し、避難所運営体制の責任者に女性を配置することや、性別に配慮した避難所の設計、地域の医療機関・助産機関・各保健センター・保育・教育機関との連携、女性に必要な物資の調達、相談窓口の設置、女性や子どもが被害にあわないよう配慮した避難所運営等、さまざまな課題を視野に入れたマニュアルの作成を働きかける。 | 未実施  | -    | 評価なし<br>今後は男女共同参画の視点に立った防災について啓発するとともに、危機管理マニュアルの作成を働きかける。 | 人権文化部  | 多文化共生・男女共同参画課 |               |
| 75     | 男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うために、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します            | ○  | 災害対策本部会議                       | 男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うために、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します  | 男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うために、女性の参画を促進する。    | 災害対策本部員は、各部局を統括管理し指揮することができる部長職を任命する必要がある。そのため、人事異動によって女性の部長職が増えない限り、本部員における女性の比率が上がらない。  | 実施   | 有    | ★  | 本部員については部長職としていないため、女性の登用が進んでいないが、男性委員であっても災害対策に対し女性の意見が反映できるように今後とも啓発を継続していく。 | -             | 危機管理室         |
| 76     | 平時から地域、家庭、職場等で主体的に防災への取り組みを行うよう促し、防災意識の高揚を図ります               |    | 自助・共助の強化                       | 平時から地域、家庭、職場等で主体的に防災への取り組みを行うよう促し、防災意識の高揚を図ります。  | 市民に対し「自助・共助」の必要性について啓発を実施し、災害時の対応能力強化を図る。 | 自助・共助の必要性について、自主防災訓練や防災講演会で市民に対し啓発活動を行った。昨年度の大阪北部地震、西日本豪雨による大雨や台風21号の暴風などにより、市民の防災に関する関心が高く、自助・共助の必要性についてさらに理解が進んでいる。   | 実施   | 有    | ★★★  | 自助・共助の必要性について理解が進んできたが、災害が発生したときに十分機能させるためには、今後も啓発を継続する必要がある。                  | -             | 危機管理室         |
| 77     | 地域の自主防災に男女で取り組めるよう支援します                                      |    | 自主防災訓練                         | 地域の自主防災に男女で取り組めるよう支援します。   | 男女の区別なく各種訓練に参加できるように取り組む。                 | 自主防災訓練において、水消火器による消火訓練、AEDや簡易担架作製などの救急救護訓練、発電機や障害者対応型トイレなどの防災資機材設置訓練など、男女の性別に関係なく参加してもらった。  | 実施   | 有    | ★★★  | いつ発生するか分からない災害に対し、男女関係なく対応できる能力が求められる。今後とも活動を継続する。                             | -             | 危機管理室         |
| 78     | 地域における男女共同参画を進めるリーダーである男女共同参画地域推進員への研修を実施します                 |    | 男女共同参画研修事業(出前講座)               | -  | 1回/年 開催                                   | 平成24年2月に地域推進員に対して男女共同参画に関する研修を実施したが以降、今年度も含め実施できていない。   | 未実施  | -    | 評価なし   | 男女共同参画地域推進員に対する研修などの機会の提供  | 人権文化部         | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 79     | 自治会などが地域における男女共同参画について主体的に取り組めるよう支援します                       |    | 男女共同参画研修事業(出前講座)               | 自治会や関係機関などと連携し、広く男女共同参画を推進する場と機会を提供する。   | 1回/年 開催                                   | 今年度は実施できなかった。また、出張講座の依頼もなかった。   | 未実施  | -    | 評価なし   | 自治会関係から出張講座について依頼があれば実施する。   | 人権文化部         | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 80     | 男女が共に主体的に地域での活動を展開できるように支援するとともに、市民活動団体や事業所、大学などの協働を積極的に進めます |    | 地域まちづくり活動助成金                   | 市民が自ら企画・提案・実施する事業に助成金を交付し、地域のまちづくり活動を支援する。   | 申請団体数21団体                                 | 令和元年度、申請団体は20団体、交付団体は15団体と目標を下回ったが、採択団体いずれも、男女がともに主体的に活動を実施した。  | 実施   | 有    | ★★   | より多くの団体に助成金を活用いただけるよう、積極的な広報を行う。   | 市民生活部         | 地域活動支援室       |
| 81     | 男女共同参画センター・イコーラムを核として、各地域の施設との連携を図り、男女共同参画の推進を図ります           |    | 各地域の施設との連携                     | 男女共同参画センター・イコーラムを中心に各地域との連携をはかる。   | 各地域の施設との連携                                | チラシ等を各施設に配布したり、「希来里ファミリーまつり」等で希来里内各施設と連携を深めている。   | 実施   | 有    | ★★   | 引き続き連携を図る。   | 人権文化部         | 多文化共生・男女共同参画課 |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                 | 内容   | R1目標  | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局    | 令和2年度室課       |
|--------|---|----|---------------------|--|---|--|------|------|-------|--|-------|---------------|
| 82     | 男女共同参画の視点で活動するグループの支援とともに、相互の交流とネットワークづくりを進めます                            | ◎  | イコラーム登録団体・ネットワークづくり | イコラームフェスタにおいて、舞台発表やワークショップ、展示などを通じて、男女共同参画の視点で活動するイコラーム登録団体の活動を広く市民に広報し、また相互の交流、ネットワーク構築の機会とする。／センターの講座を受講修了した方がスムーズにグループ活動を開始できるよう、アドバイスやサポートを実施する。   | グループ支援の実施                                     | センター主催の講座を修了した人がグループを立ち上げようとする時、サポート体制があることを周知している。今年度はコロナ拡大防止のためイコラームフェスタは実施できなかった。 | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続きグループ支援を実施  | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 83     | 妊娠・出産に関する女性の自己決定権の尊重や、ライフスタイルの多様性への理解を深めます                                |    | 講座等を含む啓発事業          | 年間を通じて男女共同参画センターで実施している講座やイベントの中で可能であれば取り上げている   | リプロダクティブ・ヘルス／ライツ概念の啓発                         | 情報紙「HOW」をリプロダクティブ・ヘルス／ライツをテーマに発行した。  | 実施   | 有    | ★★    | リプロダクティブ・ヘルス／ライツ概念の啓発  | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | 思春期保健対策事業           | リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは家族計画・母子保健・思春期保健を含む生涯を通じた性と生殖に関する健康の意味を指し、妊娠から逃られない女性の生涯に渡っての健康を保持することが重要であるという考えを指す。保健所として思春期における飲酒や喫煙、性感染症などは女性の心身の健康や配偶者・子どもに悪影響を与えることもあるので思春期の段階で学校関係者と連携し、健全な母性の育成を目指す。具体的には学校に向き、集団教育のもと医学的・保健知識の啓発を行うもの            | 思春期保健対策事業の充実により、自身の身体、生き方の知識を身に付け、自身の考えを持たせる。 | 養護教諭と保健センター保健師との交流会を毎年開催し、交流を深めている。また、学校に向いている講座を9回(799人)開催した。                       | 実施   | 有    | ★★    | 学校保健と母子保健の連携の強化・充実を図る。性教育にとどまらず、生活習慣、健康概念まで広く学べる機会が持てることを目指し、出前講座の依頼に対応していく。また、媒体の工夫や資料の充実にも努める。 | 健康部   | 母子保健・感染症課     |
| 84     | リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方に基づき、女性が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し行使できるような性教育、啓発を行います |    | 講座等を含む啓発事業          | 年間を通じて男女共同参画センターで実施している講座やイベントの中で可能であれば取り上げている   | リプロダクティブ・ヘルス／ライツ概念の啓発                         | 情報紙「HOW」をリプロダクティブ・ヘルス／ライツをテーマに発行した。  | 実施   | 有    | ★★    | リプロダクティブ・ヘルス／ライツ概念の啓発  | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | 思春期保健対策事業           | リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは家族計画・母子保健・思春期保健を含む生涯を通じた性と生殖に関する健康の意味を指し、妊娠から逃られない女性の生涯に渡っての健康を保持することが重要であるという考えを指す。保健所として思春期における飲酒や喫煙、性感染症などは女性の心身の健康や配偶者・子どもに悪影響を与えることもあるので思春期の段階で学校関係者と連携し、健全な母性の育成を目指す。具体的には学校に向き、集団教育のもと医学的・保健知識の啓発を行うもの※施策内容83と同事業 | 思春期保健対策事業の充実により、自身の身体、生き方の知識を身に付け、自身の考えを持たせる。 | 養護教諭と保健センター保健師との交流会を毎年開催し、交流を深めている。また、学校に向いている講座を9回(799人)開催した。                       | 実施   | 有    | ★★    | 学校保健と母子保健の連携の強化・充実を図る。性教育にとどまらず、生活習慣、健康概念まで広く学べる機会が持てることを目指し、出前講座の依頼に対応していく。また、媒体の工夫や資料の充実にも努める。 | 健康部   | 母子保健・感染症課     |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名  | 内容   | R1目標  | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局                | 令和2年度室課        |
|--------|--|----|--|--|---|---|------|------|-------|--|-------------------|----------------|
|        |  |    | ○副読本や指導教材の活用・指導者の養成・環境づくり                                      | 大阪府教育委員会より配付されている性に関する指導参考冊子「一人ひとりの性と性」を活用し、養護教諭や生徒指導など相談担当者への情報提供も行う。   | 「一人ひとりの性と性」の活用                                | 大阪府教育委員会より配付されている性に関する指導参考冊子「一人ひとりの性と性」を、各校にておいて活用した。   | 未実施  | -    | 評価なし  | 今後も児童生徒が相談しやすい環境を整える。  | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室        |
| 85     | 若い世代に向けて、思春期の過剰なダイエット、摂食障害、飲酒・喫煙による健康への影響について、情報や学習機会の提供を充実します |    | 若い世代へのよい生活習慣獲得のための啓発事業   | 若い世代に向けて、思春期の過剰なダイエット、摂食障害、飲酒・喫煙による健康への影響について、情報や学習機会の提供を充実します   | 若い世代の飲酒・喫煙等の健康被害についての知識を得ることができる。             | 妊娠届出時に配布している妊婦への啓発パンフレットに飲酒や喫煙等の健康への影響等の情報提供を行っている。   | 実施   | 有    | ★★    | 啓発の充実と拡充   | 健康部               | 母子保健・感染症課      |
|        |  |    | 若い世代に向けた健康づくり推進事業・食育に関する事業                                     | 思春期の過剰なダイエット、摂食障害、飲酒・喫煙による健康への影響について、知識の普及や情報提供に努めるとともに、生涯にわたり運動やスポーツを楽しむための教育や活動支援を行う。健康な食生活実現のため食育に関する知識の普及やポスターなどを配付する。   | 全小中学校での非行防止教室の実施                              | 非行防止教室や薬物乱用防止教室を実施し、飲酒・喫煙による健康への影響について、啓発を行った。  | 実施   | 有    | ★★    | 継続   | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室        |
| 86     | 摂食障害、望まない妊娠、更年期障害などに対処するため女性自身が自分の体と心をよく知ることができるよう学習機会を提供します   |    | 思春期保健対策事業  | リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは家族計画・母子保健・思春期保健を含む生涯を通じた性と生殖に関する健康の意味を指し、妊娠から逃れられない女性の生涯に渡っての健康を保持することが重要であるという考えを指す。保健所として思春期における飲酒や喫煙、性感染症などは女性の心身の健康や配偶者・子どもに悪影響を与えることもあるので思春期の段階で学校関係者と連携し、健全な女性の育成を目指す。具体的には学校に向き、集団教育のもと医学的・保健知識の啓発を行うもの | 思春期保健対策事業の充実により、自身の身体、生き方の知識を身に付け、自身の考えを持たせる。 | 養護教諭と保健センター保健師との交流会を毎年開催し、交流を深めている。また、学校に向き、前講座の依頼に対応していく。また、媒体の工夫や資料の充実にも努める。  | 実施   | 有    | ★★    | 学校保健と母子保健の連携の強化・充実を図る。性教育にとどまらず、生活習慣、健康概念まで広く学べる機会が持てることを目指し、出前講座の依頼に対応していく。また、媒体の工夫や資料の充実にも努める。 | 健康部               | 母子保健・感染症課      |
|        |  |    | 摂食障害、望まない妊娠、更年期障害などに対処するため女性自身が自分の体と心をよく知ることができるよう、学習機会を提供する事業 | -  | 中学校での性に関する授業の実施                               | 学習指導要領に基づき、すべての学校で実施された。中学校の保健の授業等において、人間の性に関する基礎的、基本的事項を正しく理解し、自己の性に対する認識をより確かなものにするともに、人権尊重、男女平等の精神に基づき、男女の人間関係や現在及び将来の生活における性に関する諸問題に対し、適切な意思決定や行動選択ができるような学習を行っている。 | 実施   | 有    | ★★    | 継続   | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室        |
| 87     | 特定健診やがん検診等、定期的な健診受診の必要性を周知し、受診率の向上に努めます                        |    | 特定健康診査   | 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率向上に向けた取り組みを実施   | 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率向上に向けた取り組みを実施              | ・集団検診(2回)、医療機関による休日健診実施<br>・受診勧奨はがき送付後のコールリコール実施<br>・特定保健指導未利用者へ健康教室実施の再案内  | 実施   | 有    | ★★    | 令和2年度より、業務を一部委託し、データ分析及び分析に基づく対象者種別に応じた効果的な受診勧奨はがきを送付。またはがき送付後のコールリコールを廃止する。                     | 市民生活部             | 医療保険室<br>保険管理課 |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                                     | 内容   | R1目標                     | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局    | 令和2年度室課         |
|--------|--|----|---|--|--------------------------|---|------|------|-------|--|-------|-----------------|
|        |  |    | 健康増進事業(がん検診)                            | 40歳以上の市民に対して子宮頸がん・乳がん・胃がん・大腸がん・肺がん結核検診を医療機関にて実施(子宮頸がん・乳がん検診は女性のみ、子宮頸がん検診・40歳女性に乳がん検診の無料クーポン券を配布している。マンモグラフィ検診の休日検診や地域での検診実施、【マンモグラフィ検診・肺がん結核検診・大腸がん検診・特定健診】のセット検診の実施を行った。また、精密検査受診率向上や質の高いがん検診の提供のためがん検診の精度管理に努めている。 | 受診率の向上                   | 未受診者への無料クーポン券の配布等による受診勧奨、さらに再勧奨を行い、未受診者対策を強化した。また特定健診とのセット検診に乳がん・肺がんに大腸がんを追加し、受診しやすい環境整備に努めた。 | 実施   | 有    | ★★    | がん検診推進事業の実施・あらゆる機会を通じての啓発、受診しやすい環境整備に努める・要精検者の確実な精検受診の受診促進 | 健康部   | 健康づくり課          |
| 88     | 市立総合病院の女性専用相談窓口の周知を図るなど、女性特有の症状に関して、女性が相談・受診しやすい環境づくりに取り組みます |    | 平成28年10月1日より独立行政法人化したため評価対象外とする         | -  | -                        | -   | 事業廃止 | -    | 評価なし  | -  | -     | -               |
| 89     | 健康・母性保護などの観点から、公的施設や働く場などでの禁煙・分煙を推進し徹底します                    |    | 健康・母性保護などの観点から、公的施設や働く場などでの禁煙・分煙を推進する事業 | -  | 検討中                      | 本年度、該当する事業なし。分煙の取り組み以前に、第1次避難所となる小中学校等の敷地内は全面禁煙であるため。   | 未実施  | -    | 評価なし  | 今後、避難所の運営について検討を行う際は、禁煙・分煙についても考慮する。                       | -     | 危機管理室           |
|        |  |    | 市民美術センター・文化創造館業務                        | 東大阪市民美術センター及び文化創造館にて禁煙・分煙を実施している   | 禁煙                       | 禁煙済<br>女性の入館者も多い中、健康・母性保護の観点から禁煙を実施している。  | 実施   | 有    | ★★★★  | 引き続き、健康・母性保護の観点から禁煙を実施していく。                                | 人権文化部 | 文化室<br>文化のまち推進課 |
|        |  |    | 男女共同参画センター管理事業                          | 多数の者が利用する公共施設である男女共同参画センター・イコーラムでは、喫煙者の健康被害と受動喫煙を防止するため全館禁煙としている。  | 全館禁煙                     | 全館禁煙  | 実施   | 有    | ★★★★  | 引き続き全館禁煙を実施  | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課   |
|        |  |    | 全館完全禁煙                                  | 大集会室・和室・料理室・学習室を広く市民に貸館しているが、全館完全禁煙を実施している。  | 全面禁煙の実施                  | 大集会室・和室・料理室・学習室を広く市民に貸館しているが、全館禁煙を実施している。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 継続   | 人権文化部 | 長瀬人権文化センター      |
|        |  |    | 健康・母性保護などの観点から、公的施設や働く場などでの禁煙・分煙を推進する事業 | センター内完全禁煙  | センター内は完全禁煙とし、喫煙場所は屋外とする。 | 目標達成済み  | 実施   | 有    | ★★★★  | 今後もセンター内の完全禁煙を継続実施する。                                      | 人権文化部 | 荒本人権文化センター      |
|        |  |    | リージョンセンター管理事業                           | 貸し館業務  | 禁煙を実施                    | 7つのリージョンセンター内においては、令和元年7月1日より敷地内禁煙を実施している。  | 実施   | 有    | ★★★★  | 今後も敷地内での禁煙を実施していく。   | 市民生活部 | 地域活動支援室         |

| 施策内容No | 施策内容 | 重点 | 事業名                                     | 内容  | R1目標              | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                       | 部局            | 令和2年度室課   |
|--------|------|----|---|---|-------------------|--|------|------|-------|------------------------------------|---------------|-----------|
|        |      |    | 敷地内禁煙の実施                                | 敷地内禁煙を実施  | 敷地内禁煙の実施          | 敷地内禁煙を実施した。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も敷地内禁煙の実施を継続する。                  | 市民生活部         | 消費生活センター  |
|        |      |    | 禁煙・分煙推進事業                               | 公立保育所・幼保連携型認定こども園・子育て支援センター全施設での禁煙実施。                         | 禁煙実施              | 禁煙実施済  | 実施   | 有    | ★★★   | 継続                                 | 子どもすこやか部      | 保育課       |
|        |      |    | 禁煙・受動喫煙防止の啓発                            | イベント等での啓発、学校・大学等での健康教育、保健センターおよび小学校での禁煙劇の上演等、多角的に啓発活動を展開している。 | 啓発対象の拡大および啓発回数の増加 | 非喫煙者、特に妊婦や子ども等が受動喫煙の害にさらされる事のないよう、あらゆる機会を捉えて幅広い年齢層に対して啓発を行なった。                                   | 実施   | 有    | ★★    | 今後もあらゆる機会を捉え、幅広い層に啓発していく。          | 健康部           | 健康づくり課    |
|        |      |    | 庁舎内禁煙実施                                 | 庁舎内での禁煙の実施  | 禁煙の継続実施           | 継続して庁舎内禁煙を実施することができた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も庁舎内禁煙を継続していく。                   | 上下水道局水道総務部    | (水道)総務課   |
|        |      |    | 禁煙の徹底                                   | 消防局における敷地内の完全禁煙を徹底する。   | 禁煙を徹底する。          | 令和元年7月1日より敷地内禁煙を実施した。  | 実施   | 有    | ★★★   | 敷地内禁煙を継続して実施していく。                  | 消防局           | 人事教養課     |
|        |      |    | 受動喫煙防止                                  | 公的施設や働く場などでの禁煙・分煙   | 禁煙・分煙の推進          | 庁舎内は実施済み。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も禁煙・分煙の推進を行う。                    | 教育委員会事務局      | 人権教育室     |
|        |      |    | 市立学校園内の敷地内全面禁煙                          | 市立学校園内の敷地内全面禁煙に伴い、給食調理場、配膳室においても禁煙とする。                        | 調理場・配膳室の禁煙実施      | 調理場・配膳室の禁煙を実施できた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 調理場・配膳室の禁煙実施                       | 教育委員会事務局学校教育部 | 学校給食課     |
|        |      |    | 学校園敷地内全面禁煙                              | 学校園において、敷地内全面禁煙を実施。   | 継続                | 平成22年度より、全市立学校園に敷地内全面禁煙を実施している。  | 実施   | 有    | ★★★   | 継続                                 | 教育委員会事務局学校教育部 | 教職員課      |
|        |      |    | 健康・母性保護などの観点から、公的施設や働く場などでの禁煙・分煙を推進する事業 | 禁煙の徹底   | 施設内での禁煙の徹底。       | 公共施設での受動喫煙の防止義務を明示した「健康増進法」により、公共施設内での喫煙を全面禁止とし、他の場所での研修等においても前記に準じている。(平成22年度より学校園敷地内においても全面禁煙) | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も継続的に実施していく。                     | 教育委員会事務局学校教育部 | 教育センター    |
|        |      |    | 児童文化スポーツセンター管理事業(ドリム21)                 | -   | 施設内禁煙             | 3施設については、100%の禁煙化を達成済みである。   | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も禁煙への取組内容について、市民へ理解を求め禁煙を継続していく。 | 教育委員会事務局社会教育部 | 青少年教育課    |
|        |      |    | 保健体育施設管理運営経費(総合体育館東体育館)                 | -   | 施設内禁煙             | 3施設については、100%の禁煙化を達成済みである。   | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も禁煙への取組内容について、市民へ理解を求め禁煙を継続していく。 | 都市魅力産業スポーツ部   | 市民スポーツ支援課 |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                                  | 内容   | R1目標                         | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標 | 部局                | 令和2年度室課      |
|--------|---|----|--------------------------------------|--|------------------------------|---|------|------|-------|--------------|-------------------|--------------|
|        |   |    | 文化財四施設(郷土博物館・鴻池新田会所・埋蔵文化財センター)について   | 文化財三施設(郷土博物館・鴻池新田会所・埋蔵文化財センター)については公益財団法人東大阪市文化振興協会、旧河澄家について株式会社アスウェルを指定管理者として運営しており、各施設とも禁煙を徹底している。   | 禁煙の実施                        | 実施済   | 実施   | 有    | ★★★   | 継続実施         | 人権文化部             | 文化財課         |
|        |   |    | ポスター等掲示による啓発活動(図書館運営)                | 老若男女が利用する図書館では受動喫煙を防ぐため、館内全面禁煙とし、喫煙者に対しては戸外の指定場所での喫煙としている。禁煙場所と喫煙場所の表示を明確に行い周知を図る。   | 完全分煙                         | 施設内に禁煙ポスター等を掲示し、喫煙者が施設を利用する際は喫煙所にて喫煙してもらうよう完全分煙に努めた。                                | 実施   | 有    | ★★★   | 継続           | 教育委員会事務局<br>社会教育部 | 社会教育課        |
|        |   |    | ポスター等掲示による啓発活動                       | 老若男女の利用する図書館では受動喫煙を防ぐため、館内全面禁煙とし、喫煙者に対しては戸外の指定場所での禁煙としている。禁煙場所と喫煙場所の表示を明確に行い周知を図る。   | 完全分煙                         | 図書館では、施設内に禁煙ポスター等を掲示し、喫煙者が施設を利用する際は、喫煙所にて喫煙してもらうよう完全分煙に努めている。                       | 実施   | 有    | ★★★   | 継続           | 教育委員会事務局<br>社会教育部 | 社会教育課(花園図書館) |
|        |   |    | ポスター等掲示による啓発活動                       | 老若男女の利用する図書館では受動喫煙を防ぐため、館内全面禁煙とし、喫煙者に対しては戸外の指定場所での喫煙としている。禁煙場所と喫煙場所の表示を明確に行い周知を図る。   | 完全分煙                         | 図書館では、施設内に禁煙ポスター等を掲示し、喫煙者が施設を利用する際は、喫煙所にて喫煙してもらうよう完全分煙に努めている。                       | 実施   | 有    | ★★★   | 継続           | 教育委員会事務局<br>社会教育部 | 社会教育課(永和図書館) |
|        |   |    | ポスター等掲示による啓発活動                       | 老若男女の利用する図書館では受動喫煙を防ぐため、館内全面禁煙とし、喫煙者に対しては戸外の指定場所での喫煙としている。禁煙場所と喫煙場所の表示を明確に行い周知を図る。   | 完全分煙                         | 図書館では、施設内に禁煙ポスター等を掲示し、喫煙者が施設を利用する際は、喫煙所にて喫煙してもらうよう完全分煙に努めている。                       | 実施   | 有    | ★★★   | 継続           | 教育委員会事務局<br>社会教育部 | 社会教育課(四条図書館) |
|        |   |    | 社会教育センター、各公民分館(分室含)施設内における禁煙・分煙の取り組み | 社会教育センター、各公民分館(計30)、各公民分館分室(計6)の施設内での禁煙については、火事等の恐れがあり、危険であることから、施設内においては禁煙とし、施設外での分煙を推進しているところである。  | 引き続き、施設内での禁煙、施設外での分煙推進に取り組む。 | 達成済   | 実施   | 有    | ★★★   | 左記のとおり       | 教育委員会事務局<br>社会教育部 | 社会教育センター     |
| 90     | HIV/エイズや性感染症、避妊に関する正しい知識をもって予防できるよう啓発・普及に努めます |    | エイズ等対策事業                             | エイズ等検査の男女別、年齢別検査率から、効果的な受診啓発を考えます。   | 男女で同程度の受診率                   | 男性が女性に比べ少し高い受診率<br>定例(平日昼間)の専門相談に加えて、夜間検査を実施するなど、様々な年齢層の方に性別に関係なく検査・相談いただける機会を設定した。 | 実施   | 有    | ★★    | 継続する。        | 健康部               | 母子保健・感染症課    |
|        |   |    | HIV/エイズや性感染症などに関する正しい知識を普及・啓発する教育の実施 | HIV/エイズや性感染症などに関する正しい知識を持って予防できるよう、啓発・普及に努める。中学校の保健の時間等において、HIV/エイズ及び性感染症の増加傾向と、その低年齢化が社会問題になっていることから、疾病概念、感染経路、予防方法を身に付ける必要があることなどについて学習を進める。 | 中学校での性に関する授業の実施              | 学習指導要領に基づき、すべての中学校で実施された。   | 実施   | 有    | ★★    | 継続           | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室      |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                          | 内容   | R1目標                     | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                     | 部局                | 令和2年度室課   |
|--------|--|----|------------------------------|--|--------------------------|---|------|------|-------|----------------------------------|-------------------|-----------|
| 91     | 女性の心と体の悩みについて、相談・情報提供を行います   |    | 健康相談事業                       | 市民が身近で利用しやすいリージョンセンターなどでの健康相談、地域でのフェスタ等でのイベントに併設した健康相談の実施。女性はホルモンバランスの乱れが心身にさまざまな影響を及ぼすことから、3月の女性の健康週間には女性特有の健康問題を取り上げ健康教育を実施している。                                       | 相談体制の充実                  | 相談件数は横這いリージョンセンター企画運営委員会、男女共同参画センター、学校、自治会等さまざまな機関と連携し、健康相談実施機関を増やすよう努めている。女性の健康週間には、女性が興味を引くメニューを取り入れ、自身の健康管理の大切さを学べる工夫をしている。  | 実施   | 有    | ★★    | 相談体制の充実                          | 健康部               | 健康づくり課    |
|        |  |    | 思春期の子どもが心と体の悩みについて相談できる環境づくり | スクールカウンセラーによる相談窓口の設置など、思春期の子どもが心と体の悩みについて相談できる環境づくりに取り組む。  | スクールカウンセラーによる相談窓口の周知100% | 全小中学校・日新高校において、年度初めにスクールカウンセラーや女性教員・養護教諭を中心とした相談窓口についての周知を行った。  | 実施   | 有    | ★★    | 継続                               | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室   |
| 92     | 女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごし、母子の健康が確保されるよう周知するとともに、妊娠期の女性やその配偶者を対象とした出産・子育てのための講座を開催します |    | 母子保健事業【H26まで健康づくり課回答】        | 東大阪市では妊婦健康診査の公費負担助成を14回実施するとともに、母子手帳交付時にマタニティマークのついたグッズを配布している。また、保健センターでは妊娠中の妊婦とそのパートナーがともに学ぶ両親学級や、妊婦の方が安心してお産にのぞみ地域に子育て仲間をつくり楽しく育児ができることを目的としてマタニティ教室を開いている。           | 講座の広報活動強化                | マタニティ教室を16回(令和元年度)実施しており、妊婦とその配偶者、家族を対象に妊娠中や産後の過ごし方、出産の準備や、主体的に産を進めるために心身両面からの健康管理について学んでもらっている。また、産後の育児について、父親が積極的に関わることの大切さを講座に盛り込んでいる。Webサイト、市政だより、ひがしおおさか子育て応援アプリすくすくトライにおいても講座の広報活動を行っている。 | 実施   | 有    | ★★★   | さらなる広報の充実を目指し、母親教室・両親学級の参加率を高める。 | 健康部               | 母子保健・感染症課 |
| 93     | 妊娠・出産に関する情報提供や健康診査、保健指導などの充実を図ります  |    | 母子保健事業【H26まで健康づくり課回答】        | 妊婦健康診査の費用助成を14回総額120,000円とし、妊婦の経済的負担を少しでも軽減し、未受診者の解消に努めている。また、保健センターでの母子健康手帳交付時に、保健師の面接を行ない、早期からのつながりをもって、出産または出産後のサポートに向けた支援を行っている。                                     | 母子手帳交付時の保健師面接の充実         | 令和元年4月から、母子健康手帳の交付場所を保健センターのみとし、保健師が全数面接を実施している。面接では、様々な母子保健サービスを紹介するとともに、育児の支援者の有無を確認し、男女が協力して子育てしていくようアドバイスしている。さらに支援者が得にくい場合は、産後ケア事業を紹介するなど、子育て困難感が強くないようサポートしている。                           | 実施   | 有    | ★★★   | さらなる広報の充実                        | 健康部               | 母子保健・感染症課 |
| 94     | 乳幼児健診の必要性を周知し、受診率の向上に努めます。また、受診しない親子へのフォローを充実します                               |    | 母子保健事業【H26まで健康づくり課回答】        | 乳幼児健診は保健センターでの集団健康診査と医療機関に委託する個別健診の二本立てで実施している。集団健康診査は、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児に対して実施しており、内科診察・歯科診察・身体計測・歯科相談・心理発達相談・栄養相談・育児相談などを行なっている。疾病、障害の早期発見と育児上の不安、悩みの相談、虐待の早期発見、予防を行う。 | 受診率の向上                   | 妊娠期、乳児期早期から保健センターとのつながりがもてるよう、妊娠届出時の保健センターでの保健師による面接時や、こんにちは赤ちゃん訪問時、2か月親子講習会等母子との接点がある毎に乳幼児健診の受診の必要性を啓発している。未受診者については状況把握に努め、必要時早期からの支援を行っている。  | 実施   | 有    | ★★★   | 受診率向上、早期支援の充実。                   | 健康部               | 母子保健・感染症課 |
| 95     | 健診において固定的な性別役割分担意識に基づいた助言や指導内容によって、母親の不安やストレスの増大を招かないよう取り組みます                  |    | 母子保健事業【H26まで健康づくり課回答】        | 妊婦及び乳幼児等に対して年齢や時期に応じた健康診査、保健指導、衛生教育等を行っている。  | 健診内容の充実                  | 子育ては、夫婦力をあわせて行うものとの考えから、健診で使用する資料等についても女性に偏ったものとはせず、また健診に来所した男性へも啓発している。  | 実施   | 有    | ★★    | 健診内容の充実                          | 健康部               | 母子保健・感染症課 |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                                | 内容  | R1目標  | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                       | 部局    | 令和2年度室課       |
|--------|---|----|------------------------------------|---|---|--|------|------|-------|------------------------------------|-------|---------------|
| 96     | 医師会等と連携して地域における小児医療体制の確保に努めるとともに、小児救急医療体制については、地域医療機関や市立東大阪医療センターと連携しながら充実に努めます |    | 小児初期救急広域運営事業・小児救急医療支援事業            | 休日又は夜間における小児初期救急広域運営事業(初期救急患者(軽症患者)の診療)と小児救急医療支援事業(入院治療を必要とする重症救急患者の診療)において、中河内医療圏三市(東大阪市・八尾市・柏原市)が運営費の補助を実施し、協力医療機関の輪番制による小児救急医療の提供を行うもの。                | 3市(東大阪市・八尾市・柏原市)の協力体制や医療機関、医師会等の協力体制を維持できるように予算確保などに努め、365日救急医療体制を実施継続する。 | 令和元年度の小児初期救急広域運営事業、小児救急医療支援事業において、365日救急医療体制の継続が実現できたが、男女共同参画の視点をもって事業に取り組みなかつたため達成度<->とする。  | 実施   | 無    | -     | 引き続き、365日救急医療体制の継続ができるよう努める。       | 健康部   | 地域健康企画課       |
| 97     | 不妊に悩む人への相談、情報提供を行います  |    | 男女共同参画センター相談業務                     | 男女共同参画の視点に基づき、不妊に悩む人への相談をはじめとする女性の様々な悩みについて男女共同参画センター相談室にて応じるとともに、必要な情報を提供する。   | 相談の実施   | 平成24年度より、女性相談に加えて男性電話相談を実施している。今年度は「いこう!らむカレッジ」で不妊治療に関する講座を実施した。   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き相談を実施                          | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | 不妊に悩む方への特定治療支援事業【H26まで健康づくり課回答】    | 不妊専門相談センターの周知や周りの方への理解を求める啓発を市政だよりやホームページでおこなっている。また、子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療(体外受精や顕微授精)以外の治療法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦に対し、治療の一部助成を実施している。 | 制度の周知啓発   | 不妊治療の知識や治療費一部助成についての啓発がすすみ、助成件数も年々増加している。夫婦と一緒に基礎知識を学べるリーフレットを医療機関・保健センター・行政サービスセンター等に設置依頼した。また、平成27年より助成を開始した男性不妊治療については、平成31年に内容が拡充されるなど、を夫婦の問題として捉えてもらえるような啓発を、よりいっそう進めていきやすくなってきている。 | 実施   | 有    | ★★    | 制度の周知啓発                            | 健康部   | 母子保健・感染症課     |
| 98     | 高齢者が積極的に社会参画できるようさまざまな学習機会を充実します  |    | 男女共同参画センター講座                       | 多くの人々に男女共同参画の理解を深めて頂くため、男女共同参画センターで「固定的な性別役割分担」「ワーク・ライフ・バランス」「DV防止」など様々な分野における講座を年間約40コマ実施している  | 高齢者向け講座の実施  | 支援職に向けた介護などに関する講座を実施した。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、高齢者向け講座を実施                    | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | シニア地域活動実践塾事業                       | 令和元年度実績 ■対象者:満60歳以上の市民 ■期間:令和元年5月23日~2月6日まで ■場所:角田総合老人センターほか ■講義内容:「歴史と文化財」「環境と自然」「福祉とまちづくり」「健康」から1コース選択  | 受講者数80名   | 受講者数(当初)101名<br>修了後の活動がスムーズに実施できるよう、各コースにそれぞれ基幹となるボランティアグループを受け皿とし、活動をサポートした。男女比率については、ほぼ1:1であり、男女共に参加していただいた。   | 実施   | 有    | ★★★   | 修了後にアンケートを実施し、修了生が活動できる場をさらに広げていく。 | 福祉部   | 高齢介護室 高齢介護課   |
| 99     | 高齢者の豊かな知識や経験、技能を活用してボランティアとして活躍できるよう、市民活動団体などと連携し、市民活動への参加・参画を推進します             |    | リージョンセンター公民協働事業・市民活動情報サイト「スクラムはーと」 | 地域住民等の協力を得ながら、事業を企画立案及び実施することにより、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進する。インターネットを利用して、市民活動における情報の提供・収集の一元化を図り、ボランティア・市民活動の支援強化と市民、市民活動団体、行政も含めた協働の促進に繋げる。               | 29,000アクセス数<br>事業の実施につき、男女問わず参加・利用できる環境づくりを心がける。                          | 22,870アクセス数<br>市民活動情報サイト「スクラムはーと」のアクセス数については男女を問わず多くの方々に参加・利用していただいた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 事業の実施につき、男女問わず参加・利用できる環境づくりを心がける。  | 市民生活部 | 地域活動支援室       |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名  | 内容   | R1目標                                 | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局          | 令和2年度室課         |
|--------|---|----|--|--|--------------------------------------|---|------|------|-------|--|-------------|-----------------|
|        |   |    | ボランティアリーダー養成講座                                 | 介護予防についての知識や技術を習得し、地域で介護予防の普及・啓発をしていただくために、ボランティアリーダーを養成するもの。  | より多くの受講者が得られるよう講座の工夫を行う              | 「楽しくトライ体操推進員養成講習会」を1回実施、17名が参加。「楽しくトライ体操推進員フォローアップ講習会」を実施、名26が参加。男女の性差なく講座案内を行い、人数的には少ないものの男性の参加者も得られた。 | 実施   | 有    | ★★    | 新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じながらの楽しくトライ体操の指導方法や講習会運営について、受託事業者と協議し、今年度事業の実施について検討する。 | 福祉部         | 高齢介護室 地域包括ケア推進課 |
| 100    | 高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に向けて、関係機関との連携に努めます              |    | 就労支援コーディネーターによる就労相談                            | 大阪府やハローワークなど関係機関との連携のもと、市内2ヶ所の就労支援センターで、コーディネーターが高齢者を含む就労困難者に対して、就労相談・就労支援を行うもの。                             | 就労支援コーディネーターによる就労相談を行う。              | 高齢者を含む就労困難者に対して、就労相談・就労支援を実施した。   | 実施   | 有    | ★★    | 今後も高齢者を含む就労困難者に対して、就労相談・就労支援を行う。   | 都市魅力産業スポーツ部 | 労働雇用政策室         |
| 101    | シルバー人材センターなどと協力し、高齢者の就労機会の拡充に努めます                       |    | シルバー人材センターの活用促進                                | 当室のホームページ及び市政だよりにより、シルバー人材センターの業務等の周知に努め、高齢者の就労機会の拡充を図るもの。   | ホームページ及び市政だよりで、シルバー人材センターの広報を実施する。   | 市政だよりでシルバー人材センターの広報を実施した。   | 実施   | 有    | ★★    | 次年度以降もシルバー人材センターの活動・入会について、市政だよりに掲載する。                                       | 都市魅力産業スポーツ部 | 労働雇用政策室         |
| 102    | 男女共同参画の視点に立って「東大阪市第8次高齢者保健福祉計画・東大阪市第7期介護保険事業計画」を推進します   |    | 東大阪市第8次高齢者保健福祉計画・東大阪市第7期介護保険事業計画策定事業(平成29年度実施) | 東大阪市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定事業を29年度に実施   | 実施せず                                 | 実施せず<br>介護保険法第117条、老人福祉法第20条の8により、3年に1期策定されるものであり、今年度は計画策定実施年度ではないため。                                   | 未実施  | -    | 評価なし  | 計画の推進  | 福祉部         | 高齢介護室 高齢介護課     |
| 103    | 介護が必要になった高齢者が住み慣れた家庭・地域で住み続けられるよう、在宅保健医療福祉サービスの充実を図ります  |    | 地域包括支援センターの設置                                  | 総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの実施   | 相談件数<br>36600件                       | 相談件数 44,223件<br>男女の性差に関係なく実施できた。  | 実施   | 有    | ★★    | 継続実施   | 福祉部         | 高齢介護室 地域包括ケア推進課 |
| 104    | 家族介護者の健康管理を支援し、介護負担を軽減するための健康教室、家族介護教室、リフレッシュ事業などを実施します |    | 家族介護教室の開催・介護リフレッシュ事業                           | 家族介護教室:高齢者等の介護に携わっている家族の介護負担の軽減等を目的に地域包括支援センターで実施<br>介護者リフレッシュ事業:認知症高齢者等の介護者を対象に、介護技術や支援サービス等の情報提供や介護疲れを癒すもの | 家族介護教室開催回数120回                       | 家族介護教室開催回数104回<br>在宅高齢者介護者リフレッシュ事業回数1回<br>介護者の性別に関わらず事業の案内を行い、人数的には少ないものの男性の参加者も得られた。                   | 実施   | 有    | ★★    | 介護者の性別に関わらず参加しやすいように開催方法を工夫する必要がある。  | 福祉部         | 高齢介護室 地域包括ケア推進課 |
| 105    | 高齢者虐待未然防止のためのネットワーク機能を高めます                              |    | 高齢者虐待防止ネットワーク事業                                | 高齢者虐待防止法の普及・啓発 高齢者虐待事案への対応 高齢者の保護、養護者支援など  | 高齢者虐待防止法の普及に努め、介護施設従事者に対する研修会の実施を目指す | 高齢者虐待防止啓発のためのリーフレットの配布。<br>養介護施設従事者等に対して高齢者虐待防止への対応に関する研修会を1回実施した。                                      | 実施   | 有    | ★★    | 高齢者虐待防止法の普及に努める。   | 福祉部         | 高齢介護室 地域包括ケア推進課 |
|        |   |    | 高齢者虐待の連携支援                                     | 高齢者虐待の問題について関係機関と会議(個別支援策検討会議・高齢者虐待防止専門会議)を行い、支援について検討。関係機関と連携し、個別支援を行っている。                                  | 関係機関と連携し、早期支援に努める                    | 高齢者の虐待について関係機関と連携し支援を行い、個別支援策検討会議で支援について検討、さらに対応について虐待防止専門会議で検証を行っている。                                  | 実施   | 有    | ★★    | 関係機関と連携し、より効果的な支援に努める  | 健康部         | 健康づくり課          |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点  | 事業名   | 内容                                   | R1目標   | R1実績 | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度  | 今後の進め方と次年度目標 | 部局                 | 令和2年度室課 |
|--------|---|---|---|--------------------------------------|--|------|------|------|--|--------------|--------------------|---------|
| 106    | 関係機関との連携を図り、職業能力開発訓練や相談の実施、就労情報の提供など、総合的な就労支援に努めます  | 関係機関との連携した総合的な就労支援  | 大阪府やハローワークなど関係機関との連携のもと、市内2ヶ所の就労支援センターで、コーディネーターが障害者を含む就労困難者に対して、就労相談・就労支援を行うもの。                          | 障害者を含む就労困難者に対して、就労相談・就労支援を行う。        | 障害者を含む就労困難者に対して、就労相談・就労支援を実施した。  | 実施   | 有    | ★★   | 今後も障害者を含む就労困難者に対して、就労相談・就労支援を行う。   | 都市魅力産業スポーツ部  | 労働雇用政策室            |         |
| 107    | 障害者が就労しやすい職場環境の整備に向けた企業の取り組みを促進します  | 東大阪市CSR経営表彰   | 障がい者が就労しやすい職場環境を整備している事業所を表彰するもの  | 障がい者の雇用推進(法定雇用率2.2%を超えた雇用)でのCSR表彰の受賞 | 障がい者雇用枠での応募がなかったため、審査に至らなかった。  | 実施   | 有    | ★★   | 障がい者雇用枠での応募があるように、積極的に広報する。  | 都市魅力産業スポーツ部  | 産業総務課              |         |
| 108    | 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援するため、成年後見制度についての普及啓発に努めます  | 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援するため、成年後見制度の普及啓発に努める事業 | 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援するため、成年後見制度についての普及啓発に努めます。   | 成年後見制度の普及啓発                          | パンフレットなどを通し、男女幅広く成年後見制度の普及啓発に努めた。また、成年後見制度利用促進基本計画(平成31年3月策定)に掲げる権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向け、令和元年6月に「成年後見制度利用促進協議会設立準備会」を立ち上げ、「協議会」及び協議会の中心となる「中核機関」の設置に向けた検討を行った。 | 実施   | 有    | ★★★  | 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の利用が必要な人が適切に制度を利用できるよう取り組みを進める。また、基本計画に掲げる協議会の令和3年度中の設置に向け、引き続き検討を進める。 | 福祉部          | 地域福祉課              |         |
|        |   | 成年後見制度利用支援事業  | 障害により判断能力が不十分な方に対して、保護や支援をするために、成年後見制度の利用を普及していく。   | 成年後見制度の普及・啓発に努める。                    | 親族等による後見申し立てができない場合に、市長が代わって申し立てを行い、必要な費用を負担し、後見が選任された後も報酬の支払いが困難な方に対する助成を行っている。   | 実施   | 有    | ★★   | 引き続き成年後見制度の普及・啓発に努めていく。  | 福祉部          | 障害者支援室<br>障害施策推進課  |         |
|        |   | 成年後見制度利用申立て事業   | 市長により成年後見制度の申立て   | 申立件数40件                              | 申立件数45件<br>件数目標は達成できた。<br>(男女申立て人数内訳 男:女 30:15)  | 実施   | 有    | ★★   | 今後も事業を継続し性別の差なく、後見が必要な方への申し立てを行う。  | 福祉部          | 高齢介護室<br>地域包括ケア推進課 |         |
| 109    | 地域が協力して高齢者や障害者(児)を守る機運を高め、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図るうえで、個人が主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い」(共助)の領域の拡大と強化を図ります | 小地域ネットワーク活動推進事業   | 概ね小学校区を単位として地域での見守りや支援が必要な方を対象に、地域住民と関係機関が協働で行う支えあいとして、主に声かけ・見守り活動などの個別援助活動や、食事会、いきいきサロンなどのグループ援助活動を実施する。 | 25万回の実施                              | 令和元年度実績 415,432件<br><br>地域の支援者が協働して見守り・援助活動を行う仕組みが出来つつある。  | 実施   | 有    | ★★★  | 次年度以降も引き続き、地域の福祉活動の核としての機能を高めるとともに、他の関係機関と連携を深め、活動の幅の広がる支援をする必要がある。                                | 福祉部          | 地域福祉課              |         |
|        |   | 障害児・者等相談支援事業  | 障害者及び障害児、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。  | 相談件数18,000件                          | 基幹相談支援センターや各リージョンに設置している委託相談支援センターにおいて、令和元年度も目標件数を大きく超える相談実績があがっており、障害者の地域生活を支えるネットワークの中核となる機能を担っている。  | 実施   | 有    | ★★★  | 引き続き相談業務を行い、連絡会などで関係機関の連携や地域課題についても検討をすすめる。  | 福祉部          | 障害者支援室<br>障害施策推進課  |         |
|        |   | 高齢者地域ケア会議の開催  | 個別支援策検討会議、高齢者生活支援等会議、企画運営会議、機関等代表者会議、の開催など  | 課題解決に向け継続実施                          | 地域包括支援センターと共に地域住民の課題解決に向け、実施した。<br>平成28年10月より、地域別会議を地域包括支援センター単位で開催する高齢者生活支援等会議に移行し、個別支援策検討会議・企画運営会議・機関等代表者会議の4つの会議を実施。男女の性差なく会議については実施できている。                  | 実施   | 有    | ★★★  | 高齢者生活支援等会議の定期的な開催に努め、地域課題の抽出、解決を目指す。   | 福祉部          | 高齢介護室<br>地域包括ケア推進課 |         |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名  | 内容   | R1目標                          | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局          | 令和2年度室課       |
|--------|--|----|--|--|-------------------------------|---|------|------|-------|---|-------------|---------------|
| 110    | 民生委員・児童委員などを対象にした男女平等・男女共同参画の研修を行います                                       |    | 男女共同参画研修事業(出前講座)   | 地域との関わりが深い民生委員・児童委員などに男女共同参画の研修を実施する   | 年1回開催                         | 実施できず<br>平成24年1月28日に「夫婦のあり方とその家族への影響」と題して、民生委員・児童委員に対して研修を実施。また、平成24年2月16日に、「私たちみんなの幸せのための男女共同参画」と題して、男女共同参画地域推進員研修会を実施。平成25年度からは実施できず  | 未実施  | -    | 評価なし  | 年1回開催   | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |  |    | 民生委員・児童委員などを対象にした男女平等・男女共同参画の研修を行う事業                                       | 民生委員・児童委員などを対象にした男女平等・男女共同参画の研修を行います   | 所管課が異なるため未実施                  | 所管課が異なるため未実施  | 未実施  | -    | 評価なし  | 所管課が異なるため、次年度以降も実施は難しい                                  | 福祉部         | 地域福祉課         |
|        |  |    | 民生委員活動推進事業   | 市主催により、全民生委員・児童委員を対象とした研修を行う。講師を招聘し、地域での見守り活動を中心とした講義を実施する。  | -                             | -   | 未実施  | 無    | -     | より多くの参加者が得られるよう事業の工夫を行う。                                | 生活支援部       | 生活支援課         |
| 111    | 「第3次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を推進します  |    | 東大阪市ひとり親家庭自立促進計画の推進  | 平成27年度に策定した第3次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画において、「就業の支援」「子育てや生活面の支援」「養育費確保及び面会交流に関する取り決めの促進」「経済的な支援」「総合的な相談機能や情報提供の充実」「ひとり親家庭等に関する団体・機能との連携強化」を施策の基本方向とし、平成28年度から平成32年度において本計画に関わる事業の実施を推し進めるもの。 | 社会福祉審議会児童福祉専門分科会による審議を行う。     | ・令和元年度は児童福祉専門分科会を1回開催した。<br>・第3次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画を総合的に推進するため、各年度ごとに事業の実施状況を把握し、社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会において、計画進行の確認や課題の検討などを行い、それらをもとに関係各課や関係機関に働きかけていくことで、本市におけるひとり親家庭の自立支援施策を総合的・計画的に推進することを図っている。   | 実施   | 有    | ★★★   | 平成28年3月に策定した、第3次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画に基づき、ひとり親家庭の更なる支援に努めたい。 | 子どもすこやか部    | 子ども家庭課        |
| 112    | 必要ときに適切なサービスが受けられるよう、生活支援や子育て支援、就業支援などの各制度に関する情報や相談窓口について、多様な媒体を通じて周知を図ります |    | 必要ときに適切なサービスが受けられるよう、生活支援や子育て支援、就業支援などの各制度に関する情報や相談窓口について、多様な媒体を通じて周知を図る事業 | 母子及び父子並びに寡婦の方向けの生活支援や子育て支援、就業支援などの各制度に関する情報や相談窓口が載っているパンフレットとして「ひとり親家庭の皆さんへのお知らせ」を作成し、子ども家庭課や関係機関の窓口への配架や関連するイベントでの配布を行っている。また、市のホームページにも本パンフレットを掲載している。                           | ひとり親家庭への相談機能や情報提供の充実を図る       | 令和元年度は母子父子自立支援員を子ども家庭課に1名、東・中・西福祉事務所に各2名配置し、相談機能の充実を図った。関係機関には「ひとり親家庭の皆さんへのお知らせ」を配布するほか、子ども家庭課の窓口にひとり親家庭の方向けのチラシをまとめて掲示して情報提供を行った。また、ひとり親家庭の方が多く集まる児童扶養手当の現況届手続き時には、ワンストップ窓口として、母子・父子自立支援員による相談のほか、ハローワーク等による就業相談や弁護士による法律相談を実施した。会場にはパンフレットやひとり親家庭の方向けのイベントのチラシを設置するなど、ひとり親家庭の方が生活支援や子育て支援、就業支援などの各制度に関する情報をより得やすいようにしている。 | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、ひとり親家庭への相談機能や情報提供の充実を図っていく。                        | 子どもすこやか部    | 子ども家庭課        |
| 113    | 男女共同参画の視点に立ったアドバイスができるよう、母子・父子自立支援員や就労支援センターの担当者など相談に携わる関係者に研修を行います        |    | 就労支援コーディネーターの男女共同参画に関する研修の推進   | 大阪府が実施する研修会に、就労支援コーディネーターが研修を受講するもの。   | 就労支援コーディネーターが男女共同参画に関する研修を受講。 | 大阪府が実施する研修に参加した。  | 実施   | 有    | ★★    | 今後、機会があれば大阪府が実施する研修会を就労支援コーディネーターに受講させる。                | 都市魅力産業スポーツ部 | 労働雇用政策室       |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                             | 内容   | R1目標                                 | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局            | 令和2年度室課       |
|--------|--|----|---------------------------------|--|--------------------------------------|--|------|------|-------|---|---------------|---------------|
|        |  |    | 母子・父子自立支援員の研修への参加               | ひとり親家庭の相談にあたる母子自立支援員に本市で実施する研修や外部機関が実施している研修会に参加してもらい、知識や情報の習得に努め、多様化・複雑化する相談に対応していくことができるようにする。 | 本市で実施する研修や外部機関が実施している研修会に参加する        | ひとり親家庭の個々の事情に応じた相談にきめ細やかな対応ができるよう、母子・父子自立支援員は研修会等に参加し、スキルアップを図ることが必要である。令和元年度においては大阪府主催の母子・父子自立支援員研修に母子・父子自立支援員が参加し、知識や情報の習得に努め、日々の業務に役立てることができた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、母子・父子自立支援員が多様化・複雑化する相談にきめ細やかな対応ができるよう、知識や情報の習得に努める。  | 子どもすこやか部      | 子ども家庭課        |
| 114    | ひとり親家庭の当事者グループの育成を支援します  |    | ひとり親家庭の当事者グループの育成を支援する事業        | 母子寡婦福祉団体や男女共同参画センター・イコラムと連携し、ひとり親家庭が集い、情報交換や交流、相談などができるよう活動を支援することで、ひとり親家庭の方が孤立することのないようにする。     | 「しんぐるマザーパワーあっぷのつどい」を開催する             | 令和元年度も東大阪市母子寡婦福祉会と共催し、東大阪市立男女共同参画センター・イコラムにて11月に「しんぐるマザーパワーあっぷのつどい」を開催した。今回は自然素材を用いたクリスマスリース作りを実施した。   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、ひとり親家庭の方が孤立することのないよう、当事者間で情報交換や交流、相談などができるよう支援を行う。   | 子どもすこやか部      | 子ども家庭課        |
| 115    | ひとり親家庭の母親を対象にキャリア支援を含めたパソコンや簿記など就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を充実します | ○  | ひとり親家庭を対象にした講座や助成制度の周知及び就労支援の充実 | 母子家庭の母または父子家庭の父を対象とした就業支援講習会を開催し、就労につながるような資格の取得を図るとともに、ハローワーク等と連携して就労までの継続した支援を充実させる。           | 就業支援講習会へ東大阪市民が参加する                   | 介護職員初任者研修講座等の就業支援講習会に東大阪市民が参加し、資格の取得ができた。令和元年度の実務者研修、介護職員初任者研修、パソコン初級(ワード試験対策・エクセル試験対策)、登録販売者受験対策講座、介護福祉士試験対策講座、簿記3級受験対策講座、正・准看護師試験受験対策講座、医師事務作業補助者養成講座の8講座を開催し、就職に役立つ知識・技能の習得や就職に結びつきやすい資格の取得を支援した。 | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、就業支援講習会を開催し、就職に役立つ知識・技能の習得や就職に結びつきやすい資格の取得を支援する。また、父子家庭の父の受講が少ないので市政だよりやウェブサイト等で父子家庭の父も対象であることを周知していく。 | 子どもすこやか部      | 子ども家庭課        |
| 116    | ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられるよう、事業所に対して雇入れを促進するための制度の情報提供をします            | ○  | ひとり親家庭の母親などを雇入れを促進する制度の周知       | 当室のホームページ及び労政ニュースにより、ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられるよう、事業所に対して雇入れを促進する制度の周知に努めるもの。                       | ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられる制度の情報提供。      | 労政ニュースで東大阪市若年者等トライアル雇用支援金を周知した。  | 実施   | -    | ★★    | ひとり親家庭の母親の雇用促進制度に関して情報提供する。   | 都市魅力産業スポーツ部   | 労働雇用政策室       |
| 117    | 家族の形が多様化している現実を踏まえ、未婚の母や婚外子、セクシュアル・マイノリティなどの人々に対する偏見をなくす啓発を進めます    | ○  | 男女共同参画啓発事業                      | セクシュアル・マイノリティ等への人々への偏見を無くす正しい知識をもってもらえるようあらゆる機会に啓発を実施する。   | 講座等を含む啓発事業の実施                        | 「いこう！らむカレッジ」にてLGBT当事者の話を聴き、多様な性への理解を深め、誰もがありのまま自分らしく生きられる社会を考える講座を実施した。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き講座等を含む啓発事業を実施   | 人権文化部         | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 118    | セクシュアル・マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します              |    | 講座等を含む啓発事業                      | セクシュアル・マイノリティ等への人々への偏見を無くす講座や啓発等の実施  | 講座等を含む啓発事業の実施                        | 「いこう！らむカレッジ」にてLGBT当事者の話を聴き、多様な性への理解を深め、誰もがありのまま自分らしく生きられる社会を考える講座を実施した。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き講座等を含む啓発事業を実施   | 人権文化部         | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |  | ◎  | 東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間のつどい          | 毎年7月を人権尊重のまちづくり強化月間と位置づけ、東大阪市人権尊重のまちづくり条例の周知を呼びかけ、イベントを開催する。                                     | 人権啓発イベント等で、性的マイノリティの人権について啓発活動を実施する。 | 人権尊重のまちづくり強化月間のつどいとして、講演会を開催。会場にて条例周知と共に性的マイノリティの人権に関する啓発冊子を配架。  | 実施   | 有    | ★★    | 他の人権課題とのバランスをとりながら、性的マイノリティの人権について積極的に取り組んでいく。  | 人権文化部         | 人権啓発課         |
|        |  |    | 副読本や指導教材の活用・指導者の養成・環境づくり        | 男女平等教育を推進するための副読本や指導教材などの使用を促進する。学校園における性教育の研究や研修への支援を進め、指導者の養成を図る。                              | 中学校での性に関する授業の実施                      | 学習指導要領に基づき、すべての中学校で実施されている。資料の活用についても積極的な活用を図りたい。  | 実施   | 有    | ★★    | 継続  | 教育委員会事務局学校教育部 | 学校教育推進室       |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                   | 内容  | R1目標                                 | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局             | 令和2年度室課       |
|--------|---|----|-----------------------|---|--------------------------------------|--|------|------|-------|---|----------------|---------------|
| 119    | 多様な性や家族形態に応じた相談窓口を整備し周知に努めます                                |    | 男女共同参画センター相談事業        | 男女共同参画センターにおいて相談事業を実施   | 相談事業の実施                              | 女性相談・男性相談を実施しているが、多様な性や家族形態に悩む方を対象とした専門相談窓口は整備していない  | 実施   | 有    | ★     | 今後相談窓口の整備について検討   | 人権文化部          | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | 窓口での個別相談              | 多様な性や家族形態に応じた相談窓口を整備し周知に努めます  | 相談支援の実施                              | 妊娠届出時や、育児相談対応時に家族形態等の相談支援を電話、訪問等で個別対応を行っている。   | 実施   | 有    | ★★    | 相談支援の充実   | 健康部            | 母子保健・感染症課     |
| 120    | 身近な地域で外国籍住民やその子どもたちと相互理解を深められるように、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図ります |    | 多文化共生情報プラザ事業          | 平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催をしている。【英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語(スペイン語も対応可能) 平日 9:00～17:30】・行政文書等の翻訳、筆耕 ・語学ボランティア派遣 ・外国人のための1日相談サービス ・多文化理解講座 等 | 年間相談件数 800件                          | 多文化共生情報プラザは、互いの文化を認めあい、共に地域社会を支え発展に寄与し、安定した暮らしが継続して可能となることを目的として、本市全ての住民を対象とした多文化共生に関連する情報の提供及び情報の収集事業、各種相談案内事業を実施している。令和元年度の年間相談件数は740件。目標値には達していないが、多文化共生情報プラザのポスターやチラシを市の施設に設置するなど、11言語以上での情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として、より多くの住民に周知できるように努めている。                            | 実施   | 有    | ★★    | 今後も、東大阪市で生活する上での情報提供、相談事業を多言語で実施するほか、国籍に関わらず男女共同参画の視点をもって全ての住民が交流できる場の提供に努める。 | 人権文化部          | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 121    | 日本語指導が必要な外国籍の女性やその子どもへの日本語学習の支援を実施します                       |    | 日本語教室開催業務委託事業         | 日本語教室開催業務(市内6カ所7教室)を特定非営利活動法人東大阪日本語教室に業務委託している。日本語を学ぶことは勿論のこと、暗誦・弁論大会など学習成果の発表の場を設けるとともに、バーベキューパーティなどを通じて学習者とボランティアとの地域交流の場にもなっている。                       | 学習者数 年間のべ300人                        | 多文化共生社会を推進する施策の一環として、日本語が母語でないことにより日常生活に支障をきたしている住民を対象とする日本語教室開催業務を本市の事業と位置づけ、当該団体に事業委託している。教室発足当初は、学習者80名、ボランティア90名の体制でスタートしたが、その後は教室数の拡大等により、学習者・ボランティアともに増加している。令和元年度においては学習者は年間でのべ505名、そのうち女性の数はのべ171名であり目標値を上回った。男性、女性にかかわらず、日本語を学びたい住民全てを受け入れており多文化交流も活発に行われている。 | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も学習者、ボランティアの確保に努める。   | 人権文化部          | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | 学校園支援協力者の配置           | 日本語指導が必要な外国籍の子どもへの日本語学習の支援として、スクールサポーターを配置する。   | スクールサポーターを配置し、日本語指導が必要な子どもへの学習支援を行う。 | 日本語指導が必要な外国籍の子どもに対し、学習意欲を高めるためスクールサポーターを配置した。  | 実施   | 有    | ★★    | 継続  | 教育委員会事務局 学校教育部 | 学校教育推進室       |
| 122    | 災害時緊急情報の提供などを含めて、生活をしていく上で必要な情報を多言語で発信します                   |    | 外国籍の女性やその子どもへの生活支援の充実 | 災害時緊急情報の提供などを含めて、生活をしていく上で必要な情報を多言語で発信します   | ハザードマップ作成時には多言語標記を行う。                | 本年度、ハザードマップは作成していない。   | 未実施  | -    | 評価なし  | ハザードマップ等作成時には今後も多言語発信を行う。   | -              | 危機管理室         |
|        |   |    | 多文化共生情報プラザ事業          | 平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催をしている。【英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語(スペイン語も対応可能) 平日 9:00～17:30】・行政文書等の翻訳、筆耕 ・語学ボランティア派遣 ・外国人のための1日相談サービス ・多文化理解講座 等 | HPや「多文化共生情報プラザだより」にて情報提供を実施する        | HPの掲載や「多文化共生情報プラザだより」を広く配布することで情報を提供した。多文化共生情報プラザは、互いの文化を認めあい、共に地域社会を支え発展に寄与し、安定した暮らしが継続して可能となることを目的として、本市全ての住民を対象とした多文化共生に関連する情報の提供及び情報の収集事業、各種相談案内事業を実施している。   | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も、東大阪市で生活する上での情報提供、相談事業を多言語で実施するほか、国籍に関わらず男女共同参画の視点をもって全ての住民が交流できる場の提供に努める。 | 人権文化部          | 多文化共生・男女共同参画課 |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                                      | 内容  | R1目標  | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局    | 令和2年度室課       |
|--------|---|----|--|---|---|---|------|------|-------|--|-------|---------------|
|        |   |    | 市ウェブサイト管理運営業務                            | 平成24年3月のウェブサイトリニューアルに伴い、自動翻訳システムを導入。多言語(英語・朝鮮語・中国語(2言語))に自動翻訳し情報を発信している(添付ファイルを除く)。   | 市ウェブサイトの翻訳機能を前年度よりも向上させる。                   | Googleの翻訳機能を活用して、イタリア語・ジョージア語・スペイン語・ベトナム語に自動翻訳できるように追加した。   | 実施   | 有    | ★★    | ニーズを把握しながら、他の言語翻訳の追加が必要か判断していく。  | 市長公室  | 広報課           |
| 123    | 多言語による相談窓口を充実するとともに、各相談機関の情報提供につとめます                              |    | 多文化共生情報プラザ事業                             | 平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催をしている。【英語・韓国・朝鮮語・中国語、ベトナム語(スペイン語も対応可能) 平日 9:00～17:30】・行政文書等の翻訳、筆耕・語学ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座等 | 年間相談件数800件                                  | 多文化共生情報プラザは、互いの文化を認めあい、共に地域社会を支え発展に寄与し、安定した暮らしが継続して可能となることを目的として、本市全ての住民を対象とした多文化共生に関連する情報の提供及び情報の収集事業、各種相談案内事業を実施している。令和元年度の年間相談件数は740件。目標値には達していないが、多文化共生情報プラザのポスターやチラシを市の施設に設置するなど、11言語以上での情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として、より多くの住民に周知できるように努めている。 | 実施   | 有    | ★★    | 今後も、東大阪市で生活する上で情報提供、相談事業を多言語で実施するほか、国籍に関わらず男女共同参画の視点をもって全ての住民が交流できる場の提供に努める。 | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | 男女共同参画センター相談事業                           | 男女共同参画センター指定管理者管理運営業務において、女性を対象に多言語相談を実施している。   | 多言語相談の実施                                    | 多言語相談を実施した。   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き多言語相談実施  | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 124    | 被害者が相談や手続きを行う際に人権や心情に配慮し、各機関で何度も同じことを語らなくてすむよう関係機関の連携を図ります        |    | 各種証明発行業務                                 | 住民基本台帳事務に係る意見付与及び各種証明発行について、相談者の来庁回数を減らす  | 市民課やGSと連携調整し、GSでも住民基本台帳事務に係る意見付与面接が出来るようにする | GSでも住民基本台帳事務に係る意見付与面接を実施した。また、警察署へ相談員が出張し意見付与面接を実施した。   | 実施   | 有    | ★★    | 引き続きGSにて意見付与に必要な面接を実施できるようにする。   | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 125    | 「DV相談対応マニュアル」を作成します   |    | 厚生労働省が提供している「婦人相談員・相談支援指針」を活用する。         | 平成28年度より開始したDV対策事業において、婦人相談員 相談・支援指針を活用する。  | 相談員及び課内職員への周知徹底                             | 相談時に相談・支援指針に基づき、支援するよう留意した。また、婦人相談員の業務に関してマニュアルの整備に着手した。  | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、当該マニュアルに基づいて事業を実施する   | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 126    | 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議」の機能を強化します |    | ○ 東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議               | 全体会議については総括的事項を、地域会議においては、東大阪地域の具体的事項について討議を実施し、年3回程度会議を開催するもの。   | 関係機関との積極的な意見交換                              | 大阪府女性相談センターや男女共同参画センター相談室などのDV相談の実情を広く知って頂く機会を提供し、事例検討を行い、積極的な意見交換を実施した。被害者の2次被害防止のため、関係機関の手続き等がスムーズに行えるように一時保護聞き取りシートを作成し共有することができた。   | 実施   | 有    | ★★★   | 地域会議の充実  | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | ○ 「東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議」内での情報の共有化を図る | 担当業務について資料を配布し、情報の共有化に努める。  | 連絡会議内での情報共有に努める                             | 第1回ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議に参加し、関係各課との情報共有をすることができた。  | 実施   | 有    | ★★    | 継続   | 市民生活部 | 市民室<br>市民課    |
| 127    | 相談の質の向上をめざして、相談員等を対象にした専門的な研修を行います                                |    | DV対策事業                                   | 大阪府女性相談センターが実施する当該事業に関係する研修に参加する。   | 関係する研修等への積極的な参加を促す                          | 基礎的な研修から、携帯の危険性に関する研修まで幅広く参加した。また、行政職員・相談員ともに積極的に参加している。  | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、関係する研修に参加する。  | 人権文化部 | 多文化共生・男女共同参画課 |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                      | 内容  | R1目標                   | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局       | 令和2年度室課         |
|--------|---|----|--------------------------|---|------------------------|--|------|------|-------|---|----------|-----------------|
|        |   |    | 子育て支援相談事業                | 0歳から18歳までのすべての子どもとその保護者を対象に、子育てに関する相談(虐待通告を含む)業務を行っている。相談員としては正職員の他、専門嘱託(家庭児童相談員)も配置している。               | 相談員のスキルアップを目的として研修を行う。 | 弁護士や医師等を講師として招き、実務者のスキルアップ研修や事例検討会を行った。児童虐待の予防・防止の観点から、市民への啓発活動や関係機関のスキルアップについての取り組みは欠かせないものである。要保護児童対策地域協議会においては、その視点で必要な研修会や講演会、啓発活動の実施や相談・支援業務に関する支援マニュアルやリーフレットを、講演会や研修会等の機会でも市民や関係機関へ配布し周知している。 | 実施   | 有    | ★★★   | 相談・支援業務に関わる職員のスキルアップを目的とした研修、事例検討会を定期的に開催する。                  | 子どもすこやか部 | 子ども相談課<br>地域支援課 |
| 128    | DVIに関する相談とDV被害者支援を充実します                                 |    | 母子・父子自立支援員の研修への参加        | ひとり親家庭の相談にあたる母子・父子自立支援員に本市で実施する研修や会議、外部機関が実施している研修会に参加してもらい、知識や情報の習得に努め、DV相談に対してきめ細やかな対応ができるようにする。      | 母子・父子自立支援員が研修に1回以上参加する | DV被害者の相談にきめ細やかな対応ができるよう、母子・父子自立支援員には研修会等に参加し、スキルアップを図るとともに、関係機関との連携を強化し、情報を共有することが必要である。令和元年度においてもDV対策連絡会議実務担当者会議に参加し、知識や情報の習得に努め、日々の業務に役立てることができた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、DV被害防止のため、相談にあたる母子・父子自立支援員が適切で細やかな対応ができるよう、知識や情報の習得に努める。 | 子どもすこやか部 | 子ども家庭課          |
|        |   |    | DV対策事業                   | 平成28年度より、DV専門相談機関を設置し、婦人相談員による専門的な相談を開始した。男女共同参画センターにおいては、女性を対象に電話・面接・法律・労働・多言語相談を実施。男性を対象に、電話相談を実施するもの | 相談員の資質の向上              | DV会議や、関係する研修に積極的に参加し相談員の資質向上を図った   | 実施   | 有    | ★★    | 相談業務の継続及び相談員の資質向上   | 人権文化部    | 多文化共生・男女共同参画課   |
| 129    | 関係機関と連携を強化し、DVが推測される場合の適切な対応につとめます                      |    | 東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議 | 全体会議については総括的事項を地域会議においては、東大阪地域の具体的事項について討議を実施し、年3回会議を開催する。  | DV会議の開催                | DV会議を開催した(全体会議1回・地域会議3回)配偶者暴力支援センターである大阪府女性相談センターを本市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議委員として加えており、具体的な事例等の報告や、意見交換等を行った。また、DV被害者支援のための手引き書に別添を追加することにより、DV被害者支援の拠点である配偶者暴力支援センターとのスムーズな連携が可能となった。                   | 実施   | 有    | ★★★   | 関係機関の連携を図る  | 人権文化部    | 多文化共生・男女共同参画課   |
| 130    | 配偶者からの暴力に関する相談窓口などを記載したDV相談窓口一覧カードを作成します                |    | DVカードの作成及び配架             | DV被害者に対し、支援の窓口を広く周知し、かつ他人の目を気にせずに情報を入手できるようコンパクトに支援情報を記載したカードを作成するもの。                                   | カード新規設置箇所4か所追加         | 実施<br>男女共同参画センターで実施している相談事業の広報カードについては、医師会など配布先からの評価も高く、今後も継続して、作成、配架を実施することとし、設置個所の追加については新規で増やせるよう努力したい  | 実施   | 有    | ★★    | カード新規設置箇所4か所追加  | 人権文化部    | 多文化共生・男女共同参画課   |
| 131    | 地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員・児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員との連携を強化します |    | 男女共同参画研修事業(出前講座)         | 男女共同参画研修事業(出前講座)の実施   | 出前講座の実施                | 実施の要望がなかった。  | 未実施  | -    | 評価なし  | 出前講座の実施   | 人権文化部    | 多文化共生・男女共同参画課   |
|        |   |    | 民生委員活動推進事業               | 地域福祉推進を目的に、円滑な民生委員活動を確保し、地域や関係機関との連携を強化する。  | 関係機関との定期的な会議を実施する。     | 東大阪市民生委員児童委員協議会連合会が開催する会議にて、民生委員と関係行政機関双方による報告や現状把握を定期的に行った。   | 実施   | 有    | ★★★   | 定期的な会議だけでなく、日頃からの連絡調整を継続する。                                   | 生活支援部    | 生活支援課           |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                      | 内容  | R1目標                            | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                        | 部局       | 令和2年度室課         |
|--------|--|----|--------------------------|---|---------------------------------|--|------|------|-------|-------------------------------------|----------|-----------------|
|        |  |    | 児童虐待防止事業                 | 要保護児童対策地域協議会では、構成機関の連携強化を図るため、代表者会議(年1回)や調整会議(年4回)、地区会議(各地区年3回)、実務者会議(各地区年15回)を定期的に開催している。また、状況に応じて随時個別ケース検討会議を開き、ケース対応における検討・情報共有を行っている。その他、研修会や事例検討会を開催して児童虐待への理解を深める取り組みを行っている。<br>市民に向けては11月の児童虐待防止推進月間に街頭キャンペーンやオレンジリボンウォーキングを行い、啓発チラシやグッズなどを配布して児童虐待の防止を広く訴え、また子育てに関する講演会も行っている。平成17年12月に「東大阪市子どもを虐待から守る条例」を制定し、条例啓発を目指す。 | 研修会および子育て講演会への構成機関からの参加の増加に努める。 | DVに巻き込まれることによる子どもの傷つき(心理的虐待を含む)をなくすため、毎月行われる要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、関係機関との連携を密にし、早期発見・支援につなげることができるよう努めている。また、虐待発生予防の観点から民生委員・児童委員の協力のもと、1歳半健診未受診家庭と3歳半健診未受診家庭の訪問調査を実施しているが、新任の民生委員・児童委員の方を対象として、訪問調査対応や子ども虐待に関する研修を実施している。 | 実施   | 有    | ★★★   | 研修会および子育て講演会への構成機関からの参加の増加に努める。     | 子どもすこやか部 | 子ども相談課<br>地域支援課 |
| 132    | 医師その他の医療関係者等と連携しながら、DV防止法に定められた発見、通報の規定について周知に努めます |    | 東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議 | 全体会議については総括的事項を地域会議においては、東大阪地域の具体的事項について討議を実施し、年3回程度会議を開催した。  | 情報提供                            | 全体会議には、枚岡・河内・布施医師会から参加していただき、関係機関との連携も含め、DV防止法の周知に努めた。   | 実施   | 有    | ★★    | 新たに周知すべき情報があれば関係機関に対して迅速な情報提供に努める   | 人権文化部    | 多文化共生・男女共同参画課   |
| 133    | 保護命令申立て手続きに関する情報提供をします                             |    | DV対策事業                   | DV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施する。   | DV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施する。 | DV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施した。具体的な手続きは大阪府の配偶者暴力相談支援センターが支援にあたっている。  | 実施   | 有    | ★★    | 引き続きDV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施する。 | 人権文化部    | 多文化共生・男女共同参画課   |
| 134    | 場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応をします                      |    | DV対策事業                   | 一時保護施設や、相談実施場所など、情報が漏れない様留意している。  | 被害者に対しての適切な対応                   | 相談場所や一時保護施設の情報を漏らすことなく実施した。  | 実施   | 有    | ★★★★  | ひきつづき、秘匿情報の適切な管理に努める。               | 人権文化部    | 多文化共生・男女共同参画課   |
| 135    | 警察や学校園、保育所、子ども家庭センターなど各種関係機関との連携を強化します             |    | 東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議 | 全体会議については総括的事項を、地域会議においては東大阪地域の具体的事項について討議を行い、年3回程度会議を開催するもの  | DV会議の開催                         | DV会議を開催した(全体会議年1回・地域会議年3回)<br>被害者の安全確保の徹底において、各関係機関との連携を強化するよう努めた  | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、DV会議を開催し関係機関との連携を図る。           | 人権文化部    | 多文化共生・男女共同参画課   |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                     | 内容  | R1目標  | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標  | 部局          | 令和2年度室課         |
|--------|--|----|-------------------------|---|---|---|------|------|-------|---|-------------|-----------------|
|        |  |    | 児童虐待防止事業                | 要保護児童対策地域協議会では、構成機関の連携強化を図るため、代表者会議(年1回)や調整会議(年4回)、地区会議(各地区年3回)、実務者会議(各地区年15回)を定期的に開催している。また、状況に応じて随時個別ケース検討会議を開き、ケース対応における検討・情報共有を行っている。その他、研修会や事例検討会を開催して児童虐待への理解を深める取り組みを行っている。<br>市民に向けては11月の児童虐待防止推進月間に街頭キャンペーンやオレンジリボンウォーキングを行い、啓発チラシやグッズなどを配布して児童虐待の防止を広く訴え、また子育てに関する講演会も行っている。平成17年12月に「東大阪市子どもを虐待から守る条例」を制定し、条例啓発を目指す。 | 要保護児童対策地域協議会の開催する研修会および子育て講演会に、構成機関からより多くの方に参加してもらえよう努める。 | DVIに巻き込まれることによる子どもの傷つき(心理的虐待を含む)をなくすため、毎月行われる要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、関係機関との連携を密にし、早期発見・支援につなげることができるよう努めている。 | 実施   | 有    | ★★★   | 要保護児童対策地域協議会の開催する研修会および子育て講演会に、構成機関からより多くの方に参加してもらえよう努める。 | 子どもすこやか部    | 子ども相談課<br>地域支援課 |
|        |  |    | DV防止対策連携事業              | 警察や学校園、保育所、子ども家庭センターなど各種関係機関との連携を強化する。  | 関係機関との連携強化  | 連携を強化できた。虐待に対しての対応策として、各関係機関に連絡を取り、早期発見、早期処理していただくようにしている。  | 実施   | 有    | ★★★   | 継続  | 子どもすこやか部    | 保育課             |
|        |  |    | 子どもの安全確保                | 被害にあった子どもの安全確保を各種機関と連携して図る。   | 各種機関との連携  | 被害にあった子どもの安全確保を各種機関と連携して図っている。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も、子どもの安全確保を各種機関と連携して図る。                                 | 教育委員会事務局    | 人権教育室           |
| 136    | 民間シェルター等への助成など、民間団体との連携・協力体制を強化します                                     |    | 民間シェルター等支援事業            | NPO法人等が運営する民間シェルターや中長期的自立支援施設(ステップハウス)の施設賃借料の1/2を補助する。  | 補助制度の周知及び実施   | 当該制度について周知を図り民間シェルター等に対する支援事業を実施できた   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、該当する団体については補助金を交付する                                  | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課   |
| 137    | ハローワークなどと連携し、就労支援を行います   |    | ハローワークなどと連携した就労支援       | 大阪府やハローワークなど関係機関との連携のもと、市内2ヶ所の就労支援センターで、コーディネーターが就労困難者に対して、就労相談・就労支援を行うもの。また、就活ファクトリー東大阪で、39歳以下の若者及び女性(年齢不問)を対象とした就労支援を行うもの。  | 就労支援センター及び就活ファクトリー東大阪で就労相談・就労支援を行う。                       | 就労支援センターでは就労困難者に対して、就労相談・就労支援を実施した。若者や女性に対しては就活ファクトリー東大阪で就労支援を実施できた。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後もハローワークなどと連携し、就労相談・就労支援を行う。                             | 都市魅力産業スポーツ部 | 労働雇用政策室         |
| 138    | 市及びその他の行政機関と医療機関、警察、市民団体などのさまざまな機関が連携し、中長期的にわたる継続的な被害者支援を実施する仕組みをつくります |    | 東大阪市ドメスティックバイオレンス対策連絡会議 | 全体会議については、総括的事項を、地域会議においては東大阪地域の具体的事項について討議し、年3回程度会議を開催するもの   | 地域会議の充実   | 地域会議において、事例検討を行い、積極的な意見交換を実施した。被害者の2次被害防止のため、関係機関の手続き等がスムーズに行えるように一時保護聞き取りシートを作成し共有することができた。                | 実施   | 有    | ★★    | 中長期的にわたる継続的な被害者支援実施に向けて、当該会議にて検討する。                       | 人権文化部       | 多文化共生・男女共同参画課   |

| 施策内容No | 施策内容                                      | 重点 | 事業名                            | 内容   | R1目標   | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                                  | 部局       | 令和2年度室課                   |
|--------|---|----|--------------------------------|--|--|--|------|------|-------|---|----------|---------------------------|
|        |   |    | ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議での関係機関との調整 | ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議において、関係機関が相互に連携し、効果的な対応について連絡、調整、協議等を実施する。   | ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議において、関係機関が相互に連携し、効果的な対応について連絡、調整、協議等を実施する。 | 令和元年度東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議全体会議委員に消防局警防部警備課長が指名された。<br>令和元年度 第1回東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議に参加した。   | 実施   | 有    | ★★★   | 継続して関係機関と連携していく。                              | 消防局      | 警防部<br>警備課                |
| 139    | 子どもへの支援について適切な情報提供をします                    |    | 東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議       | 全体会議については、総括的事項を、地域会議においては東大阪地域の具体的事項について討議し、年3回程度会議を開催するもの  | DV会議に各相談機関の相談員に参加してもらい現場の情報交換を図る                               | DV会議において、保護命令についてスキルアップを図った。保護命令(同伴児童がいる場合など)について市内で支援する相談員のスキルがアップした。   | 実施   | 有    | ★★    | DV会議の場を活用するなどして適切な情報提供に努める。                   | 人権文化部    | 多文化<br>共生・男女<br>共同<br>参画課 |
|        |   |    | 児童虐待防止事業                       | 要保護児童対策地域協議会では、構成機関の連携強化を図るため、代表者会議(年1回)や調整会議(年4回)、地区会議(各地区年3回)、実務者会議(各地区年15回)を定期的に開催している。また、状況に応じて随時個別ケース検討会議を開き、ケース対応における検討・情報共有を行っている。その他、研修会や事例検討会を開催して児童虐待への理解を深める取り組みを行っている。<br>市民に向けては11月の児童虐待防止推進月間に街頭キャンペーンやオレンジリボンウォーキングを行い、啓発チラシやグッズなどを配布して児童虐待の防止を広く訴え、また子育てに関する講演会も開催している。平成17年12月に「東大阪市子どもを虐待から守る条例」を制定し、条例啓発を目指す。 | 虐待防止の観点から、適切な情報提供および支援に努める。                                    | DVに巻き込まれることによる子どもの傷つき(心理的虐待を含む)をなくすため、毎月行われる要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、関係機関との連携を密にし、早期発見・支援につなげることができるよう努めている。<br>11月の児童虐待防止推進月間に街頭キャンペーンやオレンジリボンウォーキングを行い、啓発チラシやグッズなどを配布して児童虐待の防止を広く訴え、また子育てに関する講演会を実施。 | 実施   | 有    | ★★★   | 虐待防止の観点から、適切な情報提供および支援に努める。                   | 子どもすこやか部 | 子ども相談課<br>地域支援課           |
| 140    | 保育所・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます |    | 東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議       | 全体会議については、総括的事項を、地域会議においては東大阪地域の具体的事項について討議し、年3回程度会議を開催するもの  | 大阪府女性相談センターや警察との連携強化   | 関係機関の実務担当者レベルで集まり、活発な意見交換を実施した。市と警察や府関連施設との連携につき調整した。  | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、大阪府関連施設、市内関連施設とのスムーズな連携が図れるよう、DV会議を活用する。 | 人権文化部    | 多文化<br>共生・男女<br>共同<br>参画課 |
|        |   |    | DV・虐待支援対策事業                    | 保育所への優先入所の実施等。   | DV、虐待支援対策の拡充。  | 公立保育所、民間保育園共に優先的に入所の実施をした。   | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も、DVまたは虐待に苦しむ女性や子どもに対する支援を拡充していく。           | 子どもすこやか部 | 子ども相談課<br>地域支援課           |
|        |   |    | DV・虐待支援対策事業(平成26年度までは保育室より回答)  | 保育所への優先入所の実施等。   | DV、虐待支援対策の拡充。  | 公立保育所、民間保育園共に優先的に入所の実施をした。   | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も、DVまたは虐待に苦しむ女性や子どもに対する支援を拡充していく。           | 子どもすこやか部 | 施設利用相談課                   |

| 施策内容No | 施策内容   | 重点 | 事業名                   | 内容   | R1目標  | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局                | 令和2年度室課            |
|--------|--|----|-----------------------|--|---|---|------|------|-------|--|-------------------|--------------------|
|        |  |    | 不登校対策担当者連絡協議会         | 長期欠席に隠れた児童虐待やDVの早期発見に努め、児童やその保護者への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、長期欠席児童生徒や要保護児童等への支援に関する協議を行う。市の子ども見守り課やスクールソーシャルワーカーに講師を依頼し、学校が安全な場所となるような研修を行っている。 | 年間3回開催する。   | 不登校対策担当者連絡協議会を年間2回開催した。協議会において、各学校での取組みの情報交換等を行い、児童生徒や保護者への支援方法などについて交流を行った。また、教育センター相談担当と連携し、適応指導教室「ふれあいルーム」の紹介や、活動報告を全小中学校に発信した。なお、3月に予定していた第3回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。 | 実施   | 有    | ★★    | 継続   | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室            |
| 141    | DV被害者とその子どもの医療やメンタルヘルスの分野における支援の充実を図ります                  |    | 相談支援                  | DV被害者とその子どもの医療やメンタルヘルスの分野における支援の充実を図ります  | 子育て中の母の精神的な支援   | 妊婦や子育て中の母に対し、精神的な支援を専門職と連携の下、行っている。   | 実施   | 有    | ★     | 関係機関との連携強化   | 健康部               | 母子保健・感染症課          |
| 142    | 高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします |    | 障害者虐待防止事業             | 障害者虐待に関する市民の認識を深め、虐待を受けた障害者、養護者に対する保護及び自立への支援を促進していく。  | 障害をもつ女性が夫や同居している交際相手から暴力を受けているケースが多く、女性に対する虐待の防止や支援を行う。 | 障害者が配偶者や同居している交際相手から暴力を受けて通報につながるケースが多く、虐待対応チームが介入し、女性に対する虐待の防止や自立に向けた支援を行った。   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き障害をもつ女性に対する虐待の防止や支援に取り組む。                          | 福祉部               | 障害者支援室<br>障害施策推進課  |
|        |  |    | 高齢者虐待防止ネットワーク事業       | 高齢者虐待防止法の普及・啓発 高齢者虐待事案への対応 高齢者の保護、養護者支援など  | 高齢者虐待防止法の普及に努め、介護施設従事者に対する研修会の実施を目指す                    | 高齢者虐待防止啓発のためのリーフレットの配布。養介護施設従事者等に対して高齢者虐待防止への対応に関する研修会を1回実施した。  | 実施   | 有    | ★★    | 高齢者虐待防止法の普及に努める。                                       | 福祉部               | 高齢介護室<br>地域包括ケア推進課 |
|        |  |    | 家庭訪問事業【H26まで健康づくり課回答】 | 専門職による家庭訪問事業によって、夫やパートナーからの暴力の早期発見、早期からの支援をすることで、暴力の防止啓発を図る。また子ども虐待の要因ともなりうるため、要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携を図り、保護・支援を行う。                               | 支援体制の充実   | 保健師、助産師、保育士各種専門家による早期介入と、関係機関との連携<br>妊娠期、乳児期早期からの対応により、早期からの対応につながるが増えた。  | 実施   | 有    | ★★    | 関係機関との連携の強化  | 健康部               | 母子保健・感染症課          |
| 143    | 国際交流団体と連携しながら、多言語でDVに関する情報提供をするためのリーフレットを作成します           |    | DVに関するリーフレットの多言語での提供  | 多文化共生・男女共同参画課作成のDVに関するリーフレットを、多文化共生情報プラザにて多言語（英語、韓国・朝鮮語、中国語）に翻訳。また、国際交流協会や東大阪日本語教室などの国際交流団体を通し、外国籍住民に対しDVに関する情報提供を行う。                            | リーフレットを多言語に翻訳   | 市民向けのDVに関するリーフレットが作成がなかった。  | 未実施  | -    | 評価なし  | 市民向けのDVに関するリーフレットが作成され次第、男女共同参画の視点をもって多言語に翻訳し、情報提供を行う。 | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課      |
|        |  |    | DV被害防止にかかるリーフレット      | DVによる被害の無い社会をめざし、DVについての知識と被害防止及び被害者支援のための情報提供を行うため啓発物品を作成する。  | リーフレットの配布・多言語版リーフレットの作成検討                               | 支援関係機関向けの手引き書を作成しているが、市民向けのリーフレットについては、外国語での作成には至っていない  | 未実施  | -    | 評価なし  | 適宜状況に合わせて作成を検討する                                       | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課      |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                                       | 内容  | R1目標                       | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                 | 部局                | 令和2年度室課       |
|--------|---|----|---|---|----------------------------|---|------|------|-------|------------------------------|-------------------|---------------|
| 144    | DV防止関連の事業を実施するなど、市民への啓発を進めます                                    | ○  | 男女共同参画センター講座・男女共同参画研修事業(出前講座)・市政だより啓発記事など | 多くの人々に男女共同参画の理解を深めて頂くため、男女共同参画センターでは、DVに関する講座を始め、様々な分野における講座、催事を展開している。また、それぞれの立場、年齢、地域毎に異なる問題点に対応するため、出前講座を企画し、多くの市民に男女共同参画について学び、理解していただく機会を提供している。また11月の市政だよりでは、女性に対する暴力根絶に関する特集記事を掲載している。 | 講座、催事の開催                   | 「DVのつどい」において、支援者向けの講演を実施し、また広く庁内外の関係機関との連携を強化することができた   | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、市民への啓発を強化する             | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 145    | 女性に対する暴力に関する図書・資料を充実します   |    | 男女共同参画センター情報資料室業務                         | 国・大阪府・各地方公共団体からの提供資料及び必要に応じて購入した書籍・資料を男女共同参画センターの情報資料室で保管するとともに、市民や関係者に関覧・貸出を実施している。  | 配架図書類の充実と利用者の拡大            | 書籍・映像資料等情報資料の充実を図ることができた。定期購入以外の資料については男女共同参画センター講座や催事に即した図書などの購入に努め、また指定管理者である一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団の所管するドーンセンター情報ライブラリーの映像資料・書籍について寄託提携を結ぶことで、より多くの資料の閲覧・貸与を可能とし、利用者の利益に供することができた。 | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き配架図書の充実と利用者拡大を図る         | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 146    | 民生委員・児童委員など地域で活動するリーダーに対する啓発活動を進め、地域での早期発見につなげます                |    | 東大阪市ドメスティックバイオレンス対策連絡会議                   | 全体会議については、総括的事項を、地域会議においては東大阪地域の具体的事項について討議し、年3回程度会議を開催するもの   | 行政からの事業広報を充実させる。           | DV会議には民生委員が参画している。今年度については、「民児協ひがしおおさか」にDVの記事を掲載し啓発を行った。  | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、DV会議の場において、積極的に事業を広報する。 | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | 民生委員活動推進事業                                | 民生委員・児童委員に対する、多種多様な内容の研修を行うには広域での実施が効率的であるため、大阪府社会福祉協議会に研修を委託する。  | 2種類以上の対象区分および研修内容で実施       | 委員の対象は経験年数に応じた研修区分を設定し、内容も時事問題から地域でのリーダーの役割など、幅広い科目で啓発研修を実施した。  | 実施   | 有    | ★★★   | より多くの参加者が得られるよう随時内容の見直しを行う。  | 生活支援部             | 生活支援課         |
| 147    | DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについての「DV相談対応マニュアル」を作成し、配布します |    | DV相談対応マニュアルの整備                            | 東大阪市においては、「婦人相談員相談・支援指針」(厚生労働省)をマニュアルとして使用している。加えて本市特有の事務処理部分に関して業務マニュアルを整備する。  | DV相談マニュアルの整備               | 全国的に、厚生労働省で作成している「婦人相談員 相談・支援指針」を使用している。本市特有の事務処理に関して、マニュアル化を図った。   | 実施   | 有    | ★★    | 必要に応じて業務マニュアルの改定を図る。         | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 148    | 学校と関係機関の連携のもと、学校でのSNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します       | ○  | 講座等を含む啓発事業                                | 男女共同参画センターを活用し、メディアリテラシーを啓発する。  | 男女共同参画センター講座の実施及び啓発物の作成を行う | 男女共同参画センターにおいて、SNSリテラシーをテーマに講座「ネットトラブルから子どもを守る」を実施。   | 実施   | 有    | ★★    | 男女共同参画センター講座の実施及び啓発物の作成など    | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   | ○  | 人権啓発                                      | 東大阪市人権学習プログラム「であいふれあい そして人権」の男女共生教育教材を活用した取組みの推進。   | 男女共生教育教材を活用した取組みの推進        | 教職員研修等で東大阪人権学習プログラム「であいふれあい そして人権」を配布・紹介し、その活用を推進している。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も、教職員研修等の取組みを行う。           | 教育委員会事務局          | 人権教育室         |
|        |   | ○  | 教職員研修の充実                                  | 教職員対象の情報モラル研修を実施し、学校での情報モラル教育推進を図る。   | 研修を実施する                    | 小中高の教職員向け研修を実施した。   | 実施   | 有    | ★★    | 継続                           | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室       |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                              | 内容   | R1目標  | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局                | 令和2年度室課       |
|--------|---|----|----------------------------------|--|---|---|------|------|-------|--|-------------------|---------------|
| 149    | 教職員を対象にしたデートDVに関する研修を実施します                    |    | 人権研修                             | 大阪府「人権教育教材集・資料」(平成23年度版)のデートDV防止教育教材を活用した取組みの推進。   | 男女共生教育教材を活用した取組みの推進                                     | 教職員研修等で大阪府「人権教育教材集・資料」(平成23年度版)を紹介し、その活用を推進している。  | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も、教職員研修等の取組みを行う。                                     | 教育委員会事務局          | 人権教育室         |
|        |   |    | 教職員研修事業                          | 1、教職員研修／2、校園内における指導助言  | 教職員研修において、デートDVについて研修を実施する。                             | 男女共同参画センターとも連携し、初任者研修において、デートDVについて研修を実施できた。  | 実施   | 有    | ★★    | 今後とも継続的に実施していく。  | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教育センター        |
| 150    | 中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します               |    | 若者向けDV被害防止にかかるリーフレットの作成          | 若者向けDV被害防止にかかるリーフレットの作成  | 啓発方法の検討   | 今年度は予算措置が無かったため実施できず。今後は、学校関係者や有識者等の意見も参考にしながら当該リーフレットの作成に向けて検討を進める。  | 未実施  | -    | 評価なし  | リーフレット及び対象となる世代に向けての啓発方法の検討                            | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 151    | 各種人権啓発活動に「女性の人権」を位置づけ、啓発を行います                 |    | 男女共同参画啓発業務                       | 男女共同参画センターにおいて、様々な切り口の講座や催事を開催している。リーフレットの配架等による情報提供も含め広く男女共同参画社会についての理解を深めて頂けるよう努める     | 催事主催者に対して男女共同参画関係事業を啓発すること                              | 催事の主催者に対して、男女共同参画センターで実施している講座や催事のチラシの配布を依頼したり、男女共同参画センターで開催していただくことでセンターの認知度向上につながった                               | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、催事主催者等に対する働きかけを実施する                               | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | ヒューマンライツカレンダーの発行                 | 市内学校園の児童生徒の人権作品及び人権課題を掲載。市内学校園や公共施設へ配布する。  | 男女共同参画のテーマを入れる。   | 45,500部を作成し、6月に『性別で役割をきめていますか』というタイトルで男女共同参画について掲載。カレンダーは、市内学校園や公共施設へ配布した。  | 実施   | 有    | ★★★★  | 引き続き、カレンダーに男女共同参画のテーマをとりあげる。                           | 人権文化部             | 人権啓発課         |
| 152    | 女性に対する人権侵害を許さないという社会的機運を醸成するために、広報・啓発活動を充実します | ◎  | 男女共同参画啓発事業・市政だより啓発記事・情報紙「HOW」の発行 | 男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」を作成し市内全戸に配布。市政だよりにてDV特集記事を掲載。男女共同参画センターにて「DVのつどい」を開催した               | あらゆる媒体を対象として、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を実施する                   | 毎年度男女共同参画センターで実施する講座・催事に加え男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」(52号テーマ:DV)を作成し、市内全戸配布、市政だよりにてDV特集記事を掲載するなど、男女共同参画社会について積極的に啓発を実施した   | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、あらゆる媒体を対象として啓発活動を検討する。                            | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | 東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間のつどい           | 毎年7月を人権尊重のまちづくり強化月間と位置づけ、東大阪市人権尊重のまちづくり条例の周知を呼びかける。条例周知チラシに「女性の人権」の文言を記載し、人権問題として市民に訴える。 | 条例周知のためのイベントを行うことで、条例の意義(様々な人権問題のうち、女性の人権についても)をアピールする。 | 東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間のつどいとして、講演会を開催。条例周知イベントを行うことで、条例の意義(様々な人権問題のうち、女性の人権についても)を市民にアピール。                               | 実施   | 有    | ★★    | 今後も条例の意義をアピールするため、事業を継続する。                             | 人権文化部             | 人権啓発課         |
| 153    | 女性の人権尊重を推進する立場にある市職員や教職員などへの研修を充実します          |    | 研修事業                             | 各階層(新規採用職員、5年目職員、新任部次長)の職員に対して、男女共同参画の研修を実施する。   | 男女がお互いの人権を尊重できる職場づくりについての考えを深めるための研修を実施する。              | 研修を実施することができた。男女がお互いの人権を尊重できる職場づくりについての考えを深めるための研修を実施することが、女性の人権尊重を推進する立場にある市職員の育成、並びに男女共同参画社会への実現を図るために効果があると思われる。 | 実施   | 有    | ★★★★  | 男女がお互いの人権を尊重できる職場づくりについての考えを深めるための研修を実施し、更なる研修の充実に努める。 | 行政管理部             | 人事課           |

| 施策内容No | 施策内容                                      | 重点 | 事業名                       | 内容   | R1目標                                  | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局                | 令和2年度室課         |
|--------|---|----|---------------------------|--|---------------------------------------|---|------|------|-------|--|-------------------|-----------------|
|        |   |    | 教職員研修事業                   | 1、教職員研修／2、校園内における指導助言  | 教職員研修において、男女平等教育等について研修を実施する。         | 3年目人権教育研修、中堅教諭等資質向上研修において、これまでの人権教育の取組を振り返って、情報交流し、人権が尊重される学校園づくりを考える研修を実施することができた。   | 実施   | 有    | ★★    | 今後とも継続的に実施していく。                                      | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教育センター          |
| 154    | DV防止法やストーカー規制法など女性の人権を守る法律について周知・啓発に努めます  |    | DVのつどい                    | 暴力が起こるメカニズムや女性に対する暴力の根底に女性の人権の軽視があることを知り、意識啓発や人権教育の充実などの身近なツールから女性に対する暴力をなくす取り組みにアクセスできることを知る。また暴力被害者支援の情報を得て、問題に的確に対処するための力をつける   | あらゆる媒体を利用して啓発する                       | DVのつどいを開催した。DVのつどいにて周知を図ったものの、法律そのものを啓発するまでには至らなかった。またストーカーについては啓発していない。  | 実施   | 有    | ★★    | 当該法律に関する啓発物(展示パネルなど)を作成することや、市政だよりを利用するなどの啓発方法を検討する。 | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課   |
| 155    | 子どもへの暴力に関する情報を収集し、児童虐待防止法などの啓発や講座の充実を図ります |    | 児童虐待防止事業                  | 要保護児童対策地域協議会では、構成機関の連携強化を図るため、代表者会議(年1回)や調整会議(年4回)、地区会議(各地区年3回)、実務者会議(各地区年15回)を定期的に開催している。また、状況に応じて随時個別ケース検討会議を開き、ケース対応における検討・情報共有を行っている。その他、研修会や事例検討会を開催して児童虐待への理解を深める取り組みを行っている。<br>市民に向けては11月の児童虐待防止推進月間に街頭キャンペーンやオレンジボンウオーキングを行い、啓発チラシやグッズなどを配布して児童虐待の防止を広く訴え、また子育てに関する講演会も行っている。平成17年12月に「東大阪市子どもを虐待から守る条例」を制定し、条例啓発を目指す。 | 研修会および子育て講演会への、構成機関および市民からの参加の増加に努める。 | 児童虐待の予防・防止の観点から、市民への啓発活動や関係機関のスキルアップについての取り組みは欠かせないものである。要保護児童対策地域協議会においては、その視点で必要な研修会や講演会、啓発活動を計画的に実施し進めてきた。今後においてもさらに充実した内容のものにして、児童虐待の予防・防止に努めていきたい。 | 実施   | 有    | ★★★   | 研修会および子育て講演会への、構成機関および市民からの参加の増加に努める。                | 子どもすこやか部          | 子ども相談課<br>地域支援課 |
|        |   |    | 児童虐待予防支援事業【H26まで健康づくり課回答】 | 健診時育児支援:1歳6か月児、3歳6か月児健診等に併設し、心理判定員及び保育士を配置し、グループでの遊びの様子観察、個別の育児相談を実施し、育児不安の解消・こどもの健康・育児に関する不安や悩みの解消の一助としている。虐待対応サポート:虐待のリスクのある母子に対して、虐待予防を目的にマザーサポート教室を実施。対象者は、心理的にも人間関係においても問題を多く抱えていることから、丁寧な対応が必要で、多くのスタッフの配置を要する。  | 事業実施時の配置人員の増加による手厚いフォロー               | 他の事業予算により健診時配置増員子育てが困難で、虐待ハイリスクや疑いのある家庭は増加傾向にあり、啓発や講座内容の充実が重要である。内容の充実のために、支援にのせるシステムの確立、発見できるためのスキルアップを図る。   | 実施   | 有    | ★★    | 研修の開催  | 健康部               | 母子保健・感染症課       |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名              | 内容  | R1目標   | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局       | 令和2年度室課         |
|--------|---|----|------------------|---|--|--|------|------|-------|--|----------|-----------------|
| 156    | 子どもへの暴力を防止するための地域システムづくりを検討します  |    | 児童虐待発生予防システム構築事業 | 1歳半健診、3歳半健診未受診児を対象として、その家庭を訪問し健診受診の勧奨や子育て支援サービスについての情報提供を行う。訪問を地域の民生委員・児童委員に依頼することにより、地域で子どもを見守る体制づくりを図っている。  | 訪問の結果、子どもに面会して養育状況に問題なしとの確認に至った件数および健診受診につなげた件数の増加 | 児童虐待の予防・防止、早期発見・対応のため、民生委員・児童委員、主任児童委員の協力の上、平成18年2月より「児童虐待発生予防システム構築事業」を実施している。出生率の低下と共に健診受診率の上昇により依頼件数は減少傾向にあるが、児童虐待の早期発見、予防、防止には効果的な事業である。なにより、地域の協力で成り立っている事業であり、全国的にも実施市は少ない現状にある。そのような事業を民児協の協力のもと実施できることの意義は大きい。 | 実施   | 有    | ★★★   | 訪問の結果、子どもの現認により養育状況に「問題なし」と判断できた件数、健診未受診の状況を受診につなげる事ができた件数を増加できるよう努める。 | 子どもすこやか部 | 地域支援課           |
| 157    | 要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を深めます   |    | 児童虐待防止事業         | 要保護児童対策地域協議会では、構成機関の連携強化を図るため、代表者会議(年1回)や調整会議(年4回)、地区会議(各地区年3回)、実務者会議(各地区年15回)を定期的に開催している。また、状況に応じて随時個別ケース検討会議を開き、ケース対応における検討・情報共有を行っている。その他、研修会や事例検討会を開催して児童虐待への理解を深める取り組みを行っている。市民に向けては11月の児童虐待防止推進月間に街頭キャンペーンやオレンジリボンウォーキングを行い、啓発チラシやグッズなどを配布して児童虐待の防止を広く訴え、また子育てに関する講演会も行っている。平成17年12月に「東大阪市子どもを虐待から守る条例」を制定し、条例啓発を目指す。 | 研修会および子育て講演会への、構成機関からの参加の増加に努める。                   | 要保護児童対策地域協議会は、子どもの生命と人権を守るために児童虐待の早期発見に努め、要保護児童等の適切な支援を図るために、関係機関が連携し必要な情報の交換を行うと共に、要保護児童等への支援の内容に関する協議を行い、きめ細かなネットワークの構築をめざすことを目的として設置され活動している。その活動の中でスキルアップのための研修会や講演会を計画的に開催すると共に、市民への啓発活動に取り組んだ。                   | 実施   | 有    | ★★★   | 研修会および子育て講演会への、構成機関からの参加の増加に努める。                                       | 子どもすこやか部 | 子ども相談課<br>地域支援課 |
| 158    | 「東大阪市子どもを虐待から守る条例」を周知し、子どもを虐待から守り、子どもの健やかな成長と発達を保障していきます                |    | 児童虐待防止事業         | 要保護児童対策地域協議会では、構成機関の連携強化を図るため、代表者会議(年1回)や調整会議(年4回)、地区会議(各地区年3回)、実務者会議(各地区年15回)を定期的に開催している。また、状況に応じて随時個別ケース検討会議を開き、ケース対応における検討・情報共有を行っている。その他、研修会や事例検討会を開催して児童虐待への理解を深める取り組みを行っている。市民に向けては11月の児童虐待防止推進月間に街頭キャンペーンやオレンジリボンウォーキングを行い、啓発チラシやグッズなどを配布して児童虐待の防止を広く訴え、また子育てに関する講演会も行っている。平成17年12月に「東大阪市子どもを虐待から守る条例」を制定し、条例啓発を目指す。 | 研修会および子育て講演会への、構成機関からの参加の増加に努める。                   | 東大阪市においては、児童虐待防法の改正を受け、いち早く平成17年に「東大阪市子どもを虐待から守る条例」を制定した。平成22年度から公用車に条例周知のためのマグネットシートを装着してもらい、市民向け啓発を行っている。11月の児童虐待防止推進月間において、条例周知のため、懸垂幕の掲示、本庁舎・保健センターでの展示、リーフレット・啓発グッズの配布をおこなった。                                     | 実施   | 有    | ★★★   | 研修会および子育て講演会への、構成機関からの参加の増加に努める。                                       | 子どもすこやか部 | 子ども相談課<br>地域支援課 |
| 159    | 基本的人権に基づいた「児童の権利に関する条約」のもつ理念を把握し、子どもの人権を保障することを目的に、啓発冊子の作成や市民講座などを実施します |    | ヒューマンライツカレンダーの発行 | 市内学校園の児童生徒の人権作品及び人権課題を掲載。市内学校園や公共施設へ配布する。   | 子どもの人権をテーマを入れる。                                    | 45,500部を作成し、11月に『子どもは「守られるべき存在」であると同時に「権利の主体」です』というタイトルで子どもの人権について掲載。カレンダーは、市内学校園や公共施設へ配布した。   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、カレンダーに子どもの人権をテーマをとりあげる。   | 人権文化部    | 人権啓発課           |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                         | 内容  | R1目標                             | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局                | 令和2年度室課       |
|--------|---|----|-----------------------------|---|----------------------------------|--|------|------|-------|--|-------------------|---------------|
|        |   |    | 児童虐待防止事業                    | 要保護児童対策地域協議会では、構成機関の連携強化を図るため、代表者会議(年1回)や調整会議(年4回)、地区会議(各地区年3回)、実務者会議(各地区年15回)を定期的に開催している。また、状況に応じて随時個別ケース検討会議を開き、ケース対応における検討・情報共有を行っている。その他、研修会や事例検討会を開催して児童虐待への理解を深める取り組みを行っている。<br>市民に向けては11月の児童虐待防止推進月間に街頭キャンペーンやオレンジリボンウォーキングを行い、啓発チラシやグッズなどを配布して児童虐待の防止を広く訴え、また子育てに関する講演会も行っている。平成17年12月に「東大阪市子どもを虐待から守る条例」を制定し、条例啓発を目指す。 | 研修会および子育て講演会への、構成機関からの参加の増加に努める。 | 東大阪市においては、児童虐待防法の改正を受け、いち早く平成17年に「東大阪市子どもを虐待から守る条例」を制定した。平成22年度から公用車に条例周知のためのマグネットシートを装着してもらい、市民向け啓発を行っている。11月の児童虐待防止推進月間において、条例周知のため、懸垂幕の掲示、本庁舎・保健センターでの展示、リーフレット・啓発グッズの配布をおこなった。 | 実施   | 有    | ★★★   | 研修会および子育て講演会への、構成機関からの参加の増加に努める。                               | 子どもすこやか部          | 子ども相談課        |
|        |   |    | 「児童の権利に関する条約」の趣旨を尊重した学校園づくり | 年度当初学校園に「児童の権利に関する条約」の趣旨を尊重するとともに、校則などの見直しにおいて、その趣旨を踏まえ、改正を行うよう通知する。  | 「児童の権利条約を踏まえた生徒指導方針」の策定100%(中学校) | 全中学校において「児童の権利条約を踏まえた生徒指導方針」の見直し・検討を行った。   | 実施   | 有    | ★★    | 全中学校において「児童の権利条約を踏まえた生徒指導方針」の見直し・検討を実施する。                      | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 学校教育推進室       |
| 160    | 男女共同参画に関わる相談の充実を図ります                                  |    | 男女共同参画センター相談事業・DV対策事業       | 男女共同参画センター指定管理者管理運営業務において、女性を対象に電話・面接・法律・労働・多言語相談を実施している。いずれも女性の相談員・弁護士・社会保険労務士が担当し、各分野の専門知識を有する相談経験豊富な者を配置している。また平成24年度より、男性相談員による男性のための相談も実施している。また、平成28年度より、DV専門相談事業を開始した。   | 相談事業の充実                          | 相談事業については、女性相談員、弁護士、社会保険労務士など各分野の専門知識を有する経験豊富な相談員を配置し、市政だよりや男女共同参画をめざす情報紙「HOW」に掲載するなど周知を図った。また、平成28年度から実施したDV専門相談においては、婦人相談員を雇用し、専門的支援を実施している。                                     | 実施   | 有    | ★★    | 引き続き、相談体制や支援内容の充実を図る   | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 161    | 各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりに努めます |    | 研修会等の機会の情報提供                | 相談業務を実施する所管課に対して大阪府などの実施する相談員向けの講座などの情報提供を実施する。また、DV専門相談に従事する専門相談員においては、各種研修に積極的に参加する。  | 研修等、資質向上、ネットワークづくりの機会の周知         | 相談業務を実施している所管課には、男女共同参画課を通じて大阪府の実施する相談員向けの講座の案内やとりまとめを実施した。また、DV専門相談員については、積極的に参加している。   | 実施   | 有    | ★★    | 該当事業については引き続き関係各課に参加を促す。また、DV専門相談に従事する婦人相談員においては、各種研修に積極的に参加する | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課 |

| 施策内容No | 施策内容                          | 重点 | 事業名            | 内容   | R1目標                                     | R1実績   | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標   | 部局                | 令和2年度室課         |
|--------|-------------------------------|----|----------------|--|--|--|------|------|-------|--|-------------------|-----------------|
|        |                               |    | 児童虐待防止事業       | 要保護児童対策地域協議会では、構成機関の連携強化を図るため、代表者会議(年1回)や調整会議(年4回)、地区会議(各地区年3回)、実務者会議(各地区年15回)を定期的に開催している。また、状況に応じて随時個別ケース検討会議を開き、ケース対応における検討・情報共有を行っている。その他、研修会や事例検討会を開催して児童虐待への理解を深める取り組みを行っている。<br>市民に向けては11月の児童虐待防止推進月間に街頭キャンペーンやオレンジリボンウォーキングを行い、啓発チラシやグッズなどを配布して児童虐待の防止を広く訴え、また子育てに関する講演会も行っている。平成17年12月に「東大阪子どもを虐待から守る条例」を制定し、条例啓発を目指す。 | 研修会および子育て講演会に、構成機関からより多くの方に参加してもらえよう努める。 | 児童虐待の予防・防止の観点から、市民への啓発活動や関係機関のスキルアップについての取り組みは欠かせないものである。要保護児童対策地域協議会においては、その視点で必要な研修会や講演会、啓発活動を計画的に実施し進めてきた。今後においてもさらに充実した内容のものにして、多数の機関の方に参加を呼びかけ、児童虐待の予防・防止に努めていきたい。また、啓発活動の実施や相談・支援業務に関する支援マニュアルやリーフレットを、講演会や研修会等の機会でも市民や関係機関へ配布し周知している。 | 実施   | 有    | ★★★   | 研修会および子育て講演会に、構成機関からより多くの方に参加してもらえよう努める。             | 子どもすこやか部          | 子ども相談課<br>地域支援課 |
|        |                               |    | 苦情相談業務         | 公平委員会が公平委員会事務局職員を苦情相談員に指名し、公平委員会の指揮監督の下に、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談に応じている。  | 人事担当課等の関係部局と苦情相談に関する情報交換等、問題解決を図っていく。    | 令和元年度、新規の苦情相談事案はありませんでした(0件)   | 未実施  | -    | 評価なし  | 今後も人事担当課等の関係部局と苦情相談に関する情報交換等、問題解決を図っていく。             | -                 | 公平委員会事務局        |
| 162    | 各種相談事業における相談員は男女に偏りのないよう配慮します |    | 男女共同参画センター相談業務 | 男女共同参画センター指定管理者管理運営業務において、女性を対象に電話・面接・法律・労働・多言語相談を実施している。いずれも女性の相談員・弁護士・社会保険労務士が担当し、各分野の専門知識を有する相談経験豊富な者を配置している。また平成24年度より、男性相談員による男性のための相談も実施している。  | 相談業務の充実                                  | 男女共同参画センターで実施している相談事業においては、それぞれの相談に応じた適切な相談員を配置している(男女に偏りがある配置ではなく相談の内容に応じて相談員を配置している)   | 実施   | 有    | ★★    | 相談業務については引き続き、相談員のスキルアップを図り、配置も適材適所となるよう指定管理者と協議するもの | 人権文化部             | 多文化共生・男女共同参画課   |
|        |                               |    | 就労相談員の男女均等な配置  | 市内2ヶ所の就労支援センターで、コーディネーターが就労困難者に対して、就労相談・就労支援を行うもの。また、就労ファクトリー東大阪で、39歳以下の若者及びびを女性(年齢不問)を対象とした就労支援を行うもの。   | 就労相談員の男女均等な配置                            | 就労支援センターの相談員数は2名で、その内1名が女性であり、就労ファクトリー東大阪の相談員数は3名でその内2名が女性である。就労相談員の男女均等な配置が達成できた。   | 未実施  | 有    | ★★    | 男女平等な配置に努める。   | 都市魅力産業スポーツ部       | 労働雇用政策室         |
|        |                               |    | 子育て支援相談事業      | 0歳から18歳までのすべての子どもとその保護者を対象に、子育てに関する相談(虐待通告を含む)業務を行っている。相談員としては正職員の他、専門嘱託(家庭児童相談員)も配置している。  | 相談員の配置については、男女の別なく行う。                    | 相談員の配置については、非常勤専門嘱託員として、子育て支援相談員を採用しているが、男女の差なく公平公正に審査を行い任用している。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 相談員の配置については、男女の別なく行う。                                | 子どもすこやか部          | 子ども相談課<br>地域支援課 |
|        |                               |    | 教育・発達相談事業      | 相談員の採用選考   | 男女平等に採用選考を行う。                            | 会計年度任用職員の採用選考の際は、男女区別することなく、その人物の能力等で判断した。   | 実施   | 有    | ★★★★  | 今後も引き続き、採用選考については、男女平等に行う。                           | 教育委員会事務局<br>学校教育部 | 教育センター          |

| 施策内容No | 施策内容  | 重点 | 事業名                                       | 内容  | R1目標                                 | R1実績  | 事業実施 | 男女視点 | R1進捗度 | 今後の進め方と次年度目標                              | 部局       | 令和2年度室課       |
|--------|---|----|---|---|--------------------------------------|---|------|------|-------|---|----------|---------------|
|        |   |    | 苦情相談業務                                    | 公平委員会が公平委員会事務局職員を苦情相談員に指名し、公平委員会の指揮監督の下に、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談に応じている。 | 男女の苦情相談員が共に在籍                        | 所属職員3名のうち1名が女性職員であり、必要な体制が取れている。  | 実施   | 有    | ★★★   | 男女の相談員が共に在籍                               | -        | 公平委員会事務局      |
| 163    | 担当者や相談員がその言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します |    | DV専門相談業務                                  | 相談において、二次被害が発生しないよう、各種研修や事例検討に参加している。                                     | DV専門相談員の研修参加及び事例検討参加                 | 大阪府主催のDVに関する研修への参加や、ブロック会議への参加、事例検討など、専門相談員のスキルアップを図った。   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、DV専門相談員のスキルアップを図る。                   | 人権文化部    | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 164    | 女性への暴力防止のために、あらゆる機会をとらえて学習機会を提供します          |    | 研修事業                                      | 男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。                                      | 男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。 | 男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れることができた。   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き、男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。 | 行政管理部    | 人事課           |
|        |   |    | 男女共同参画センター講座・男女共同参画研修事業(出前講座)・市政だより啓発記事など | 女性に対する暴力をなくす運動期間中に、男女共同参画センターにて、DVのつどいを開催し、DVの基本的な知識について啓発する。             | DVのつどいの開催                            | 男女共同参画センターでは年間を通じて、さまざまな講座等を実施しているが、DVに関しては、女性に対する暴力をなくす運動期間にちなんで、「DVのつどい」を開催した。パネル展示など、わかりやすい啓発を実施できた。HOW52号にてDVを取り上げ全戸配布を行った。 | 実施   | 有    | ★★    | 今後も引き続き、DVのつどいを開催し、そのメカニズムなど、わかりやすく啓発する。  | 人権文化部    | 多文化共生・男女共同参画課 |
|        |   |    | 人権研修                                      | 学習の機会などに、一人ひとりのちがいを認め合い、尊重し、高め合うことができる「集団づくり」の取組みの推進を図る。                  | 「集団づくり」の取組みの推進                       | 学習の機会などに、一人ひとりのちがいを認め合い、尊重し、高め合うことができる「集団づくり」の取組みの推進を図った。   | 実施   | 有    | ★★★   | 今後も引き続き、「集団づくり」の取組みを推進していく。               | 教育委員会事務局 | 人権教育室         |
| 165    | 状況が深刻化することを防ぐため被害者が当事者意識を持ち、いち早く相談するよう啓発します | ◎  | DV対策事業                                    | DV専門相談電話について、市政だより及び情報紙「HOW」にて周知し、また相談カードを市内各施設に設置している。                   | 広報の実施                                | 市政だより、情報紙HOWに掲載、相談カードの作成。   | 実施   | 有    | ★★★   | 引き続き広報を実施                                 | 人権文化部    | 多文化共生・男女共同参画課 |
| 166    | 加害者に対して加害者更生プログラムなど最新の情報を収集し提供できるように努めます    |    | DV対策事業                                    | DV被害者に対し、状況に応じた情報提供ができるよう、情報収集を図る。  | 加害者更生プログラムを含む様々な情報収集に努める。            | 加害者更生プログラムについては、その有用性について様々な見解がある。行政が情報提供すべきかも含めて再度検討が必要。   | 実施   | 有    | ★     | 引き続き、情報収集に努める。                            | 人権文化部    | 多文化共生・男女共同参画課 |